

経営強化計画

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 12 条)

平成 28 年 6 月

株式会社 筑波銀行

目 次

1. 前経営強化計画の実績についての総括	
(1) 経営環境	1
(2) 茨城県の現状	1
(3) 決算の概要	
① 預金・預り資産	2
② 貸出金	2
③ 損益	2
④ 自己資本比率	3
⑤ 不良債権比率等	4
(4) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に対する総括	4
(5) 被災地域における東日本大震災からの復興に対する総括	6
(6) 地域における経済の活性化に対する総括	7
(7) 今後の課題	8
2. 経営強化計画の実施期間	9
3. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務 を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業 務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針	9
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策	
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策	10
② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制	15
③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者 の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策	15
(3) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域 における東日本大震災からの復興に資する方策	
① 信用供与の円滑化に資する方策	16
② 事業再生支援の方策	19
③ 地域振興ソリューションに関する方策	22
④ 「地方創生」に対する方策	26
⑤ その他の方策（CSRの観点から）	32
(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	
① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策	33
② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する 支援に係る機能の強化のための方策	34
③ 早期の事業再生に資する方策	35
④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策	36

4. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項	38
5. 収益の見通し	
(1) 収益の見通しの概要	39
(2) 単体自己資本比率の見通し	39
6. 剰余金の処分の方針	40
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	
(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等	
① ガバナンス体制	41
② 業務執行に対する監査体制	41
(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等	
① リスク管理体制	42
② 統合的リスク管理	43
③ 信用リスク管理	43
④ 市場リスク管理	44
⑤ 流動性リスク管理	44
⑥ オペレーショナル・リスク管理	45
8. 経営強化のための計画の前提条件	46

1. 前経営強化計画の実績についての総括

(1) 経営環境

前経営強化計画策定時である平成23年度の国内経済は、東日本大震災の影響により厳しい状況が続きましたが、その後の震災復興関連需要の本格化などにより、緩やかな持ち直しの動きが続きました。その後も、政府と日銀が一体となったデフレ脱却をめざした経済政策の効果などにより家計や企業のマインドが改善したことなどから、個人消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がりました。

金融面では、日経平均株価は平成23年3月末の9,700円台から平成28年3月末には16,000円台に、長期金利（新発10年国債利回り）については平成23年3月末の1.255%から大きく低下し、平成28年3月末には△0.029%となりました。

計画期間内の経済情勢は、震災以降、基調的には緩やかな回復が続きましたが、地域金融機関を取り巻く環境は、市場金利の低下や他行との競合激化などにより、収益の中核である貸出金利息の減少が続いていることや、将来を見据えた再編の動きが加速するなど、一段と厳しさが増えています。将来的に地域の人口減少が見込まれるなか、今後も健全性を維持し、将来にわたって十分な金融仲介機能を発揮していくためには、持続可能な中長期的なビジネスモデルを早急に構築していくことが地域金融機関の重要な経営課題の一つとなっております。

【計画策定時 前提対実績】

指標	H23/3 実績	H23/7 実績		H23/9	H24/3	H25/3	H26/3	H27/3	H28/3
無担保コール翌日物 (%)	0.062	0.078	前提	0.078	0.078	0.078	0.078	0.078	0.078
			実績	0.075	0.076	0.058	0.044	0.015	△ 0.002
			前提比	△ 0.003	△ 0.002	△ 0.020	△ 0.034	△ 0.063	△ 0.080
日本円TIBOR3ヵ月 (%)	0.34	0.34	前提	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34
			実績	0.34	0.34	0.25	0.21	0.17	0.10
			前提比	0.00	0.00	△ 0.09	△ 0.13	△ 0.17	△ 0.24
新発10年国債利回り (%)	1.255	1.080	前提	1.080	1.080	1.080	1.080	1.080	1.080
			実績	1.020	0.985	0.560	0.640	0.400	△ 0.050
			前提比	△ 0.060	△ 0.095	△ 0.520	△ 0.440	△ 0.680	△ 1.130
ドル/円為替レート (円)	83.21	77.85	前提	77.85	77.85	77.85	77.85	77.85	77.85
			実績	76.65	82.19	94.05	102.92	120.17	112.68
			前提比	△ 1.20	4.34	16.20	25.07	42.32	34.83
日経平均株価 (円)	9,755	9,833	前提	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
			実績	8,700	10,084	12,398	14,827	19,206	16,759
			前提比	700	2,084	4,398	6,827	11,206	8,759

(2) 茨城県の現状

当行の主たる営業基盤である茨城県内につきましては、東日本大震災の発生から5年が経過し、道路や港湾など県内インフラの復旧工事は着実に進みました。一方、福島第一原発事故に伴う風評被害の影響は、依然として農水産業や観光産業を中心として大きな不安要因となっております。

また、茨城県においても、今後、人口減少が進んでいくと見込まれている地域があるなか、政府が成長戦略と掲げる「地方創生」への取り組みは、ますます重要となってきました。真の地域復興・振興を早期に実現していくうえで、地域金融機関の役割はこれまで以上に重要であり、今後も自治体等との連携をさらに強化しながら、コンサルティング機能を十分に発揮していく必要があります。

(3) 決算の概要

①預金・預り資産

計画始期である平成23年3月期から計画終期にあたる平成28年3月期においては、預金残高につきましては、個人や一般法人の流動性預金を中心に2,181億円増加したことから2兆1,805億円となりました。また、預り資産残高につきましては、年金保険等が増加したものの、投資信託が減少したことなどから、33億円減少し2,160億円となりました。

(単位：億円)

	23/3期	24/3期	25/3期	26/3期	27/3期	28/3期	23/3期比
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	
預金	19,623	20,098	20,608	21,353	21,624	21,805	2,181
預り資産	2,194	2,159	2,285	2,199	2,163	2,160	△ 33

②貸出金

貸出金残高につきましては、中小企業等貸出金及び公共部門向け貸出金の増加などにより1,248億円増加し1兆6,028億円となりました。

(単位：億円)

	23/3期	24/3期	25/3期	26/3期	27/3期	28/3期	23/3期比
	実績	実績	実績	実績	実績	実績	
貸出金	14,779	14,907	15,254	15,478	15,669	16,028	1,248
中小企業等貸出金	10,887	10,826	11,100	11,172	11,257	11,255	368

③損益

資金利益につきましては、市場環境の改善などから有価証券利息配当金は増加したものの、貸出金利回りの低下による貸出金利息の減少などにより、平成28年3月期は計画始期である平成23年3月期より28億円減少し300億円となりました。

役務取引等利益につきましては、お客さまの多様なニーズに応じた営業活動を展開してきたことなどにより年金保険等の販売額は増加しましたが、投資信託の販売額が減少したことなどから、平成28年3月期は計画始期である平成23年3月期より2億円減少し30億円となりました。

営業経費につきましては、店舗統廃合など合併によるシナジー効果の早期実現に向けた諸施策を計画通り推し進めてきたことから、平成28年3月期は計画始期である平成23年3月期より35億円減少し278億円となりました。

以上により、平成 28 年 3 月期のコア業務純益につきましては、計画始期である平成 23 年 3 月期より 43 百万円増加し 48 億円となりましたが、「量的・質的金融緩和」政策などの影響で市場金利や株価など、実際の経済指標が計画時の前提条件から大きく変動したことなどを背景に、計画比では 37 億円の減少となりました。

経常利益につきましては、不良債権処理額の減少や市場環境の改善により株式等関係損益が増加したことなどから、平成 28 年 3 月期は計画始期である平成 23 年 3 月期より 48 億円増加し 78 億円となりました。

この結果、平成 28 年 3 月期の当期純利益につきましては、計画比 34 億円増加の 59 億円となり、また利益剰余金につきましても、計画比 113 億円増加の 199 億円となりました。

しかしながら、貸出金利の低下に歯止めがかからず貸出金利息は依然として減少が続いており、トップライン改善に向けた具体的な施策を速やかに実践し、安定的な収益基盤を確立していくことが経営課題の一つであると認識しております。「より多くのお客さまと、より多くの接点を持ち、より深くお客さまを知ること」を目的とした営業活動を引き続き実践したうえで、企業が持つ本来の技術力等を見極めるとともに、財務面の改善も含めた本業支援を着実にを行い、適正な金利の確保を目指してまいります。

(単位：億円)

	23/3期 実績	24/3期 実績	25/3期 実績	26/3期 実績	27/3期 実績	28/3期 実績	23/3期比
業務粗利益	381	351	341	356	349	333	△ 48
コア業務粗利益	362	341	336	347	343	326	△ 35
資金利益	328	294	292	305	308	300	△ 28
役務取引等利益	32	35	39	38	34	30	△ 2
その他業務利益 (国債等債券損益を除く)	1	11	4	3	△0	△ 4	△ 5
営業経費 (除く臨時処理分) (△)	314	298	287	280	282	278	△ 35
人件費 (△)	160	152	144	140	144	142	△ 17
物件費 (△)	138	130	127	126	122	118	△ 20
税金 (△)	15	15	15	14	15	17	2
コア業務純益	47	42	49	66	61	48	0
国債等債券損益	19	10	5	8	5	6	△ 13
業務純益 (一般貸倒繰入前)	67	52	54	75	66	54	△ 12
一般貸倒引当金繰入額 (△)	△ 17	-	0	3	△ 3	△ 11	5
業務純益	84	52	53	71	70	65	△ 18
臨時損益	△ 54	△ 27	△ 22	△ 14	△ 6	13	67
うち株式等関係損益 (3勘定戻)	△ 8	△ 9	1	12	11	36	44
うち不良債権処理額 (△)	38	14	19	22	20	30	△ 8
経常利益	30	25	31	56	63	78	48
特別損益	△ 2	6	0	△ 4	△ 1	△ 1	0
税引前当期純利益	27	31	31	52	62	76	49
法人税、住民税及び事業税 (△)	0	0	0	2	1	1	1
法人税等調整額 (△)	2	7	6	8	6	15	13
当期純利益	25	23	24	41	55	59	34

④自己資本比率

平成 24 年 3 月期に金融機能強化法の震災特例に基づき、350 億円の国からの資本参加を受け入れたことから、単体自己資本比率は 10.97%まで改善いたしました。

平成 25 年 3 月期以降、当初計画を上回る当期純利益を計上してきましたが、過去に調達した劣後債等を償還したこと、貸出金残高が震災関連融資への積極的な取り

組みなどによる増加に伴い、リスク・アセットも増加したことなどから、平成 28 年 3 月期の単体自己資本比率は 8.98%となりました。

なお、平成 26 年 3 月期より国内基準行に新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ）が適用されたことにより、自己資本比率の算出方法が変更となっております。

（単位：億円）

	旧基準			新基準			
	23/3期 実績	24/3期 実績	25/3期 実績	26/3期 実績	27/3期 実績	28/3期 実績	23/3期比
自己資本	806	1,065	1,048	1,055	1,014	1,043	237
リスク・アセット等	9,904	9,709	10,113	10,617	11,098	11,610	1,706
自己資本比率	8.14%	10.97%	10.36%	9.93%	9.14%	8.98%	0.84%

⑤不良債権比率等

資産の健全性を高めていくという方針のもと、取引先の経営改善に向けて、地道な支援を継続して努めてきたことなどから、平成 28 年 3 月期の金融再生法開示債権比率は計画始期である平成 23 年 3 月期より 2.21%改善し 2.85%となりました。

（単位：億円）

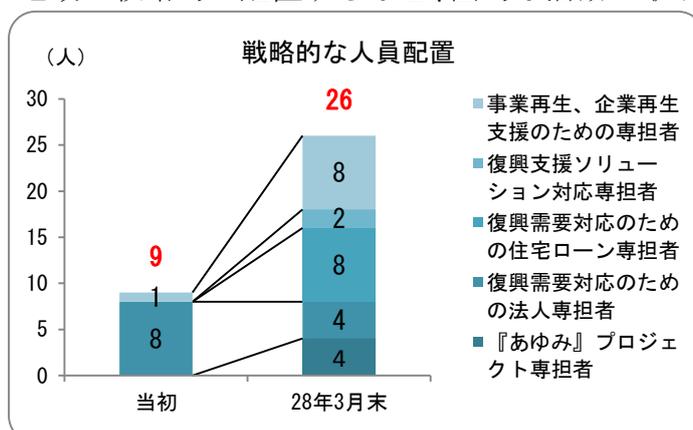
	23/3期 実績	24/3期 実績	25/3期 実績	26/3期 実績	27/3期 実績	28/3期 実績	23/3期比
金融再生法開示債権額	754	629	588	545	461	461	△ 293
正常債権額	14,118	14,377	14,769	15,029	15,306	15,676	1,558
金融再生法開示債権比率	5.06%	4.19%	3.83%	3.49%	2.92%	2.85%	△ 2.21%

（4）中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に対する総括

当行は、平成 23 年 9 月に震災からの復興・振興の支援策として「地域復興支援プロジェクト『あゆみ』」を策定しました。以降、この『あゆみ』プロジェクトに基づき、東日本大震災で被災されたお客さまや、間接的に損害を被ったお客さまに対し、きめ細やかな金融仲介機能を通して震災復興に向けた取り組みを全行挙げて展開してまいりました。

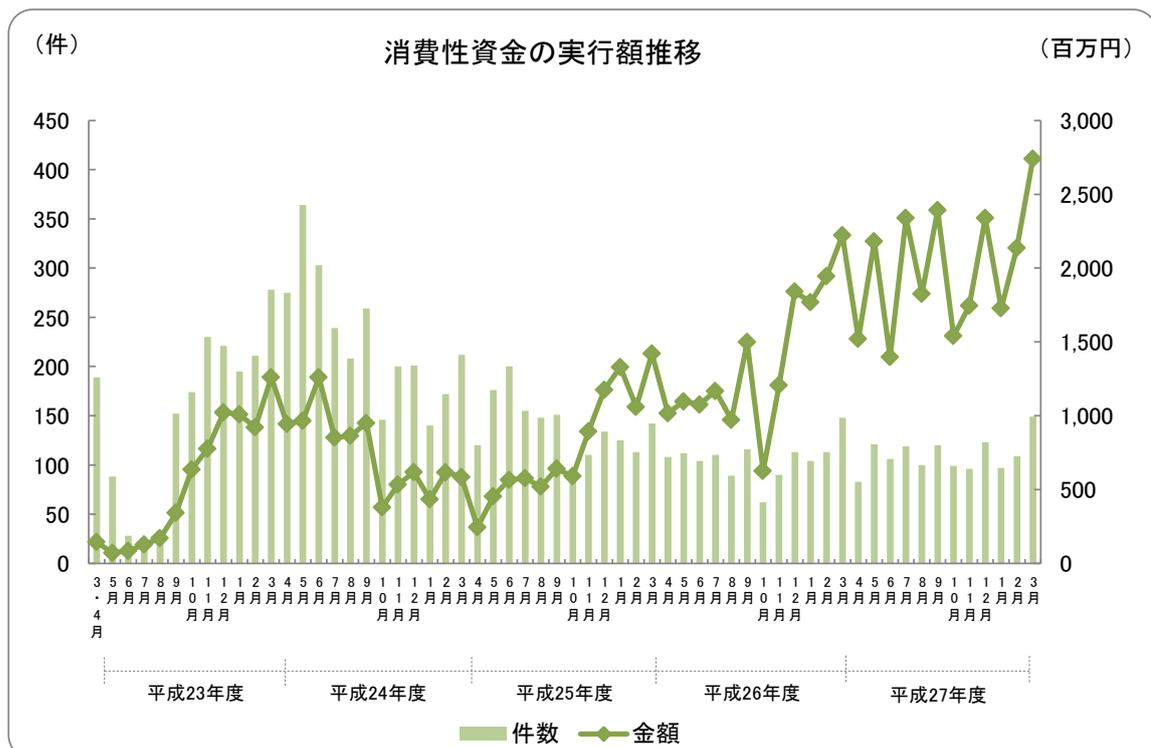
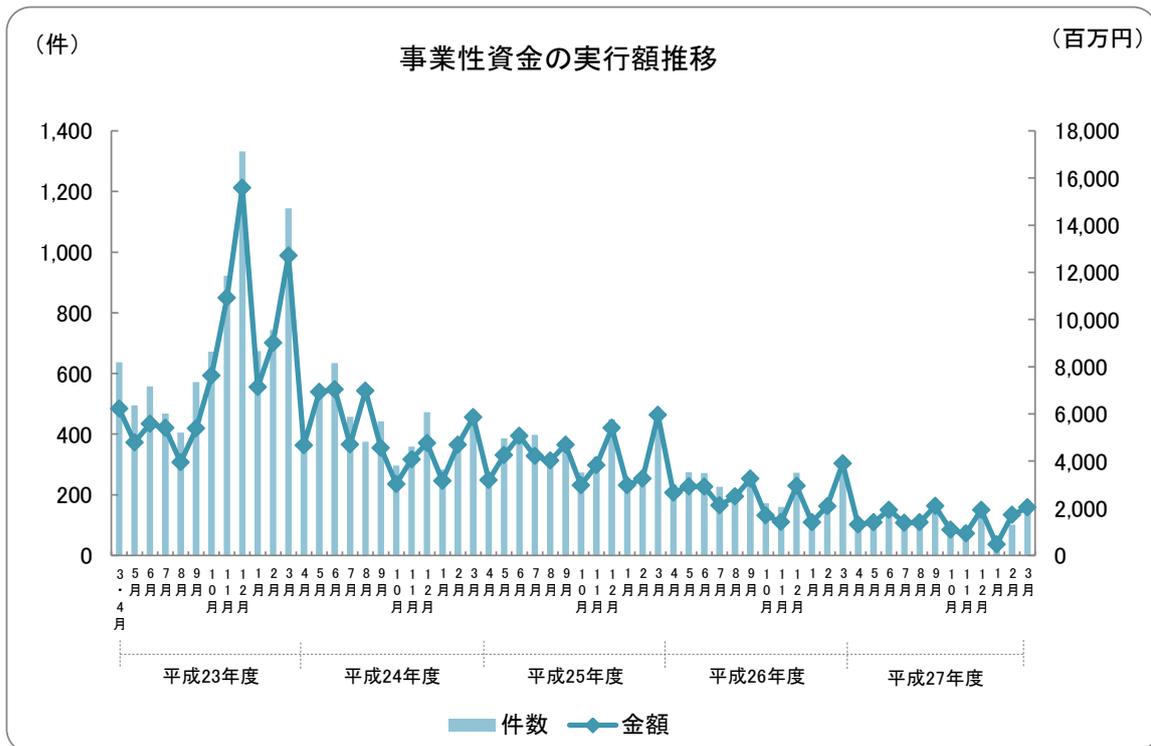
平成 22 年 3 月の合併以降、ブランチ・イン・ブランチ方式による店舗統廃合により生み出された人員を被災の激しい地域に戦略的に配置するなど、面的な活動に取り組んでまいりました。また、震災関連支援商品の新設や茨城県信用保証協会及び日本政策金融公庫との協調・連携を進めるなど、お客さまの実情を踏まえた柔軟かつ迅速な資金ニーズへの対応に取り組んでまいりました。

このような取り組みの結果、震災発生後からの震災関連融資の



新規実行額は、平成 28 年 3 月末現在、事業性融資、消費性融資合計で 30,750 件、3,176 億 2 百万円となり、茨城県信用保証協会との協調融資については 759 件、205 億 53 百万円、日本政策金融公庫との連携融資については 198 件、59 億 43 百万円となりました。また、消費性融資における建替・リフォーム資金については、平成 28 年 3 月末現在、2,638 件、453 億 58 百万円となりました。

今後も地域経済の持続的な発展に向けて、お客さまを起点としたソリューション営業を継続し安定した信用供与に努めてまいります。



(5) 被災地域における東日本大震災からの復興に対する総括

震災直後から、営業本部長を委員長とする「震災復興委員会」を設置し、『あゆみ』プロジェクトの着実な実行と実施状況のモニタリングによる検証を行いながら、復興支援への実施体制を構築してまいりました。

震災以降、支店長を中心とした事業性融資全先訪問及び住宅ローン全先訪問を継続して取り組み、震災による影響やニーズの把握に努めてきました。そして、把握した実態やニーズを踏まえたうえで、本部と営業店が、個社別に具体的かつ最適な今後の支援方針について「対応方針協議会（注1）」のなかで目線合わせを行い、決定した支援方針に基づき、スピーディにソリューション営業を展開してまいりました。

（注1）「対応方針協議会」とは、融資部が「経営改善支援先」、「破綻懸念先以下先」、「その他業種別等テーマを絞った対象先」を抽出し、お客さまを地域金融機関としてどのように支援していくかを営業店と目線合わせをする協議会です。

【対応方針協議会先数】

	正常先 要注意先	要管理先 破綻懸念先以下	合計
先数	8,146先	13,161先	21,307先

（震災後～H28.3末累計、反復協議先を含む）

【条件変更実行実績】

	事業性融資	消費性融資	合計
条件変更実行件数	3,623件	177件	3,800件
金額（百万円）	91,530	1,700	93,230

（震災後～H28.3末累計）

【外部機関の活用状況（県内全体と当行支援）】

外部機関	県内全体			当行支援		
	買取支援決定	2次対応	計	買取支援決定	2次対応	計
茨城県産業復興機構	20先	4先	24先	12先	0先	12先
東日本大震災事業者再生支援機構	40先	22先	62先	20先	5先	25先

（H28.3末累計）

また、企業のライフステージに応じた経営課題に対応するため、「ソリューションメニュー」や「コンサルティングメニュー」を充実させるとともに、公的な支援機関や外部専門家等とのネットワークを構築し、各種セミナー等を通して事業承継やビジネスマッチング、販路拡大支援などの適切なソリューションの提供に継続して取り組んでまいりました。

また当行は、「地域復興支援プロジェクト『あゆみ』」を推進するなかで、震災からの復興支援協定を締結する北茨城市や大洗町のほか、行政からの要請に応える形で、これまでに県内9自治体及び2大学と地域振興協定並びに連携協定を締結し、地域活性化に

創業期	成長期	成熟期
ソリューション・メニュー		コンサルティング・メニュー
事業承継		M&Aの受託
土地の有効活用		確定拠出年金の受託
太陽光発電システム		私募債の募集
ビジネスマッチング		認定支援機関・補助金
販路拡大支援		海外販路・海外進出
事業計画策定支援		ISO・PM等の取得支援
海外進出・販路開拓		アグリビジネス
アグリビジネスサポート		相続対策

向けた取り組みを推進してまいりました。

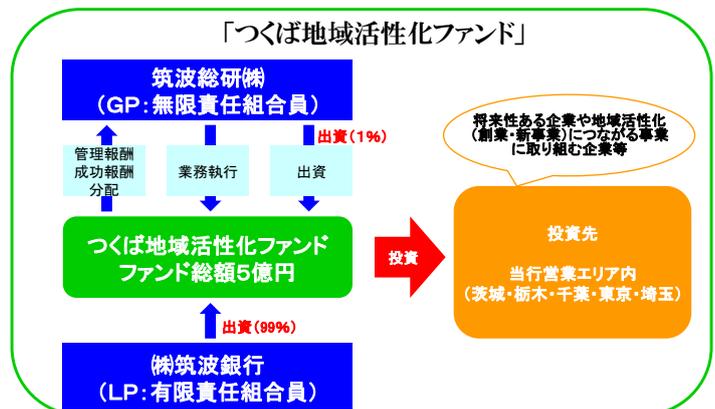
地域振興協定を締結している各自治体が抱える課題は、少子高齢化・過疎化、まちづくり、企業誘致、地場産業育成、農業育成（6次産業化支援）等のいわゆる地方創生への取り組みへと多岐に亘っていることから、そうした地域課題に対して組織的な取り組みを行うため、地域振興部を専担部署として、これまで以上に地域金融機関としてコンサルティング機能を充実させ、保有するビジネスネットワークを十分に活用しながら、地域経済の持続的発展に貢献してまいりました。

【自治体等外部機関との連携】

自治体等名	協定締結日	協定名・協定内容
北茨城市	H24. 2. 2	北茨城市の復興支援にかかる四者による包括的提携協定 (復旧・復興を主とした協定)
大洗町	H24. 4. 2	大洗町の復興支援にかかる包括的提携協定 (復旧・復興を主とした協定)
茨城大学	H24. 11. 30	茨城大学と筑波銀行の連携協力にかかる協定 (県北観光振興を通じた地域活性化を主とした協定)
常陸大宮市	H25. 2. 6	常陸大宮市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
大子町	H25. 3. 18	大子町の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
龍ヶ崎市	H25. 4. 3	龍ヶ崎市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
高萩市	H25. 4. 8	高萩市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
常陸太田市	H25. 12. 16	常陸太田市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
石岡市	H26. 6. 30	石岡市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
かすみがうら市	H27. 4. 2	かすみがうら市の地域振興に関する協定 (まち・ひと・しごと創生法、地域活性化を主とした協定)
かすみがうら市・ 産業能率大学	H28. 1. 26	かすみがうら市・産業能率大学・筑波銀行の連携協力にかかる協定 (市の地域活性化と大学の人材育成を主とした協定)

(6) 地域における経済の活性化に対する総括

震災の間接被害の影響を受けた事業者の販路拡大と、技術的に高度な製品や高品質な商品を開発したものの、マーケティング力が不足しているため販路開拓が課題となっている企業等に対し、県内外の大手バイヤーが多数参加する「ビジネス交流商談会」への参加を通じた支援活動を継続してまいりました。このほか、調達面の支援として各種補助金の申請支援を行い、平成28年3月末までの累計では、ものづくり補助金151件、創業補助金27件、経営改



善補助金 37 件の事業計画書の申請支援を行いました。

また当行は、地域経済の活性化に向けた取り組みとして、子会社である筑波総研を運営会社（GP）とする「つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合（通称：つくば地域活性化ファンド）」を平成 28 年 1 月に設立いたしました。今後も、将来性のある企業や地域活性化につながる事業に取り組む企業に対し、株式による出資を行うとともに、当行のネットワークを活用して出資先企業の持続的発展を支援してまいります。

また、海外市場への展開を検討している中小企業を支援するため、「海外展開一貫ファストパス制度」へ支援機関として参加するほか、独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）や日本政策金融公庫、国際協力銀行（JBIC）等の公的機関や、様々な海外進出支援を展開する企業の海外拠点と連携を図り、進出予定先の経済状況や投資環境などの情報提供など、資金供給のみならず、トータルサポートを展開してまいりました。

（7）今後の課題

当行の主たる営業基盤である茨城県内については、東日本大震災の発生から 5 年が経過し、道路や港湾など県内インフラの復旧工事は着実に進んだことなどから、全体的に見れば震災前と遜色のない状況まで回復してきたと捉えることができます。しかしながら、原発事故による風評被害の影響は、依然として農水産業や観光産業の大きな不安要因となっています。例えば、特用林産物や魚介類のなかで出荷の制限指示が解除されていない品目があることや、風評による海産物の販売低迷、海水浴場への入込客低迷など、「食」と「観光」の分野における「復興」は道半ばです。

また、日本経済の課題である人口減少については、茨城県内においても進んでおり、市場縮小への対応など、まさに地方創生への取り組みが求められています。一方で、震災からの復興状況や社会インフラ整備に伴う利便性の向上には、地域間格差が生じており、震災で被災された企業や間接的に損害を被った企業の業績回復においても、地域間及び業種間での格差が顕在化してきています。

このように、県内において地域間格差が拡大するなどの「環境」変化が進むなか、取引先企業のニーズも従来とは比較にならないほど多様化してきており、これに对应していくためには、取引先や地域の実態を今まで以上に把握し、多彩な提案ツールを備えたいうで、本業支援のみならず、財務面や人材面等への支援も含めた取り組みが今後も必要となっております。

したがって、「環境」の変化や多様化する「ニーズ」に、適切かつスピーディに対応していくため、幅広いスキルを持った人材を育成していくとともに、前経営強化計画を通じて構築したノウハウや情報、ネットワークを十分に活用しながら、真のコンサルティング営業を実践し、地域経済や地域社会の面的な復興・振興に引き続き貢献していくことが経営課題であると認識しております。

2. 経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律第12条の規定に基づき、平成28年4月から平成31年3月までの経営強化計画を策定し実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、又は生じることが予想される場合は、遅滞なく金融庁に報告いたします。

3. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

《 基本方針 》

当行は、金融機能強化法（震災特例）の趣旨を踏まえ、導入した公的資金を有効に活用して、「事業性評価に基づくミドルリスク先への融資拡大」、「企業のライフステージに応じた本業支援」、「企業価値の向上ならびに経営体質の強化を目指した事業再生支援」、「担保や保証に過度に依存しないリスクテイクを伴う資金供給」に積極的に取り組み、全行員一丸となって、地域経済や地域の面的な復興・振興に貢献してまいります。

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、当行の主たる営業基盤である茨城県に甚大な被害をもたらしました。地域経済の復興・再生に貢献することが当行の地域金融機関としての使命であるとの認識から、「復興支援融資」、「復興再生支援」、「復興支援ソリューション」を3本柱とした「地域復興支援プロジェクト『あゆみ』」を策定し、震災直後から全行挙げて各施策に積極的に取り組んでまいりました。

具体的な取り組みとしては、実態把握のための事業性融資先・住宅ローン先の全先訪問、被災地への重点的な人員配置、企業支援部門の強化、条件変更への柔軟な対応、震災による業況悪化企業等への迅速かつ積極的な支援、さらには観光振興への取り組みや震災の間接被害の影響を受けた事業者の販路拡大支援などであり、現在も様々な施策を行っております。また、自治体が抱える課題に継続して支援するため、「地域振興部」を新設するなど、地域経済の復興・振興への取り組みを強化してまいりました。

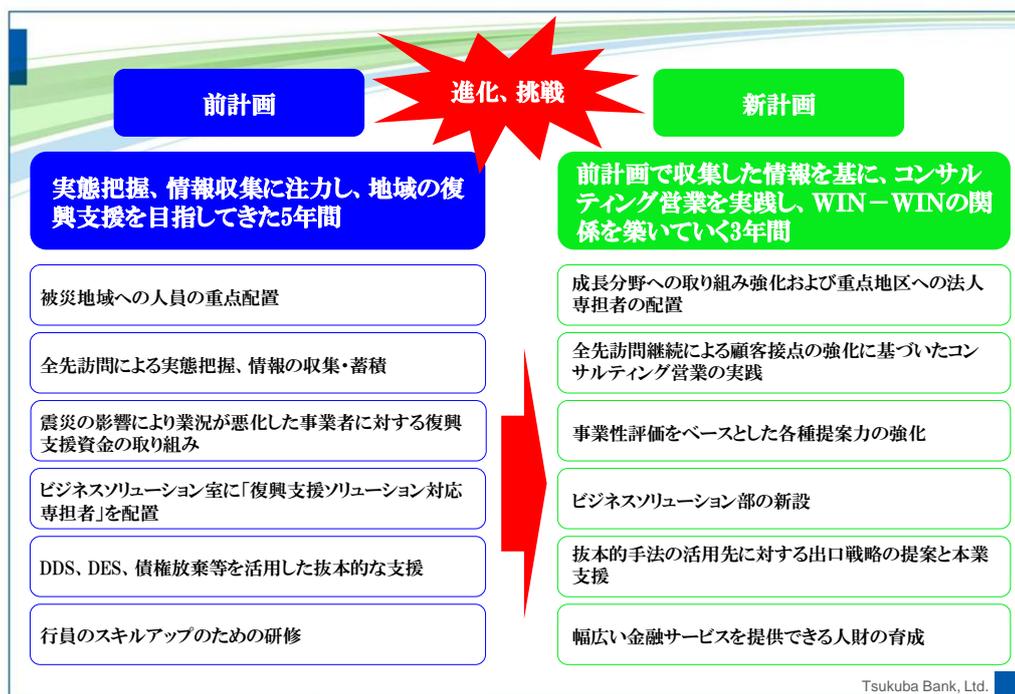
震災から5年が経過し、道路や港湾などの県内インフラは



ほぼ復旧し、県内の主な歴史的建造物も元の姿を取り戻しつつあります。一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、風評被害による観光客の減少や一部農林水産物の出荷制限が続くなど、まだまだ課題は残されています。また、震災で被災された企業や間接的に損害を被った企業の業績回復についても、地域間及び業種間での格差が顕在化してきており、販路拡大による本業支援のみならず、財務面や人材面への支援を含めた取り組みが、今まさに地域金融機関に求められています。

こうしたなか、平成27年10月に、10年後を見据えた長期的な経営戦略として「筑波銀行『将来ビジョン』」を策定し、当行の目指す姿として「First Call Bank」、すなわち、お客さまが「最初に相談したい銀行」の実現を掲げました。また、『将来ビジョン』の志向に向けたチャレンジ期間の位置づけとしての第3次中期経営計画を平成28年4月よりスタートし、併せて、これまでの『あゆみ』プロジェクトをさらに進化させた「地域“振興”支援プロジェクト『あゆみ』」を策定し、地域金融機関に求められる役割を果たすべく諸施策を展開しております。

当行は、今後も、震災直後から取り組んできた『あゆみ』プロジェクトで構築したノウハウやネットワークを効果的に活用するとともに、全役職員がさらなる進化に挑戦し、真のコンサルティング営業を実践することで、取引先とのWIN-WINの関係を築き、地域経済や地域社会の面的な復興・振興に引き続き貢献してまいります。



(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

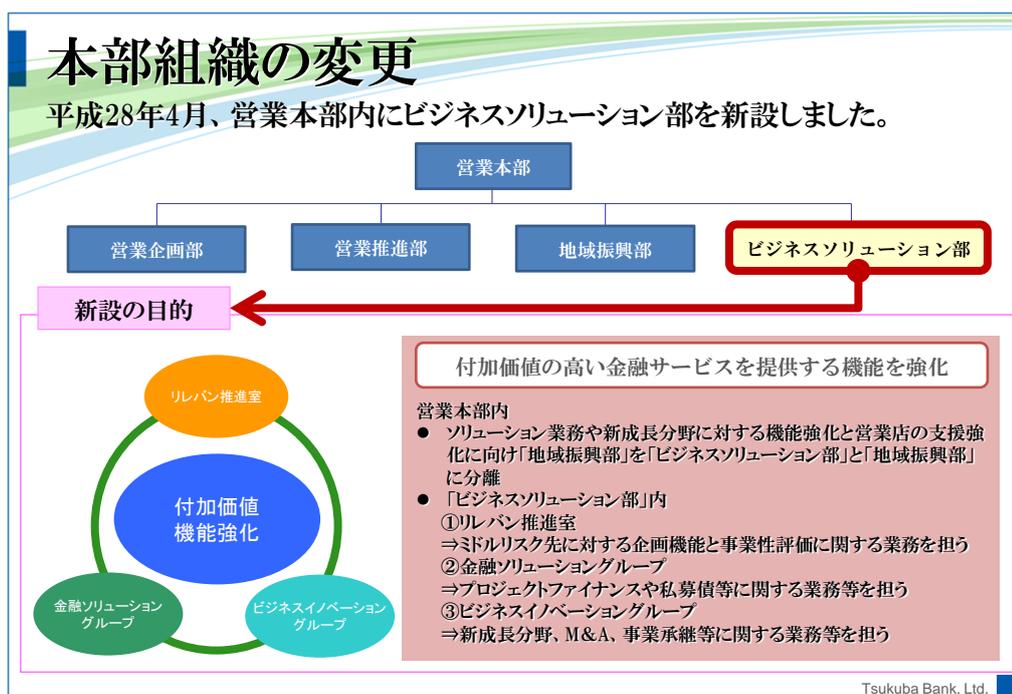
① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

(ア) ビジネスソリューション部の新設

当行は、震災後の平成 22 年 6 月に「ビジネスソリューション室」を新設し、復興支援を実践するためのソリューション活動を強化してまいりました。中小規模の事業者等が抱える課題の解決に努め、顧客ニーズに適応する営業推進活動を実践するとともに、外部の専門家や業務提携先と連携したソリューションメニューの提供等に継続して取り組んでまいりました。また、平成 27 年 4 月に、融資部企業支援グループ内に事業性評価に関する業務の専担部署として「リレーションシップバンキング推進チーム」（以下、「リレバンチーム」）を配置し、企業の事業内容や成長可能性を適切に評価（事業性評価）するとともに、お客さまのニーズに基づく提案やミドルリスク先への融資の検討を行うなど、お客さまの本業支援に力を入れてまいりました。

こうしたこれまでの取り組みをさらに深化させ、ソリューション業務や成長分野に対する機能強化と営業店支援強化を図るため、平成 28 年 4 月に、これまで「地域振興部」と「融資部」に分かれていた「ビジネスソリューション室」と「リレバンチーム」を統合し、「ビジネスソリューション部」を創設いたしました。

「ビジネスソリューション部」は、事業性評価に関する営業店への助言、指導とミドルリスク先に対する融資の相談業務を行う「リレバン推進室」と、医療・農業といった成長分野、海外進出の支援、事業承継やM&Aの相談、食・ものづくり分野、ビジネスマッチングによる本業支援等、様々なソリューションメニューを提供する「ビジネスイノベーショングループ」及び多様化する資金調達ニーズに対応する「金融ソリューショングループ」の 1 室 2 グループで構成しております。これら各部門が連携することで、これまで以上にお客さまとのリレーションを強化し、ニーズに即したソリューションメニューの提案と真のコンサルティング営業を迅速に行ってまいります。

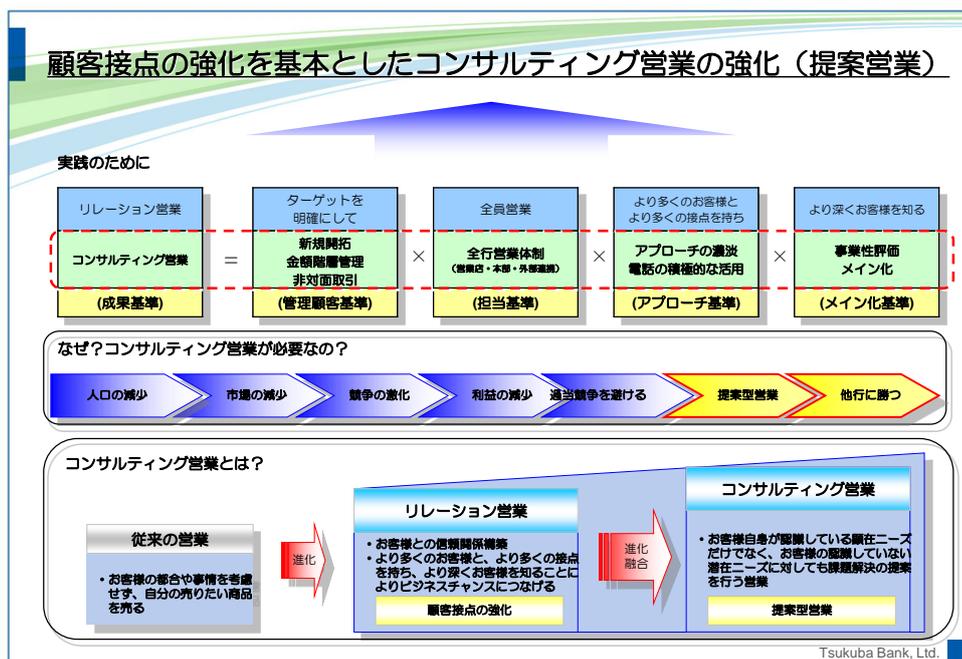


(イ) 事業性融資全先訪問継続による顧客接点の強化に基づいたコンサルティング営業の実践

当行は従来から実施しておりました「事業性融資全先訪問」を通じて、お客さまの震災による影響やニーズを具体的に把握し、様々な支援を迅速に行ってまいりました。震災発生から5年が経過した現在におきましても、事業性融資先全てのお客さまの担当者を明確にすることで「より多くのお客さまと、より多くの接点を持ち、より深くお客さまを知ること」を目的とした訪問を継続的に実施しております。

時間の経過とともに変わりつつある復興・振興ニーズを的確に捉え、お客さま自身が認識している顕在ニーズだけではなく、お客さまの認識していない潜在ニーズに対しても、課題解決の提案を実施する「コンサルティング営業」の実践が求められており、この対応として平成28年4月に「営業推進マニュアル」を改定いたしました。「事業性融資全先担当制」を継続したうえで、管理顧客基準を取引金額に基づき4つのクラスに分割し、クラス別に濃淡をつけたアプローチ基準を設定することで、「事業性融資全先訪問」と「提案型営業」の両立に向け取り組んでまいります。また、アプローチ手法についても、訪問のみならず電話の有効活用による営業強化を目指すなど、効率かつ効果的な営業を展開してまいります。

「営業推進マニュアル」では、コンサルティング営業を実践するための3つのテーマとして、①提案営業力の強化（お客さまの情報蓄積、営業スキルの向上、専門分野に対する営業店、本部、外部機関との連携、DBM・EBMの活用）、②推進時間の創出（電話を積極的に活用した推進強化、定例集金・届け金先などのサービス業務の効率化、有効面談率向上のための時差勤務の活用、非対面取引の拡大）、③推進体制の変化（営業Gの融資推進強化、預り資産推進比重を営業Gから預り資産専担者及び事務Gへシフト、トスアップの強化、融資案件のスピード化）を掲げております。今後も「営業推進マニュアル」を全役職員が認識し、適切に活用したうえで、真のコンサルティング営業の実践に向けて取り組んでまいります。



(ウ) 成長分野への取り組み強化及び重点地区への法人専担者の配置

震災当初は被災による復興・振興融資の資金ニーズにタイムリーに応えるため、被災の激しい地域（太平洋沿岸部）を中心に、融資に強い人材を配置いたしました。その後も、店舗統廃合等により生み出された人員を震災関連部署に傾斜配分してきましたが、震災からの時間の経過とともに変わりつつある復興・振興ニーズに対し適切に対応していくため、平成28年4月より、法人専担者を各地区に配置するとともに、医療・介護専担者を2名配置するなど、医療・介護及び農業分野等の成長分野への取り組みを強化しております。

また、医療・介護分野については、平成28年4月に新設したビジネスソリューション部内のビジネスソリューショングループに「医療・介護チーム」として2名配置し、営業店サポートを専門的・総合的に行うチームとして活動を開始いたしました。今後は、新規先に対する案件開拓を行う医療・介護専門の法人専担者2名と連携し取り組みを強化してまいります。

農業分野についても、ビジネスソリューション部内に農業関連分野の専担者を配置いたしました。今後は、専担者を中心として、営業店が収集した情報や相談に対し、公的支援機関や外部機関等と連携しながら対応してまいります。また、農業経営者を対象としたセミナーや個別商談会の開催等を通して、販路拡大、商品力向上への支援を継続するとともに、様々なコンサルティング機能を発揮するため「農業経営アドバイザー」資格取得を推奨し、農業経営の相談役として、地域農業の担い手の育成にも努めてまいります。

復興支援策実現のための戦略的な重点配置	
『あゆみ』プロジェクト専担者	4名
復興需要対応のための法人開拓専担者	4名
復興需要対応のための住宅ローン専担者	8名
復興支援ソリューション対応専担者	2名
事業支援、企業支援のための専担者	8名
(H28.3.31現在) 26名	



復興支援及びコンサルティング機能発揮のための重点配置	
『あゆみ』プロジェクト専担者	5名
復興需要対応のための法人開拓専担者	3名
復興需要対応のための住宅ローン専担者	8名
復興および地域振興支援ソリューション対応専担者	14名
事業支援、企業支援のための専担者	7名
(H28.4.1現在) 37名	

(エ) 営業店支援体制の強化

当行では、復興・振興への取り組みにおいて、営業店がよりスピード感を持って実効性のある活動を展開できるよう、本部組織の見直し等を適宜行いながら、営業店サポート体制の充実に努めてまいりました。

震災直後からは、本部とブロック長との連携強化による営業店支援を行ってまいりました。その後、営業本部副本部長、営業地区ごとの地区本部長（執行役員クラス）と体制を見直していくなか、営業店長のサポートとともに自らも地場優良企業の開拓、深耕、コンサルティング活動を実施するなどして、地区での各種計数目標の達成へ向け、営業店支援を実施してきました。

また、震災以降、本部と営業店が、地域金融機関としてどのようにお客さまを支援していくかの目線合わせをする「対応方針協議会」を継続かつタイムリーに開催し、営業店が、把握したニーズに対し具体的かつ最適な提案がスピーディにできるようサポート体制を充実に努めてまいりました。

平成 28 年 4 月には、本部機構を一部改正し、ソリューション業務や成長分野に対する機能強化とさらなる営業店支援強化に向け、「ビジネスソリューション部」を新設しました。これまで「地域振興部」と「融資部」に分かれていた「ビジネスソリューション室」と「リレバンチーム」を統合し創設した「ビジネスソリューション部」内にミドルリスク先に対する企画機能と事業性評価に関する業務等を担う「リレバン推進室」を設置するとともに、プロジェクトファイナンスや私募債等に関する業務等を担う「金融ソリューショングループ」と、成長分野、M&A、事業承継等に関するコンサルティング業務等を担う「ビジネスイノベーショングループ」も設置しました。今後は、「ビジネスソリューション部」を中心に営業店サポートを強化するとともに、多様化する顧客ニーズに的確な対応ができるよう、付加価値の高い金融サービスの提供に努めてまいります。

(オ)幅広い金融サービスを提供できる人財の育成

当行が『将来ビジョン』のコンセプトである「First Call Bank」としての地位を築くためには、取引先に対し、組織全体として継続的な支援を展開していく必要があります。そのためには行員一人ひとりのスキルアップが不可欠であります。

コンサルティング営業の必要性が高まるなか、これまで相談業務で必要とされてきた知識に加え、より専門性の高い知識・能力が求められております。当行が成長分野として位置付けている医療・農業分野に対する取り組みには、より専門性の高い人財が必要とされております。また、お客さまの事業内容や成長可能性を適切に評価する能力（事業性評価）、お客さまの事業承継に対する課題解決等、銀行に求められる機能と行員に求められる能力は急速に高まっており、高度な専門資格試験の取得者目標を掲げ、行員のスキルアップを図っていくとともに、これまで以上に、幅広い金融サービスの提供が組織全体として展開できるよう、積極的に取り組んでまいります。



【高度な専門資格試験の取得者目標】

(単位：人)

専門資格	現状	計画		
	H28/3末	H29/3末	H30/3末	H31/3末
F P 1級	33	37	43	50
中小企業診断士	4	4	4	8
医療経営士（3級）	3	8	20	30
農業経営アドバイザー	2	4	10	20
動産評価アドバイザー	1	3	4	5
公認内部監査人	1	1	1	3
事業承継・M&Aエキスパート	69	300	500	600
中小企業支援アドバイザー	0	200	400	500

※「事業承継・M&Aエキスパート」については、管理職を含めて営業に携わる行員全員の取得を目指して取り組んでおります。また、「中小企業支援アドバイザー」については、本部も含めて営業に携わる行員全員の取得を目指して取り組んでおります。

②中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

当行は、東日本大震災発生直後に、営業本部長を委員長とする「震災復興委員会」を設置し、「地域復興支援プロジェクト『あゆみ』」に基づく諸施策の実施状況についてモニタリングを行うとともに、実効性のある施策の見直しなどについても状況に応じて取り組んでまいりました。本計画においても、引き続き「震災復興委員会」を継続設置し、実施状況のモニタリングによる検証を行うとともに、定期的に常務会等経営陣への報告を行い、計画に基づく諸施策の実効性を高めてまいります。

③担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

担保又は保証に過度に依存しない融資の促進につきましては、事業者の事業内容を十分に把握するとともに、地域経済や産業の現状及び課題を分析したうえで、様々なライフステージにある企業の今後の成長可能性等も適切に評価（事業性評価）することが必要であることから、企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成に取り組んでまいりました。各種研修やセミナー以外にも、例えば、各営業店の「融資案件協議会（注2）」に審査役が参加し、営業行員の審査スキルアップを目的としたサポートの実施や、女性の活躍機会の拡大と営業力強化の観点も含めた融資審査セクションへの女性行員の配置、2地区2審査役制導入や営業地区母店への審査役駐在により営業店が本部に相談しやすい環境の構築など、融資に強い人材の育成につながる取り組みを着実に進めてまいりました。今後も、こうした取り組みを継続し、行員一人ひとりのさらなるスキルアップを目指すとともに、事業者の事業内容や財務データを適切に把握することで、担保又は保証に過度に依存しない支援体制を強化してまいります。

また、これまでも「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」）の主旨を尊重した融資取り組みを徹底しておりますが、今後においても、「ガイドライン」の周知徹底を図るとともに、新規与信時の無保証人対応や既存債権の保証人解除等について、営業店が同一目線で対応できる態勢を構築してまいります。

A B L（動産・売掛金担保融資）、私募債、シンジケートローンについては、多様化する資金調達ニーズに対応するとともに、担保又は保証に依存しない資金供給手段として、平成 28 年 4 月に新設した「ビジネスソリューション部」のサポート体制を充実させながら、積極的な取り組みを展開してまいります。

（注 2）「融資案件協議会」とは、各営業店において、融資案件にどのように取り組むかなどを検討するため、タイムリーに開催する会議です。

（3）被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

①信用供与の円滑化に資する方策

（ア）事業性融資への取り組み強化

当行は、震災以降、「地域復興支援プロジェクト『あゆみ』」に基づき、事業性融資先訪問や被災地を中心とした専担者の配置、震災関連支援商品の新設や既存商品の見直し等による商品ラインナップの整備、茨城県信用保証協会及び日本政策金融公庫との協調及び連携した取り組みなど、事業性融資への取り組みを強化してまいりました。また、組織体制としては、平成 26 年 8 月に融資部内に「移動審査役」を設置し、営業店サポートを中心に「目利き力」の向上を積極的に進めてまいりました。こうした取り組みの結果、震災発生後に取り組んだ震災関連融資の実績は、事業性融資が 21,954 件、2,522 億 38 百万円、協調復興融資が 759 件、205 億 53 百万円、連携復興融資が 198 件、59 億 43 百万円となっております。

【震災関連融資の新規実行】 (単位：件/百万円)

	事業性融資	協調復興融資	連携復興融資
件数	21,954	759	198
金額	252,238	20,553	5,943

(震災後～H28.3.31)

※協調復興融資：茨城県信用保証協会との協調融資

※連携復興融資：日本政策金融公庫との連携融資

当行の営業基盤である茨城県は沿岸部を中心とした直接被害のほかに、原子力発電所事故に起因する風評被害の影響を受けましたが、時間の経過とともに変わりつつある復興・振興ニーズを的確に捉え、事業性評価に基づく融資及び本業支援等をさらに強化していくため、平成 28 年 4 月に「営業推進マニュアル」を改定いたしました。これまで、預り資産の推進については営業グループ行員が中心となって行っ

ていましたが、預り資産専担者及び事務グループ行員へシフトするなど推進体制を見直すとともに、定例集金・届け金などのサービス業務の効率化、電話を積極的に活用した推進方法の導入など、営業行員が融資業務へ取り組む時間を創出していきます。さらに、自治体と連携した地方創生ローン（仮）の新設や商工会等と連携した小口事業資金商品の開発などを進めることにより、これまで以上に事業性融資への取り組みを強化してまいります。

また、事業性評価及びミドルリスク層に対する積極的な取り組みをさらに強化していくため、平成 28 年 4 月にビジネスソリューション部を新設し、リレバン推進室を設置しました。営業店に対するサポートを実施していく体制として、「ソリューション相談シート」を制定し、営業店によるミドルリスク先へのアプローチ手法や与信対応（方向性や稟議の組み立て等）について、リレバン推進室に相談が出来る仕組みとしました。今後も事業性融資への取り組みについては、震災の影響を含め、財務基盤が脆弱な中小企業であっても、財務データ、格付、担保等に過度に依存することなく、借り手企業の事業の内容や成長可能性を適切に評価した融資を、いわば地域金融機関の使命として位置付け、引き続き全力で取り組んでまいります。

(イ)消費性融資への取り組み強化

当行は東日本大震災直後に、当行の住宅ローン利用先に対し被災状況と被災者のニーズの確認を行い、被災者支援の方針を明確に打ち出し、具体的な支援を行ってきました。震災発生から 5 年が経過した現在においては復興から振興の色合いが濃くなりつつありますが、被災地への支援に関しては引き続き積極的に行ってまいります。

【震災関連融資の新規実行】 (単位：件/百万円)

	消費性融資	建替	リフォーム
件数	8,796	1,796	842
金額	65,364	41,614	3,744

(震災後～H28.3.31)

A. 休日相談会及び住宅ローン専担者での支援

被災者への対応策として、きめ細かい対応を行うべく土・日の休日にも相談に対応できる全 12 カ店のローンプラザ（愛称：「すまいるプラザ」）での「休日金融相談窓口」を実施してきました。また、復興需要対応のための住宅ローン専担者を被災エリア内のローンプラザに総計 8 名配置し、支援体制の構築を行ってきました。休日での相談が可能なことにより、被災者本人からの具体的な要望をタイムリーに把握することができ、資金面や条件変更等の対応にもスピーディに支援することができました。

今後もこれまで行ってきた「休日金融相談窓口」と「復興支援策実現のための住宅ローン専担者の配置」を継続するとともに、振興支援の目線も含めてお客さまと

の接点強化を図りながら的確にニーズを把握したうえで、具体的な支援に積極的に取り組んでまいります。

B. 消費性資金対応商品での支援

被災者向けの担保比率緩和措置等及び金利優遇幅を拡大した「あゆみ住宅ローン」の新設や、消費性資金対応商品のラインナップを拡充するとともに、面的な提案型営業を展開することで地域活性化（地方創生）にも貢献してきました。特に、復興支援向けの商品により、被災者に対しては「建て替え」及び「リフォーム」を中心として積極的な対応を行ってきました。

今後においても、震災以後の地域経済の復興・振興に貢献するため、被災者のニーズをより具体的に把握するとともに、被災者向け商品の継続及び高齢者層の資金ニーズに対応する「リバースモーゲージ」の導入など新たな商品や商品内容の見直しを図りながら、引き続き被災者支援を行ってまいります。

C. 被災地域に対しての面的な支援

液状化被害の大きい地域である潮来市日の出地区への定期的な面談を実施し、被災者のニーズを時系列かつ継続的に把握し、資金需要のヒアリングや復興支援ローンの提案を中心として組織的に支援策を講じてきました。被災者の生の声（要望）を拝聴することで真のニーズや課題に応えるべく支援策を講じてきたことより相応の成果を残すことができました。平成28年3月に液状化対策工事が終了し、今後は、本格的な復興に向けた動きが活発になることが予想されます。

今後においても被災地域（潮来市日の出地区）に対して定期的かつ継続的な面談を行い、時間とともに変化する被災地域のニーズを的確に捉え、組織的な支援策を講じていくことで、「地域になくてはならない銀行」としての存在感を高めてまいります。

【潮来市日の出地区への支援状況】

個別訪問の実績		住宅ローンの実績		消費性ローンの実績	
一戸建世帯数（件）	1,489	実行件数（件）	58	実行件数（件）	92
有効面談先数（件）	1,453	実行金額（百万円）	1,024	実行金額（百万円）	114
有効面談率	97.6%				

（H28.3.31現在）

(ウ) 新たな資金供給方法への取り組み強化

多様化するお客さまの資金ニーズに対応するために新たな資金供給手法の取り組みを強化し、地域経済の発展・活性化に貢献してまいります。

私募債については、資金調達コストの長期固定化や新聞等メディア取り上げによる宣伝効果も期待出来る等のメリットもあるため、企業側ニーズも高く、担保に過度に依存しない融資手法として取り組みを強化しております。取り組み実績として平成24年4月から平成28年3月末までに106件、88億40百万円を受託いたしました。

シンジケートローンは、これまで貸付人としての参加が主でしたが、今後は、主幹事として組成業務に主体的に取り組めるよう体制の整備を図っております。コベナンツ融資手法も意識し、不動産担保や代表者保証等に過度に依存せず、中小企業にとっても新たな資金調達の一手段として提供できるよう進めてまいります。

ABLについては、主に売掛債権担保融資や太陽光発電施設の売電債権担保等に取り組んでおります。今後、さらにノウハウ蓄積に努め、工作機械や車輛などの個別動産や、棚卸資産、診療債権等の売掛金にも対象動産の幅を広げ、推進体制を整備する必要があります。中小企業が、経営改善や事業再生を図るための資金や、新規のビジネスに挑戦するための資金の供給に活用できるよう対応してまいります。

②事業再生支援の方策

(ア)事業性評価への取り組み強化

平成27年4月に、融資部企業支援グループ内に事業性評価に関する業務の専担部署として「リレーションシップバンキング推進チーム」（以下、「リレバンチーム」）を配置し、取り組みを推進してまいりました。

事業性評価の手法としては、「事業性評価シート」を作成することにより、SWOT分析で強み・弱み・外部環境の機会や脅威を分析し、取引先が抱える課題を把握します。そのうえで、ヒアリングを通じて課題を踏まえた顧客ニーズを把握し、最適な提案を提供していく、という手順を進めてまいりました。

こうした取り組みを進めてまいりましたが、いまだ預貸金の増強や従業員取引など取引深耕の観点が強く、企業の事業内容や成長可能性などを評価する「事業性評価に基づく本業支援等」のレベルには到達しておりません。また、一般担当者層への浸透も不十分であり、銀行の体制としても、事業承継や新成長分野の取り組み等における人材や専門的ノウハウが不足し、本部による営業店サポートは十分とは言えない状況にあります。

こうした状況を改善することを目的に、平成28年4月に「ビジネスソリューション部」を新設することにより、融資本部内のリレバンチームと営業本部内のソリューション室に分散されていた専担者やノウハウ等の人的資源を統合いたしました。また、人材育成の一環として、平成28年2月からは、融資に携わる全行員を対象に「事業性評価にかかるノウハウ向上のための一連の取り組み」に着手し、きんざいの「事業性評価実践コース」の受講、外部試験の受験、事業性評価のインターバル研修(基礎編・応用編)の3点をセットにした取り組みを実施しております。こうした取り組みにより、行員の事業性評価に関する知見・ノウハウの向上、行動の変革を目指してまいります。行員一人ひとりの知識向上、意識改革を図ることが、事業性評価を円滑に進めていくうえでの第一歩と位置づけ、営業店サポートに力を入れて取り組んでまいります。

人材育成を強化するとともに、事業性評価を正しく行い、融資や本業支援等のためのコンサルティング機能を発揮できる体制を構築し、企業の生産性向上に貢献す

るような提案を銀行全体で実施、継続していくことで、取引先の信頼を得て「地域になくてはならない銀行」として、地域経済や地域社会の面的な復興・振興を目指してまいります。

(イ) 経営改善により収益力や財務の改善が見込まれる企業に対する支援

A. 対応方針協議会による企業ライフステージの見極めと支援方針の明確化

当行は、前計画期間において、震災による直接被害と原発事故による間接被害を受けた取引先を含め、取引先に関する情報を営業店と本部が共有し、今後の対応方針について目線の統一を図ることを主旨とし、震災以降、累計 21,307 先の「対応方針協議会」を継続してまいりました。うち、当行が財務内容や経営内容についての助言や経営改善に向けた協調体制の構築により経営改善計画書の策定が見込まれる先については「重点・一般・その他」の支援区分を設けた経営支援先とし、取引先の実態把握や事業性の検証を行い、震災後 844 先の経営改善計画策定支援に結びついております。

引き続き、対応方針協議会の開催によって取引先と接する営業店の生の声を聞き、業況悪化先については早期の経営改善への取り組みを支援し、モニタリングを通じた継続的、かつタイムリーな実態把握に基づき、個社別のライフステージに応じた具体的な対応方針を決定し、経営の改善につながるアドバイスの提供を進めてまいります。

(ウ) 抜本的な事業再生を必要とする企業に対する支援

地元中小企業の経営環境は大きく変化しており、地域経済・産業の現状及び課題を適切に認識・分析するとともに事業内容や成長可能性を適切に評価したうえで、それらを踏まえた解決策を検討・提案していく必要があります。積極的かつ抜本的な経営改善支援・コンサルティング機能の強化に取り組んでまいります。

A. 資本金借入金、債権放棄等の金融支援等、真に実効性のある抜本的な事業再生支援

A-1 資本金借入金（DDS）による事業再生支援

当行は、前計画期間において、DDSを積極的に活用しており、震災以降累計で 55 件 1,951 百万円を実行しております。DDSの活用先からは、借入金の返済負担の軽減によって資金繰りが安定し、業績改善に経営力を集中できたとの声も聞かれております。

今後も、自己資本の毀損度が高い債務者であっても、今後の債務償還能力が見込まれる先には、DDSの活用も一つの手法であることを積極的に説明し、財務面の早期改善による事業再生支援を進めてまいります。

A-2 債権放棄等による事業再生支援

二重債務問題に対して、東日本大震災事業者再生支援機構（震災支援機構）や茨城県産業復興機構を活用した再生計画に基づいた債権放棄を含む抜本的支援の提案を行い、前計画期間に震災支援機構 20 先、茨城県産業復興機構 12 先の買取支援決定に至るなど、当行関与の買取支援実績は県内実績の 50%を超えております。当行提案による買取支援の実施により過剰な借入金の負担が軽減し、事業再生の道筋が見えたとの声も聞かれており、震災支援機構の買取期限が 29 年 2 月に迫ることから、現在検討中の震災支援機構案件 11 先のほか、対象先の見極めを進めてまいります。

被災企業の相談は一巡しており、新規の相談件数は減少する見通しではありますが、一方で被災企業の経営再建が当初計画どおりに進まない事案も見られることから、モニタリングを継続し、環境の変化に応じた事業再生支援を継続してまいります。

【外部機関活用状況】

機関名	取り組み先数	対応状況の内訳
茨城県産業復興機構	12 先	買取決定…12 先
東日本大震災事業者再生支援機構	25 先	買取決定…20 先、二次対応…5 先
地域経済活性化支援機構（REVIC）	2 先	支援決定…1 先、案件中…1 先

(H28. 3. 31 現在)

B. 事業継続が見込まれない企業に対する転業や廃業支援

当行では、経営者の事業継続意欲や経営者自身の生活再建策など経営者自身の抱える悩みに対して真摯に向き合い、従業員の雇用や地域に与える影響、また、取引先を取り巻く周辺環境等を総合的に勘案し、金融調整を含む外部機関との交渉をサポートすることで、関係者にとって真に望ましい取引先の再起に向けた助言を行っております。

本計画においても、事業引継ぎセンターとの連携や、税理士、弁護士等の外部の専門家との連携による支援や事業スポンサーへの売却による整理等、取引先の実状に応じた転業や廃業に関する助言等を行い、地域経済の新陳代謝や面的再生に取り組んでまいります。

(エ) 経営改善・事業再生が進んできた企業に対する支援

A. 経営改善先に対するニューマネー対応を含めた出口戦略の提案

抜本的支援の実施によって財務内容が改善する取引先も多いなか、過去の財務内容や担保保証に必要以上に依存し、新たな与信取り組みに足踏みする事例が見られたことから、地域金融機関として取引先の事業性を適切に評価し、金融仲介機能を十分に発揮していく必要があると認識しております。

当行では、前計画期間において取り組みを開始した審査役による営業店の融資案件協議会への参加や、地区母店への駐在の実施により、成長に資する資金の提供を進めていくための業種別の着眼点や、営業店の審査能力及び目利き力の向上に向け

た助言を行うなど、営業店の取り組み意識の向上に向けたサポートを継続しております。

本計画においては、前計画期間の取り組みに加え、経営支援先のモニタリングを通じて財務の変化を見極め、ビジネスソリューション部との定期的な情報交換を行い、経営改善・事業再生が進む企業に対する返済条件の正常化やリファイナンス、また、取引先に適した本業支援を含む、出口戦略の提案を進めてまいります。

③地域振興ソリューションに関する方策

(ア)地域資源を活かした地域活性化への取り組み強化

A. 地域産業の競争力強化に向けた他行との連携も踏まえた広域ビジネスマッチングによる商流創造支援

当行は、ビジネス交流商談会を開催し、地域社会や地域経済の面的な復興・振興に貢献しております。平成 26 年 12 月には、東和銀行、栃木銀行と北関東地域金融機関三行による「地域経済活性化に関する広域連携協定」を締結、第 1 弾の取り組みとして、平成 27 年 5 月に栃木銀行が主催する「～北関東魅力再発見～観光ビジネス交流商談会」に共催いたしました。平成 27 年 11 月に開催されました「2015 筑波銀行ビジネス交流商談会」においては、東和銀行、栃木銀行を窓口として 36 団体が参加し、茨城県の枠を超えたマッチングの機会を提供、約 2,600 名が来場され、約 900 件の商談が行われました。

北関東自動車道が開通し、商材輸送や営業商談に関する利便性が向上していることから、既存の商流に拘らず、広域のビジネスマッチングを希望する流れは、今後も拡大傾向を続けるものと考えており、今後につきましても、他行のほか、公的機関や関係地域市町村及び大学等との連携を強化し、地域と一体になって復興・振興を支援してまいります。

<事例 1>

- ・当行と栃木銀行の斡旋により、栃木県内の中堅スーパーが、北茨城市の水産加工業者から商品購入を決定。

<事例 2>

- ・当行と北都銀行の斡旋により、秋田県にかほ市で水揚げされたあんこうを大洗町の水産加工会社が仕入、製造されたレトルト商品が大洗町の土産品として人気を博している。

B. 地域の農林水産業を活かした 6 次産業化への支援強化

多くのバイヤーが参加するビジネス交流商談会とは別に、個別のバイヤーのニーズに細やかに対応することで商談の有効性を高めることを目的とした個別商談会も開催しております。

ローソンと共催で開催した個別商談会におきましては、「常陸太田精製醤油雛菊の焼おにぎり」（初回発売：平成 26 年 4 月）、「大洗港水揚げしらすご飯」（同：平成 26

年 8 月)、「奥久慈りんごのアップルパイ」(同：平成 27 年 3 月)が商品化されました。なお、「大洗港水揚げしらすご飯」については、平成 26 年 11 月開催の「フード・アクション・ニッポン・アワード 2014」において、「食べて応援しよう！賞」を受賞しております。

地域特産品を活用した商品化は、同じく地域特産品のプロモーションを検討している他地域の注目を集めており、地域が進める 6 次産業化推進策の一つとして、当行とローソンとのネットワークを活用したさらなる商品の開発に当地の食材を活用して欲しいとの声が増えております。地域産品の魅力やブランドの向上を図り、地産地消・地産他消を進めるとともに、6 次産業化支援等を通じた地域の農畜水産分野へのコンサルティングを一層強化し、地域の面的な復興・振興のため、地域企業の販路拡大支援につながる取り組みを展開してまいります。

C. 地域ブランドの確立や観光振興に向けた広域連携による支援強化

当行が地域復興支援プロジェクト『あゆみ』を積極的に推進するなか、当行の取り組みに当初より協力いただいている企業や団体等からの紹介を通じ、新たなネットワークが形成・構築され、さらに多くの企業や団体等からプロジェクトへの協力提案をいただく機会が増えております。

自由が丘商店街振興組合との連携もその 1 つで、包括的業務提携金融機関であるあおぞら銀行から紹介いただいたことをきっかけとして、自由が丘商店街振興組合及びあおぞら銀行の全面的な協力により、平成 25 年 10 月開催の「自由が丘女神祭り」において茨城県及び県内自治体の観光 PR を行いました。その後も、自由が丘商店街振興組合の協力のもと、「さくらまつり」や「スイーツフェスタ」といったイベントにも積極的に参加しており、当行は、イベント会場内において「茨城物産展」を開催し、茨城県を含めた自治体及び県内事業者の出店を支援するとともに、物産や飲食の販売及び観光パンフレットの配布に協力しております。

さらに、こうした取り組みのなかで、自由が丘に所在する学校法人産業能率大学と当行及び出店自治体との関係が深まり、大洗町並びにかすみがうら市と同大学の連携事業にも発展、同大学の学生たちが大洗町並びにかすみがうら市の魅力発信やブランドの向上に取り組んでおります。

自由が丘は、全国的にも情報発信力の高い地域であることから、今後も自由が丘商店街振興組合との連携を継続し、茨城県内自治体とともにイベントへ積極的に参加するなど、地域ブランドの確立や観光振興に向けた広域的な情報発信に努めてまいります。

(イ) 企業のライフステージに合わせたサポートの強化

A. 創業期における取り組み

創業期のお客さまに対しては、「つくば地域活性化ファンド」を平成 28 年 1 月に設立いたしました。当ファンドを通じ、地域経済発展への貢献が期待される企業の

創業に必要な資金を支援するとともに、出資後は当行グループの多様なネットワークを活用することで出資先企業の企業価値向上に貢献してまいります。

B. 成長期における取り組み

成長期のお客さまに対しては、ニーズを端的に捉え、ビジネスマッチングや商談会、補助金等を通じて本業に対する支援を行い、トップライン改善支援の一環として本部と営業店が一体となった活動を行ってまいります。

ビジネスマッチングについては、コンサルティング営業の定着とトスアップ運動によりビジネスマッチングは平成 27 年上期 578 件、下期 564 件と高水準にて推移しております。茨城県の振興支援施策、さらには地方創生へと結びつける方策として、交流商談会等によるビジネスマッチングの提供は、各企業のトップラインの改善策として大きく寄与するものであり、引き続き積極的に取り組んでまいります。

各種補助金に対する取り組みとしては、平成 24 年度補正予算から平成 28 年度予算にわたり過去最大規模の予算措置が講じられ、有効性の高い補助金が数多く発表されております。当行では、今後も各省庁や茨城県等より発表される補助金の最新情報をビジネスソリューション部で常時収集し、より多くのお客さまが利用可能な補助金を、営業店を通じ積極的に発信してまいります。また、平成 28 年 3 月に日立・筑西・ひたちなか・筑波の 4 会場で開催したお客さま向けの「補助金セミナー」についても、関東経済産業局及び茨城県や支援機関等の協力を得て、引き続きタイムリーに開催してまいります。

また、当行は経営革新等支援機関の認定（認定支援機関）を受けております。認定支援機関は、お客さまの経営に関する相談に親身に応じるのは勿論のこと、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」等の申請をする際に、計画の作成支援や蓋然性の確認をする等の役割も担っております。今後も公的支援機関、外部専門家等の外部のネットワークも活用し、より高度な計画の策定をサポートする体制を確保してまいります。

【補助金等支援実績】

制 度	実 績
ものづくり・商業・サービス革新補助金	確認書 151件（うち採択69件）
経営改善計画策定支援事業	申請書 37件

(H28.3末累計)

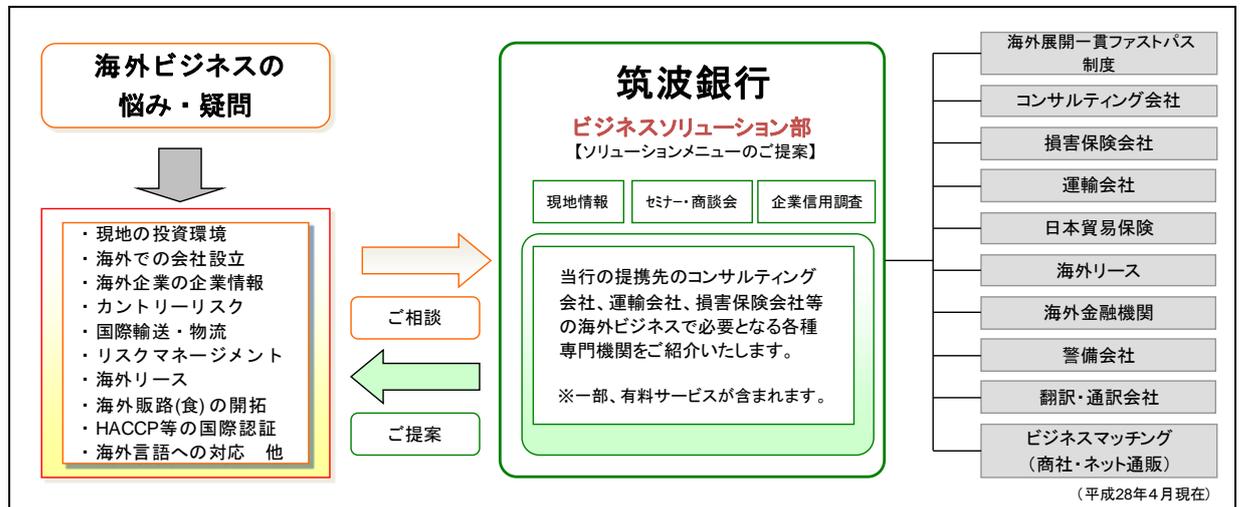
C. 海外進出支援への取り組み

生産拠点や販路先のアジアシフトなどが茨城県内でも進むなか、当行の取引先においても、アジア地域への進出や海外展開に関する関心が高まっております。

当行取引先の海外進出及び進出予定国は、中国が多数を占めるほか、タイ、ベトナム等の東南アジア地域が続いており、今後もアジア地域を中心とした進出動向が続くと推測されます。当行では、こうした取引先の多様化する国際化ニーズに積極的に対応するため、海外展開に関連した外部専門機関との提携・連携のほか、本部

内における海外展開支援担当者を配置するなど、海外展開支援体制を整え、海外情報サービスの提供、海外取引、海外進出案件に対する支援等を実施しております。

【海外展開支援のイメージ】



【海外展開支援状況】

カテゴリー	主なサポート内容	H27年度 件数	H26年度 件数	増減
海外進出	現地法人設立に関する相談	115	106	+9
	企業信用調査			
海外販路	商社紹介	49	19	+30
	展示会紹介			
輸出入	外為	38	27	+11
	貿易手続き			
その他	撤退	1	—	+1
合計		203	152	+51

今後につきましては、取引先の多様化するニーズに対して、ワンストップサービスを提供できる体制を構築し、ソリューション営業を展開するほか、県内企業の海外進出動向や海外資金ニーズを捉えながら、政府系金融機関との連携による協調融資やスタンバイL/Cの取扱いを検討し、海外現地法人に対する金融面でのサポート策を強化してまいります。

D. 成熟期（事業承継・M&A）における取り組み

中小企業経営者層の高齢化に伴う事業承継関連ニーズの高まりに対応するため、関連会社である筑波総研株や外部専門家等と連携したサポート体制を構築しております。事業性評価との連動を強め、お客さまごとの状況・課題を踏まえた、より実

効性の高い支援を行ってまいります。また、自社株式や事業用資産の移転等、社内の承継支援にとどまらず、後継者がいない事業者については、出口の一手段としてM&Aによる第三者への譲渡もサポートしており、今後は本年3月に開所された「茨城県事業引継ぎ支援センター」とも連携を深め、より一層の取り組み強化を目指してまいります。

【事業承継関連 案件状況】

	受付件数	成約件数
事業承継案件	72件	8件
M&A案件	83件	8件
合計	155件	16件

(震災後～H28.3.31)

④「地方創生」に対する方策

(ア)自治体等外部機関と連携した取り組み

A. 地方版総合戦略に基づいた各種施策への支援協力

当行は、地公体の地方版総合戦略の策定及び施策実施等の地方創生に関する取り組みについて、グループ全体で積極的に関与すべく、平成27年4月付で「地方創生推進プロジェクトチーム」を新設し、行内体制を整備いたしました。

有識者会議等の総合戦略推進組織には、茨城県内の28市町村の有識者会議と6つのワーキンググループ等に参画し、各地公体の人口ビジョン・地方版総合戦略策定に関与いたしました。

平成28年3月には、参画したほぼ全ての市町村で地方版総合戦略が完成し、各プロジェクトの取り組みが本格化するなか、平成28年4月以降も多くの地公体や大学を含めた外部機関より地方創生に関連した推進組織等への参画の要請をいただき、引き続き地公体の地方版総合戦略に基づく各種施策や先駆的な取り組みに積極的に関与しております。

また、各地公体の人口減少問題の克服や地域経済の活性化に資する様々な施策に賛同し協力すべく、定住支援商品の設定や、空き家対策に取り組む各自治体に対するサポートとして、空き家解体・活用ローンを創設し、地公体の地方創生の取り組みを支援する商品を提供しております。

当行は引き続き関係機関と連携しながらコンサルティング機能を発揮し、保有するネットワークを活用して、地方創生への取り組みを支援協力してまいります。

B. 地域振興協定締結先との連携強化

当行は各自治体と復興支援や地域活性化を主とした協定を締結し、連携をさらに深めるなかで、具体的かつ実効的な復興支援及び地域振興に取り組んでおります。

各自治体との協定に基づく観光誘客の取り組みの一つとして、株式会社JTBパブリッシングによる特別編集「るるぶ」の発刊があり、これまでに8市町の「るるぶ」を発刊してきました。当行は、企画段階から積極的に関与し、第三者としての

意見を十分反映させる誌面づくりに協力するとともに、当行ネットワークを活かして広域頒布を行ってきました。

また、当行と北都銀行が橋渡しとなり、大洗町と秋田県にかほ市の交流促進及び産業発展を目的として「大洗町・にかほ市・筑波銀行・北都銀行における地域振興協定」を締結しました。平成 27 年 11 月には、大洗町とにかほ市の地域交流事業として協定締結四者の取り組みにより、にかほ市のアンコウを使った新商品「大洗あんこう鍋（一人前）」が誕生し、一躍人気商品となりました。

こうした取り組みにより構築してきたノウハウ及びネットワーク等を今後も活かしながら、引き続き地域振興協定に基づき、より広域的な地域連携に取り組んでまいります。

【これまでの協定締結先】

自治体等名	締結日	協定名・協定内容
北茨城市	H24. 2. 2	北茨城市の復興支援にかかる四者による包括的提携協定 (復旧・復興を主とした協定)
大洗町	H24. 4. 2	大洗町の復興支援にかかる包括的提携協定 (復旧・復興を主とした協定)
茨城大学	H24. 11. 30	茨城大学と筑波銀行の連携協力にかかる協定 (県北観光振興を通じた地域活性化を主とした協定)
常陸大宮市	H25. 2. 6	常陸大宮市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
大子町	H25. 3. 18	大子町の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
龍ヶ崎市	H25. 4. 3	龍ヶ崎市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
高萩市	H25. 4. 8	高萩市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
常陸太田市	H25. 12. 16	常陸太田市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
石岡市	H26. 6. 30	石岡市の地域振興に関する協定 (復興条項を含む地域振興・地域活性化を主とした協定)
かすみがうら市	H27. 4. 2	かすみがうら市の地域振興に関する協定 (まち・ひと・しごと創生法、地域活性化を主とした協定)
かすみがうら市 産業能率大学	H28. 1. 26	かすみがうら市、産業能率大学、筑波銀行の連携協力にかかる協定 (市の地域活性化と大学の人材育成を主とした協定)
筑西市	H28. 5. 26	筑西市の地域振興に関する協定 (地域経済の活性化と地方創生を主とした協定)

C. 県内外の地域イベントや物産展の企画及び運営支援

当行は、復興支援にかかる包括的提携協定を締結している北茨城市と大洗町について、種々の観光イベントの開催、商談会や交流会への地元事業者の招聘等、「観光」と「食」をメインとした復興支援を継続的に実施しております。

他にも、かすみがうら市のお祭りやスポーツイベント、大子町のライトアップ事業や高萩市産業祭などの各市町村の地域イベント開催を積極的に支援しております。

物産展につきましては、平成 24 年より当行岩井支店駐車場を利用して、坂東市観光協会と共催で、復興・振興協定を締結している自治体を中心とした県内各地域の合同物産展「茨城物産展」を開催しております。また、東京急行電鉄「自由が丘駅」

周辺にて開催された「自由が丘スイーツフェスタ」で茨城物産展を開催し、地元産品の販売並びに観光PRを実施しております。

当行は、引き続き県内外の地域イベントや物産展を支援し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

(イ)「産学官金労言」連携に基づく取り組み

A. 茨城大学、筑波大学、産業能率大学など県内外の大学等との連携強化

当行は、震災や原発事故による風評で苦しむ自治体や地域への支援策として、大学の保有する知見や、学生の柔軟な発想力を取り入れ、地域の企業とともに、産学官金の連携した様々な取り組みを推進しております。また、産学官との連携した取り組みを積極的に展開していくため、平成24年11月には、茨城大学と県北地域の観光振興を目的として、平成28年1月には、かすみがうら市・産業能率大学とかすみがうら市の地域活性化と大学の人材育成を目的として、協定を締結し連携強化を図り、様々な課題に取り組んでおります。

【当行が締結した大学との連携協定】

協定締結先	締結日	協定内容	主な目的
茨城大学	H24. 11. 30	県北観光振興を通じた地域活性化を主とした協定	県北地域の観光振興、観光資源の整備、地域経済の活性化
かすみがうら市・産業能率大学	H28. 1. 26	市の地域活性化と大学の人材育成を主とした協定	大学保有する知識や学生の柔軟な創造力及び当行が保有する情報・ネットワークの活用

当行は、産学官金の連携強化を図るため、平成27年6月に、つくばグローバル・イノベーション推進機構へ入会しました。平成28年5月には、当行から1名出向し、積極的に情報共有等を図っています。つくばグローバル・イノベーション推進機構は、茨城県、つくば市及び筑波大学が中心となり、産学官金の連携拠点を形成し、つくば市における科学技術の集積効果を最大限に活かして、研究シーズと企業シーズのマッチングによる新事業の創出やベンチャー企業の育成等により、経済や社会システムに大きなインパクトを地域から持続的に創出していくことを目指して、平成26年3月に設立されました。

今後は「つくば地域活性化ファンド」等を通じたベンチャー企業支援や中小企業等向けに大学等有する特許技術の活用支援など、産学官金の連携に取り組んでまいります。

B. 地域活性化に向けた「産学官金労言」連携に基づく関係強化

当行は、震災後の観光や食に対する支援及び地域資源を活かした地域活性化に産学官労言と連携した取り組みを行っております。茨城大学とは茨城県北ジオパークを通じた観光促進の活動を、大洗町とかすみがうら市とは特産品のブランド浸透や商流創造を目的とした活動を展開してきました。

また、ビジネス交流商談会の開催を通じて、地元自治体、大学、研究機関、公的支援機関等のブースを設置して、参加企業とのマッチング機会を創出し、新たな技術開発や新事業に向けた具体的な連携の機会を提供しました。

【当行の取り組み事例】

○茨城大学「北茨城市内ジオポイントへの説明案内看板設置事業」

【関係者】		【取組内容】
茨城大学学術企画部社会連携課、茨城大学（院）生「地質情報活用プロジェクト」、北茨城市		茨城県北ジオパークの観光資源化を促進し、観光誘客による地域活性化に資するため、北茨城市内のジオポイント（地球科学を中心とした自然・文化的な見所）5ヵ所に説明案内看板を設置。
H25. 6. 7	看板設置にかかる説明及び協力依頼	
H25. 7. 11	北茨城市を訪問し担当課職員と面談並びに視察	
H25. 9～H26. 1	看板の表示内容等に関する協議	
H26. 3. 12	業者へ発注	
H26. 4. 18	看板設置完了	

○茨城大学「茨城県北ジオパークプロモーションビデオ制作事業」

【関係者】		【取組内容】
茨城大学学術企画部社会連携課、茨城大学（院）生「地質情報活用プロジェクト」、写真家、北茨城市、常陸大宮市、大子町、高萩市、常陸太田市		県北地域に残る古代の地形や美しい景観を保全しながら観光や教育に役立てる「茨城県北ジオパーク」の認知度を向上させ、観光誘客による地域経済の活性化を図るため、4市1町の協力を得て、モーターパラグライダーによる空撮PVを制作。完成したPVは、インターネット動画サイトへアップするとともに、茨城大学の図書館等施設、筑波銀行の複数店舗のロビーほか、パラグライダーの離着陸場の提供等で撮影に協力いただいた4市1町並びに茨城県へも無償で配布し、公的施設においても放映。
H26. 5. 9	PV撮影にかかる説明及び協力依頼	
H26. 8. 9	茨城大学（院）生「地質情報活用プロジェクト」及び写真家との打ち合わせ	
H26. 9. 20, 21	ロケーションハンティング	
H26. 9～27. 3	撮影及び編集作業	
H27. 3. 20	PV完成	
H27. 3. 27	PV完成披露発表会開催、PV放映先へ配布	

○産業能率大学「かすみがうら市の地域資源ブランド創造への取り組み」

【関係者】		【取組内容】
かすみがうら市、かすみがうら市地元企業、産業能率大学、自由が丘商店街振興組合、自由が丘飲食店		産業能率大学の学生とかすみがうら市が東京自由が丘の企業とともに、かすみがうら市の特産品を使った商品を開発、自由が丘におけるブランド浸透や商流創造を目的に、自由が丘商店街振興組合の協力を受けイベントで販売実施
H27. 8. 10	産業能率大学ゼミ生がかすみがうら市を視察	
H27. 10. 11～12	自由が丘「女神まつり」で学生企画の物産展開催	
H28. 2. 18	自由が丘「スイーツフェスタ」で学生企画の物産展開催。	

○産業能率大学「かすみがうら市のまち・ひと・しごと総合戦略への取り組み」

【関係者】		【取組内容】
かすみがうら市、市民ボランティア団体、産業能率大学、		かすみがうら市のまち・ひと・しごと総合戦略におけるトレッキングコース・施設整備の企画案を産業能率大学学生が提案実施
H28. 2. 18	トレッキングコースのメニュー企画策定に学生と市民ボランティア団体が活動	
H28. 3. 17	トレッキング企画発表会開催	

○大洗町との取り組み

【関係者】		【取組内容】
大洗町、大洗町地元企業、大洗町漁業協同組合、産業能率大学、自由が丘商店街振興組合、自由が丘料理飲食業組合		産業能率大学の学生が企画による、大洗産しらすや特産品のブランド浸透や商流創造を目的に、自由が丘飲食店と大洗しらすを使った限定メニューを開発し提供するイベントや物産展を展開したのち、自由が丘料理飲食業組合加盟店舗と商談会を開催
H26. 8. 25～27	産業能率大学ゼミ生が大洗町を視察	
H27. 3. 5	成果報告会	
H27. 4. 24～25	自由が丘飲食店 12 店舗がしらす限定メニューを考案し限定販売	
H27. 5. 5～6	自由が丘「スイーツフェスタ」で学生企画の物産展開催	
H27. 10. 26～11. 1	自由が丘飲食店 13 店舗がしらす限定メニューを一週間限定販売	
H28. 1. 28	自由が丘にて大洗「食」の商談会を開催し 7 店舗の飲食店と取引成約	

当行は、平成 26 年 10 月、公益財団法人日立地区産業支援センターと「地域産業の活性化に関する協定」を締結しました。同協定は、協定締結者が地域産業の活性化に向けて、相互の保有する資源の活用と交流を図り、大企業が所有する知的財産を活用し、中小企業の新製品の開発や販路拡大など地域産業の活性化並びに発展に貢献することを目的としております。具体的な取り組みとしては、セミナーの開催や、富士通㈱及び日立地区産業支援センターの担当者と一緒に知的財産の活用に関

心がある企業への個別訪問等を実施しております。また、大学生が富士通㈱等の開放特許技術から柔軟な発想や感性を活かした商品アイデアを企画提案し、県内中小企業の新事業展開につなげることを目的として、「知財活用アイデア大会」を開催しております。昨年の参加大学は筑波学院大学と茨城キリスト教大学の2校でした。

今後も、中小企業の新製品開発や新規ビジネス創出を支援するため、上記活動を継続していきます。

実施日	内 容
H26. 10. 1	日立地区産業支援センターとの「地域産業の活性化に関する協定」を締結。
H26. 10. 2	日立地区産業支援センターのコーディネーターに対する知的財産権を活用した新規ビジネスに関するセミナーを開催。
H26. 10. 9	当行のビジネス交流商談会に日立地区産業支援センターの展示ブースを出展。
H26. 10. 28	日立地区産業支援センターの会員に対し「知的財産権を活用した新規ビジネスの創出」と題したセミナーを開催。
H27. 5. 20	日立地区産業支援センターの会員を中心に「中小企業の知的財産活用セミナー」と題したセミナーを開催。富士通の特許技術紹介や成功企業の体験談等を講演。
H27. 7. 23	筑波知的財産研究会キックオフセミナーを開催。大企業の所有する知的財産権の活用に関心が高い企業を中心に研究会を発足。
H27. 11. 4	当行のビジネス交流商談会に日立地区産業支援センターの展示ブースを出展。
H27. 11. 7	学生が大企業等の開放特許を活用した新商品アイデアを考案し、企業の前でプレゼンをする「知財活用アイデア茨城県大会」を開催。学生が考えた新商品アイデアにビジネス創出の可能性を感じた企業はそのアイデアを採用し、事業化に向けて取り組むことができる。
H28. 5. 13	富士通と当行取引先が特許ライセンス契約を締結。

【取り組み事例】

平成 27 年 5 月、企業訪問を実施したところ、A社が富士通㈱の画像認識技術に関心を示し、さらに詳細を知りたいとの意向から、当行も同行したなかで富士通㈱を訪問し、担当者より特許技術の説明を受けました。その後、同年 11 月、富士通㈱より、画像認識技術に関しての技術提案があり、A社内で検討した結果、本技術を活用した「病床見守りシステム」を開発することを決定。同年 12 月、富士通㈱と秘密保持契約を締結しました。

協定締結後、当行及び日立地区産業支援センター同席のもと、A社と富士通㈱との間で製品のニーズ・リスク・保証・価格等の交渉を重ね、平行してニーズ調査も行いました。調査の結果、本製品のニーズは有りとの結果が得られたことから製品化は可能と判断し、平成 28 年 5 月、A社と富士通㈱との間で特許ライセンス契約を締結しました。

今後は、資金面や販路開拓、技術等の事業化支援を日立地区産業支援センターと協力しながら行っていきます。

⑤その他の方策（CSRの観点から）

(ア)教育・芸術・歴史文化・スポーツ等振興機関・団体と連携した取り組み

A. 芸術・歴史文化活動への支援協力による被災者の「心の復興」を目指した取り組み

当行では、つくば本部ビル 2 階ギャラリーを地域のみなさまに開放することで、芸術振興を支援しており、毎月 2～3 回の展示会が開催されております。また、地域への文化的な貢献を目指し、毎年、春と秋には当行主催の「企画展」も開催しており、平成 27 年春には横山大観展、秋には藤島博文展を開催いたしました。

また、平成 27 年 4 月に水戸市の教育遺産が日本遺産に認定されたことを踏まえ、水戸市内の小学 6 年生全員に資料集「水戸の教育遺産－学問の府としての伝統を受け継ぐ－」を 1 万 1 千部寄贈するなど、歴史文化活動にも積極的に取り組んでおります。

当行は今後も、芸術・歴史文化を地域のみなさまに伝えるために、企画展を中心としたギャラリー運営や自治体等と連携した歴史文化活動への取り組みを行うとともに、これらの活動を通して被災者の「心の復興」につなげていきたいと考えております。

B. 青少年の育成や教育への支援

当行は、これまでもコーポレートスローガンである「地域のために 未来のために」のもと、スポーツ大会をはじめとした各種イベントを通じて、未来を担う青少年の健全育成と教育支援に取り組んでまいりました。



【筑波銀行『あゆみ杯』】



【NHK水戸児童合唱団によるコンサート】

今後こうした活動を関係機関等と連携しながら継続していくことで、豊かな地域社会づくりに貢献してまいります。

(イ)筑波ボランティアクラブの活用強化

当行は、ボランティア活動を通じて地域社会に貢献することを目的に「筑波ボランティアクラブ」を平成 23 年 5 月に組織化し、それ以降、東日本大震災で被害を受けた宮城県石巻市や東松山市での瓦礫の撤去、つくば市北条の竜巻被害及び常総市の水害被害における復旧作業などの活動を積極的に展開してきました。

今後もCSRを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、環境保全や地域社会への貢献を目指し、「筑波ボランティアクラブ」を中心とした活動を、引き続き強化してまいります。

(4) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

①創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

(ア)「つくば地域活性化ファンド」の活用

地域における創業、第二創業等を促進、支援するため、当行は「つくば地域活性化ファンド」を平成28年1月に設立いたしました。当ファンドは、今後、地域経済発展に対して貢献が期待される企業の創業を資金面で支援するとともに、出資後も当行の多様なネットワークを活用した支援により出資先企業の持続的発展に貢献してまいります。出資先企業が産業構造や雇用創出面で地域になくってはならない中核企業へと成長することにより、地域活性化に貢献していきます。当ファンド1号案件として、かすみがうら地域の観光振興を目的に設立されたDMO事業体への出資を決定しております。また、つくば地域のベンチャー企業や、大学発ベンチャーへの出資案件も、検討しております。今後、営業店による情報収集活動を推進する一方で、大学や各支援機関との連携強化も図り、新事業開拓に対する支援体制を強化してまいります。

(イ)ビジネス交流商談会等による販路開拓支援への取り組み強化

平成27年11月に、地域社会や地域経済の面的な再生に貢献するため、「地域復興支援プロジェクト『あゆみ』の一環、地域資源発信の場」、「『地域経済活性化に関する広域連携協定』に基づく『東和銀行』、『栃木銀行』との連携」、「広域連携（北関東）による地元企業の価値創出支援、販路開拓支援」の3つをコンセプトに「2015筑波銀行ビジネス交流商談会」を開催しました。本交流商談会では約2,600名が来場し、約900件の商談が行われました。今後も、地域全体の一層の活性化を目指し、公的機関や関係地域市町村及び大学等との連携を強化し、地域振興に取り組んでまいります。

また、個別バイヤーを招聘しての、個別商談会も定期的で開催しています。平成27年7月に外食事業にて幅広いブランド全国展開するロイヤル(株)をバイヤーとして迎え「ロイヤル個別商談会」を、平成27年9月に(株)ヨークベニマルをバイヤーとして迎え、当行と地域振興協定を締結する「かすみがうら市」の食品事業者を対象として「ヨークベニマル個別商談会」を開催しました。商談を通して、販路拡大を支援するとともに、営業力強化に向けた課題の認識や、自社商品のさらなる向上のための良い機会となっております。

個別商談会を契機として、地域資源を活用した様々な商品開発も行われています。これまで「常陸太田精製醤油雛菊の焼おにぎり」（平成26年4月）、「大洗港水揚げ

しらすご飯」(平成 26 年 8 月)、「奥久慈りんごのアップルパイ」(平成 27 年 3 月)の商品化が実現しております。

今後も定期的に商談会等を開催し、販路拡大支援や商品力や営業力強化支援に取り組んでまいります。

②経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策

(ア)外部専門家ネットワークの拡充

企業のライフサイクルや業種等によって多岐にわたるお客さまの相談ニーズに応じるため、経営コンサルティング会社や各士業等の外部専門家との連携体制を整えて参りました。中小・零細企業をとりまく環境は刻々と変化しており、多様化するニーズに対するよりきめ細やかな対応を求められていることを認識し、「事業承継」や「医療・介護」等といった特定の分野に強みを持つ外部専門家との提携も順次拡充しております。あわせて「茨城県よろず支援拠点」や「茨城県事業引継ぎ支援センター」等の公的専門相談窓口とも連携を深め、経営に関する相談に対し総合的に支援できるネットワークを構築してまいります。

(イ)公的支援機関との連携強化

茨城県中小企業再生支援協議会の相談窓口を通じて、外部コンサルタント等を活用し、返済条件緩和、新規与信対応を含めた経営計画の策定を支援してまいりました。平成 27 年度に当行は 10 件の案件持込みを実施し、同協議会との連携によって他金融機関との調整を円滑に進めることが可能となりました。今後についても、引き続き、経営計画の策定や金融調整に関する連携を進めてまいります。

また、金融支援実施後の業況変化の発生も見られることから、計画策定時のみならず、経営計画の進捗状況においても、引き続き、同協議会と連携して必要な追加支援策を講じてまいります。

(ウ)専門的スキルを持つ本部分行員の育成

当行では、中小企業診断士のほか、茨城県再生支援協議会への出向経験者など、専門的知見を有する人材を本部担当とし、スピーディかつ効果的な事業再生の実践と営業店指導を実施してまいりました。

より踏み込んだ再生支援等を行うために事業再生等の専門的なノウハウを持った外部専門家等との連携により、成長性・収益性などの事業性評価や、法務・税務・財務などの専門的知見を取り込み、蓄積した再生支援のノウハウや経験を行内にフィードバックし、本業支援による地域経済の安定化、地域雇用の維持を進めてまいります。

また、融資部内に農業・医療介護の専担者を配置し、業種特性を踏まえた事業性評価能力や取引先との相談能力の向上、また、専門知識を活用した本業支援を進めてまいります。

③早期の事業再生に資する方策

当行は、地域金融機関として取引先の事業価値の向上や経営体質の強化など、経営改善に向けた事業再生への取り組みを早期に着手し、地域の活性化に貢献していくことが重要であると認識しております。

金融円滑化法終了後も円滑化の精神を維持しつつ、抜本的な事業再生を含めた取引先のライフステージに応じたコンサルティング機能の強化に取り組みつつ、事業再生支援の充実に努めてまいります。

(ア)経営改善支援マニュアルの全面改訂及び経営支援への積極的な取り組み意識の醸成

A. 経営改善支援マニュアルの全面改訂及び経営支援への積極的な取り組み意識の醸成

地域企業のなかには、中長期的に課題を抱える企業や、課題はあるが潜在能力の高い企業もあり、実現性の高い経営計画書の策定を進めるためには、取引先の事業内容や企業特性を十分に理解し、実態把握を進める必要があると認識しております。

本計画では、経営計画策定時に、ローカルベンチマークを活用した業界内の取引先のポジションや、RESAS を活用した地域の産業構造や地域特性等の周辺環境の変化などの分析を行い、取引先への理解を深めた経営計画策定により、計画の実現性を高めてまいります。

また、経営支援先のうち合実・実抜計画の策定を進める重点支援先については、計画策定時に事業性評価シートの作成を進め、一般・その他支援先についても事業性評価の観点を加えた経営計画の策定やモニタリングを進めてまいります。これらの取り組みについて、営業店が取引先とのヒアリングで留意すべき内容を整理し、経営支援に対する理解度の向上を進めていくよう、経営改善支援マニュアルの改定を進めてまいります。

取引先の事業性の理解を深めることで、資金繰り支援から本業支援への展開を進めるため、取引先との接点になる営業店に対して、経営改善支援講座（研修）・休日セミナー・計画策定トレーニーを開催し、営業店の経営支援への取り組み意識のさらなる向上を進めてまいります。あわせて、営業店総合経営成績表彰に事業再生支援の取組状況（経営改善支援活動への取り組み、モニタリング報告書期限内提出率、外部機関との連携状況）の表彰項目を設け、組織全体として取り組むための態勢整備を進めてまいります。

B. 外部専門家との連携

経営計画書の策定に際して、取引先だけで経営計画の策定を進めていくことが困難なケースが見受けられることから、当行では前計画期間において、26年7月に「関東信越税理士会ワンストップ相談窓口」の設置や、27年8月に「茨城県よろず支援拠点」との連携を進めております。これまで以上に相談窓口等を広くアナウンスし、

取引先が外部専門家を活用し早期に経営改善に取り組む態勢を整備する必要があると認識し、業務連絡や研修等により行内周知を進めてまいります。

地域に根ざす金融機関として取引先の悩み・課題を共有し、専門的な知見を持つ税理士やコンサルタント等の外部専門家との連携により個社別の解決策を見出し、問題解決に向けて組織的かつスピーディに事業再生に対応してまいります。

C. モニタリング強化とモニタリング精度の向上

経営計画策定先は、モニタリングを定期的実施し、進捗状況についてのフォローアップを進めておりますが、計画期間中に当初想定し得ない事象や外部環境の変化が生じる事例も発生しております。取引先の置かれた環境と計画を下回る現状を定量面と定性面から再検証し、新たな解決策の助言や外部専門家の活用により、経営計画の修正や抜本支援策の再検討をスピーディに行い、早期の事業再生に取り組んでまいります。

④事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

中小企業経営者層の高齢化に伴う事業承継関連ニーズの高まりに対応するため、事業の承継に対する支援機能の強化に取り組んでまいりました。

【事業承継関連 相談受付件数の推移】

H26 年上期	H26 年下期	H27 年上期	H27 年下期	累計
10 件	7 件	15 件	40 件	72 件

(H26. 4. 1~H28. 3. 31)

今後も従来の施策を踏襲しつつ、一層の機能強化を図ってまいります。

(ア) 外部専門家等との連携

前計画期間において、子会社である筑波総研(株)のほか、コンサルティング会社等の外部専門家と連携し、より高度な支援を行える体制を構築してまいりました。今後も引き続き、業種や事業規模等によって多岐にわたるお客さまの事業承継関連ニーズに的確に応じるために、外部専門家とのネットワークの拡充を図ってまいります。あわせて、本年 3 月に開所した「茨城県事業引継ぎ支援センター」とも連携を深め、従来対応が困難であった事業者に対する支援も強化してまいります。

(イ) 行員の業務知識の向上

お客さまの支援ニーズを捉えるため、行内研修「コンサルティング営業講座」の継続的な開催や、通信講座の受講・外部検定試験の受験の奨励等により、営業店行員の情報収集力の強化を図ってまいりました。あわせて、M&A 業務においては、外部専門会社への出向により専門知識を備えた本部行員の育成にも取り組んでおり、これらは今後も継続してまいります。

(ウ) セミナー等の開催

お客さま自身の問題意識を醸成・喚起するため、事業承継・M&Aに関するセミナーを県内各地で開催し、問題提起と情報提供を行ってまいりました。あわせて、後継者の育成を支援するため、筑波総研(株)の主催による「次世代経営塾」を毎年開催しておりますが、これらについても継続して取り組んでまいります。

【事業承継関連セミナーの開催実績】

開催日	会場	セミナー名	参加人数
H24. 1. 17	つくば	事業承継対策セミナー	39人
H24. 1. 18	水戸		
H24. 9. 20	つくば	中堅・中小企業のための事業承継とM&Aセミナー	20人
H25. 1. 25	鹿嶋	<筑波銀行 経営者セミナー> 事業承継セミナー	27人
H26. 5. 26	日立	中小企業経営者のための改正相続税と事業承継セミナー	77人
H26. 5. 28	つくば		
H27. 5. 15	鹿嶋	オーナー経営者のための相続・事業承継セミナー	74人
H27. 6. 2	つくば		
H27. 6. 2	水戸		
H27. 11. 29	筑西	オーナー経営者のための事業承継セミナー	55人
H27. 11. 29	日立		
H28. 3. 2	土浦	事業承継体験者と専門家が語る	59人
H28. 3. 2	坂東	相続・事業承継 理論と実践セミナー	

【「次世代経営塾」の開催実績】

	開催時期	参加人数
第1期	平成25年5月～11月	25名
第2期	平成27年1月～2月	25名
第3期	平成28年1月～2月	25名

(エ) 実効性の強化

「事業性評価」の取り組みと連動した対象先の実態把握により、お客さまごとの状況・課題を踏まえた、より実効性の高い助言・提案を行ってまいります。また、本部においては、お客さまの課題抽出の実施、ヒアリングシート・提案書等の提供、対象先への帯同訪問等といった営業店に対する支援体制を確立し、その定着化を図ってまいります。

4. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

発行金額・条件については以下のとおりです。

項目	内容
1 種類	株式会社筑波銀行第四種優先株式
2 申込期日 (払込日)	平成 23 年 9 月 30 日
3 発行価額	1 株あたり 500 円
非資本組入れ額	1 株あたり 250 円
4 発行総額	35,000 百万円
5 発行株式数	70 百万株
6 議決権	第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部 (第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額) の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部 (第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額) の支払いを受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部 (第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額) の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7 優先配当年率	第四種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト (ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの) 上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年 7 月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。 ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円 TIBOR (12 ヶ月物) または 8% のうちいずれか低い方 (以下「第四種優先株式上限配当率」という。) を超える場合には、第四種優先配当年率は第四種優先株式上限配当率とする。
優先中間配当	第四種優先期末配当金の 2 分の 1 を上限
累積条項	非累積
参加条項	非参加
8 残余財産の分配	普通株主に先立ち第四種優先株主が有する第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9 取得請求権 (転換予約権)	第四種優先株主は、取得請求期間中、当銀行が第四種優先株式を取得すると引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
取得請求期間の開始日	平成 24 年 7 月 1 日
取得請求期間の終了日	平成 43 年 9 月 30 日
当初取得価額 (当初転換価額)	取得請求期間の初日に先立つ 5 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額
取得請求期間中の取得価額修正	取得請求期間において、毎月 3 金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで (当日を含む。) の直近の 5 連続取引日の終値の平均値に相当する金額に修正
取得価額の上限	無し
取得価額の下限	172 円【発行決議日前日の終値の 70%に相当する金額 (円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。)】
10 金銭を対価とする取得条項	当銀行は、平成 33 年 10 月 1 日以降、取締役会が別に定める日 (当該取締役会開催日までの 30 連続取引日 (当該日含む) の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っており、かつ金融庁の事前承認を得ている場合に限り) が到来したときに、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を金銭を対価として取得することができる。
対価となる金額	第四種優先株式 1 株につき、第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた金額
11 普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の終了日までに当銀行に取得されていない第四種優先株式の全てを取得請求期間の終了日の翌日 (以下、「一斉取得日」という) をもって取得する。当銀行は、かかる第四種優先株式を取得すると引換えに、第四種優先株主が有する第四種優先株式数に第四種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 連続取引日の毎日の終値の平均値 (終値が算出されない日を除く。) に相当する金額
取得価額の上限	無し
取得価額の下限	172 円【発行決議日前日の終値の 70%に相当する金額 (円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を切捨てる。)】

5. 収益の見通し

(1) 収益の見通しの概要

平成 28 年 3 月期以降の収益計画については、経営強化計画に基づく施策を着実に実行して、収益基盤の強化を図ってまいります。

【損益の計画】

(単位：百万円)

	H28年3月期 実績	H29年3月期 計画	H30年3月期 計画	H31年3月期 計画
業務粗利益	33,310	32,983	33,150	33,354
コア業務粗利益	32,683	31,983	32,350	33,154
資金利益	30,015	28,795	28,984	29,578
役務取引等利益	3,086	3,494	3,754	4,047
その他業務利益 (うち国債等債券損益)	209 627	694 1,000	412 800	△ 270 200
経費	27,869	27,960	27,599	26,814
うち人件費	14,287	14,060	13,934	13,719
うち物件費	11,864	11,800	11,500	11,000
コア業務純益	4,814	4,022	4,751	6,341
実質業務純益	5,441	5,022	5,551	6,541
一般貸倒引当金繰入額	△ 1,140	0	40	32
業務純益	6,582	5,022	5,511	6,509
臨時損益	1,306	△ 1,371	△ 1,850	△ 2,118
不良債権処理損失額	△ 3,278	△ 1,744	△ 2,219	△ 2,333
株式関係損益	3,695	250	250	100
経常利益	7,887	3,651	3,660	4,391
特別損益	△ 194	△ 310	△ 283	△ 381
税引前当期純利益	7,693	3,342	3,377	4,010
法人税等	189	342	377	410
法人税等調整額	1,543	0	0	0
当期純利益	5,959	3,000	3,000	3,600

(2) 単体自己資本比率の見通し

当行は、地元茨城県を中心とする営業エリアの東日本大震災からの復興・振興に向けて、中小規模事業者をはじめとする取引先への円滑な資金供給を積極的に果たすことを目的に、当行が受入れております公的資金 350 億円を引き続き活用してまいります。

本計画期間中 (H29.3 期～H31.3 期) の自己資本比率については、利益の確実な積上げによりコア資本 (分子要因) は増加するものの、被災企業等への貸出金の積み上げ等により、リスクアセット (分母要因) がそれ以上に増加することを見込んでいるため、自己資本比率は若干低下する計画としております。

【単体自己資本比率の見通し】

	H28年3月期実績	H29年3月期予定	H30年3月期予定	H31年3月期予定
自己資本比率	8.98%	8.6%程度	8.4%程度	8.3%程度

6. 剰余金の処分の方針

当行は、銀行業としての公共性と健全性に鑑み、いかなる厳しい環境にも耐え得る財務体質を維持するため、内部留保の充実を図りつつ安定した配当を維持することを基本方針としております。

平成 28 年 3 月期の期末配当（普通株式）は、当初計画どおり一株当たり 5.0 円の配当としております。なお、平成 29 年 3 月期以降の配当は、優先株式については約定に従った配当を行うとともに、普通株についても上記基本方針に則り安定的な配当を行ってまいります。

なお、当行は、東日本大震災により財務の状況が相当程度悪化しているお客さまに対する支援等を着実に行いつつ、平成 43 年 3 月末には利益剰余金の額が 657 億円まで積み上がり、公的資金 350 億円の返済財源は十分に確保出来る見込みです。平成 28 年 3 月期までの実績は下表記載のとおり順調に推移しております。

【当期純利益、利益剰余金の残高推移】

(単位：億円)

	H23/3	H24/3		H25/3		H26/3		H27/3	
	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
当期純利益	25	10	23	11	24	17	41	23	55
利益剰余金	25	31	45	37	64	48	101	66	145
計画対比			+14		+27		+53		+79
	H28/3		H29/3	H30/3	H31/3	H32/3	H33/3	H34/3	H35/3
	計画	実績	計画						
当期純利益	26	59	30	30	36	36	36	36	36
利益剰余金	86	199	224	250	281	312	344	375	406
計画対比		+113							
	H36/3	H37/3	H38/3	H39/3	H40/3	H41/3	H42/3	H43/3	
	計画								
当期純利益	36	36	36	36	36	36	36	36	
利益剰余金	438	469	500	532	563	594	626	657	

7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

経営管理にかかる現状の体制は以下のとおりであり、適切な運営態勢を確保しております。なお、経営管理態勢につきましては、金融検査評定制度の活用等により、適宜実効性の確認を行っており、必要に応じ適時適切に見直しを図ってまいります。

①ガバナンス体制

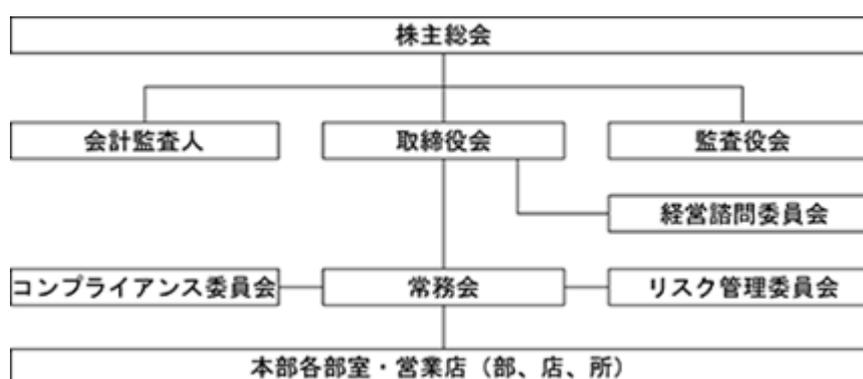
当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と認識し、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。また、取締役会の下位機関として常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項についての決定を行うとともに、執行役員制度の導入により経営の意思決定の迅速化と施策の適正な執行を促進する体制を整備しております。

当行の取締役会は、社内取締役8名及び社外取締役2名により構成され、毎月1回以上開催し、重要な経営上の意思決定・業務執行の監督を行っております。なお、経営責任をより明確にする観点から取締役の任期を1年としております。

また、取締役会を諮問する任意委員会として、社外役員を主なメンバーとする経営諮問委員会を設置し、経営上重要な事項の決定に際し適切な関与・助言を受けることにより経営管理態勢の強化を図っております。

当行の監査役会は、監査役5名で構成されており、うち3名は社外監査役であります。監査役会は毎月1回以上開催しており、監査役は、取締役会・常務会など重要な会議に出席し適切な提言・助言を行い、取締役の職務執行を適正に監査しております。これらの体制により、経営監視機能の客観性及び中立性は十分に確保できているものと考えております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要】



②業務執行に対する監査体制

当行は、監査役会制度を採用しており、監査役全員をもって監査役会を構成しております。監査役5名のうち、2名は常勤監査役であり、3名は非常勤の社外監査役であります。

当行の監査体制は、内部監査及び監査役監査並びに会計監査人等の外部監査から

成り、相互に連携を密にし、お互い補完することにより健全な業務運営の確保を目的として行っております。

また、監査役は本部及び営業店を往査し業務執行状況を監査しております。会計監査人による本部内監査実施時には随時問題点、課題等について意見交換を行い、子会社及び営業店監査実施時には常勤監査役が必要に応じて立会い、監査終了後に意見交換を行うなど連携を強化しております。

社外監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うことで十分な連携を保っているほか、内部監査部門や内部統制部門からの報告、及び常勤監査役から監査役監査の報告を受け、適切な提言・助言を行うとともに、監査機能の有効性、効率性を高めるため、常勤監査役との連携強化に努めております。

当行では、内部監査として監査部が営業店及び本部、当行グループ会社の業務監査を実施しており、監査部長は、毎年度監査の基本方針を立案し、取締役会の承認を得ております。監査部は、その業務遂行に関して、被監査部署から独立し、いかなる影響、干渉も受けておりません。監査の結果については、被監査部署の部店長及び役付者に講評するほか、速やかに取締役会に報告しております。

さらに、監査部では貸出金等の自己査定結果と償却・引当の監査及び開示債権についての監査を実施し、監査結果を取締役に報告しております。

また、会計監査人による外部監査は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、厳正な監査を受け会計処理の適正化等に努めております。

なお、業務執行に対する監査又は監督の体制につきましては、金融検査評定制度の活用等により、適宜実効性の確認を行っており、必要に応じ適時適切に見直しを図ってまいります。

(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

① リスク管理体制

金融、経済の急速な変化とグローバル化の進展を背景に、金融機関の業務内容は急速に変化してきており、これに伴って発生するリスクはますます多様化かつ複雑化しております。

このような環境のなか、当行では、お客さまから信頼される銀行であるために、経営の健全性の維持と安定した収益確保の観点からリスク管理を最重要課題の一つと捉えており、平成28年4月より新たにスタートした第3次中期経営計画においても「リスク管理態勢の強化」を基本骨子の一つとして掲げております。

リスク管理においては、「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を制定し、管理方針や管理態勢等を定めております。これに基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク等）、レピュテーションリスク等主要なリスクについて、所管部がリスクの所在と大きさの把握に努めるとともに、各リスク管理規程の整備、運用を行っており

ます。

運用体制としては、リスク管理委員会並びに各リスクに対応する小委員会を定期的に開催し、具体的な各リスクの評価に加え管理方針の検討等、適切なリスク管理に努めております。

今後につきましても、必要に応じ適宜リスク管理体制の見直しを行ってまいります。

②統合的リスク管理

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、それぞれのリスク・カテゴリーごと（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的にとらえ、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

統合的リスク管理については、「統合的リスク管理規程」に管理対象とするリスクの種類や統合的リスク管理体制等を定め、各種リスクを統合的に管理しております。具体的には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクのリスク量を計測対象とし、コア資本を原資とする配賦資本（リスク資本）の範囲内にそれらのリスク量が収まっていることを定期的にモニタリングし、自己資本の充実度を評価しております。

今後につきましても、実効性あるリスク管理を実施し、必要に応じ適宜見直しを行ってまいります。

③信用リスク管理

当行では、信用リスクを最も影響の大きいリスクと位置付け、信用リスク管理部門、審査部門、営業推進部門を分離して相互牽制できる体制を整備するとともに、リスクと収益のバランス維持を基本方針とした「信用リスク管理規程」を定め、与信管理の徹底と審査態勢の充実、信用格付を前提としたプライシング、モニタリング、信用リスク計量化とポートフォリオ管理をはじめ、年度ごとに管理方針を明示して、信用リスク管理に係る基本的な考え方、取組姿勢などを徹底しております。

大口与信先については、大口信用供与等規制の法令改正に伴い、グループでの信用格付ごとの与信限度額の設定、与信先のグループ管理の強化、貸出金等のほかに有価証券等を含めた与信管理を行い、態勢整備を図っております。

与信集中リスクについては、当リスクの顕在化が銀行経営に重大な影響を及ぼすことに鑑み、格付別・業種別等のリスク量の適正な把握に努め、適正なポートフォリオ管理を行うことにより、特定の業種及び特定のグループ等に対する過度な与信集中リスクの回避を図り、与信集中を抑制する対応を図っております。そのうえ、「信用格付」「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ定量的に把握する「信用リスクの計量化」に取り組んでおり、計測したリスク量については四半期ごとに、経営陣に報告を行っております。

また、債務者の実態把握については、過去の財務などの定量的な評価ばかりでな

く、事業性評価の取り組みを強化するとともに、定性的な評価目線を取り入れ、企業の事業内容や成長性を評価できる態勢を醸成しながら、信用リスクの適切な把握に努めてまいります。

不良債権の管理については、取引先の業況悪化等が発生した時に速やかに本部宛に取引先の状況速報を提出し、取引先の状況の変化に即した管理方針・整理方針協議を行っております。また、対応方針協議会で策定された方針については金融円滑化に配慮しつつ、管理・回収等の方針の進捗状況の確認、営業店への臨店指導や、取引先への本部行員による同行訪問等の営業店のサポートを行い、本支店一体となり不良債権の管理徹底を図っております。

今後につきましても、信用リスク管理の高度化を目指し、信用リスクの定量化、与信集中の抑制及び不良債権の管理強化に努め、適切なリスクコントロールに努めてまいります。

④市場リスク管理

市場リスクとは、市場の様々なリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

当行では、この市場の変動によるリスクの重要性を十分に認識し、業務の健全性及び適切性を確保することを目的として「市場リスク管理規程」を定め、市場部門（フロント）、市場リスク管理部門（ミドル）、事務管理部門（バック）、営業推進部門を明確に分離し、独立性を確保して相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。具体的には、行内における市場リスク管理に関する情報、リスク・プロフィール等の内部環境、経済や市場の外部環境等の情報を収集分析し、継続的にモニタリングを行い、実効性あるリスクコントロールに努めております。

今後につきましても、運用資産の健全性を維持するとともに、安定的な運用収益の確保に努めてまいります。

⑤流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金の運用と調達の間隔のミスマッチや、予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクのことをいいます。

当行では、この対応として「流動性リスク管理規程」を定め、諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

今後につきましても、不測の事態を想定した対応訓練等を実施していくことで、危機対応力の強化を図ってまいります。

⑥オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、若しくは機能しないこと、又は外生的事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

当行では、この対応として「オペレーショナル・リスク管理規程」を定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、リーガルリスクに区分して管理しております。

今後につきましても、リスクコントロール自己評価（RCSA）やオペレーショナル・リスク損失情報の収集・分析等の管理手法を用いて、リスクの未然防止やリスクが顕在化した場合の影響の最小化に努めてまいります。

なお、オペレーショナル・リスクの中でも代表的な事務リスク、システムリスクの管理については次のとおり行っております。

（ア）事務リスク管理

事務リスクとは役職員が正確な事務を怠り、又は事故を起こし、若しくは不正をはたらくことなどにより損失が発生するリスクをいいます。

当行では、「事務リスク管理規程」を定め、事務リスクの把握、分析を行い、リスクの顕在化防止、及びリスク顕在化時の対応策を体系的かつ継続的に実施できるよう体制の構築を行っております。

（イ）システムリスク管理・顧客情報管理

システムリスクとは、コンピュータシステム（ソフトを含む）の停止又は誤作動等、システムの不備等に伴い損失が発生するリスク、及びコンピュータの不正使用やサイバー攻撃、データの漏えい等により損失が発生するリスクをいいます。

当行では、「システムリスク管理規程」を定め、システム、データ、ネットワークの管理体制を構築し、厳正な管理、運営体制を敷いております。さらに、「セキュリティポリシー」や「顧客情報管理規程」に基づき、お客さまの大切な情報を守るため、情報資産の保護の基本姿勢や管理体制を構築しております。

8. 経営強化のための計画の前提条件

平成28年3月期における国内経済は、雇用・所得環境の着実な改善により個人消費が底堅く推移したほか、企業収益の改善を背景に設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調を持続しました。先行きについては、輸出及び生産に鈍さが残るものの、堅調な雇用情勢を背景に、家計及び企業の両部門において所得から支出への前向きな循環メカニズムが持続するもとの、基調的には緩やかに持ち直していくと見込まれております。

市場金利及び為替、株価の見通しにつきましては、「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策導入の影響などもあり、現時点において明確に予想することは困難であることから、計画期間内は平成28年5月末の水準で推移するものと想定しております。

指標	H28/3 実績	H28/5 実績	H28/9 前提	H29/3 前提	H29/9 前提	H30/3 前提	H30/9 前提	H31/3 前提
無担保コール翌日物 (%)	△ 0.002	△ 0.054	△ 0.054	△ 0.054	△ 0.054	△ 0.054	△ 0.054	△ 0.054
日本円TIBOR3ヵ月 (%)	0.10	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
新発10年国債利回り (%)	△ 0.050	△ 0.120	△ 0.120	△ 0.120	△ 0.120	△ 0.120	△ 0.120	△ 0.120
ドル/円為替レート (円)	112.68	110.94	110.94	110.94	110.94	110.94	110.94	110.94
日経平均株価 (円)	16,759	17,235	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000

※28/3及び28/5の各実績値は、以下の数値を記載しております。

- 無担保コール翌日物・・・短資会社公表する加重平均レート
- 日本円TIBOR3ヵ月・・・全銀協の午前11時公表値
- 新発10年国債利回り・・・日本相互証券(株)が公表する終値(単利)レート
- ドル/円為替レート・・・三菱東京UFJ銀行が公表する午前10時時点の仲値レート
- 日経平均株価・・・終値

以 上

内閣府令附則第 2 条第 2 号に係る書類

目 次

第 9 2 期 連結計算書類	1
○第 9 2 期末 連結貸借対照表	2
○第 9 2 期 連結損益計算書	3
○第 9 2 期 連結株主資本等変動計算書	4
○連結注記表	5
○連結自己資本比率	1 8
第 9 2 期 計算書類	2 1
○第 9 2 期末 貸借対照表	2 2
○第 9 2 期 損益計算書	2 3
○第 9 2 期 株主資本等変動計算書	2 4
○個別注記表	2 5
○単体自己資本比率	3 2
平成 28 年 5 月 31 日現在 日計表	3 5
第 9 2 期 有価証券報告書	3 6

第92期 連結計算書類

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

- 第92期末 連結貸借対照表
- 第92期 連結損益計算書
- 第92期 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

株式会社 筑波銀行

第92期末（平成28年3月31日現在）連結貸借対照表

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	83,533	預 金	2,171,013
買入金銭債権	815	債券貸借取引受入担保金	20,000
商品有価証券	529	外国為替	32
金銭の信託	1,000	その他負債	10,043
有価証券	597,214	賞与引当金	850
貸出金	1,603,546	退職給付に係る負債	2,583
外国為替	4,165	役員退職慰労引当金	13
その他資産	9,477	執行役員退職慰労引当金	29
有形固定資産	22,726	睡眠預金払戻損失引当金	263
建物	10,455	ポイント引当金	6
土地	10,310	利息返還損失引当金	1
リース資産	0	偶発損失引当金	292
建設仮勘定	42	再評価に係る繰延税金負債	358
その他の有形固定資産	1,916	支払承諾	2,051
無形固定資産	2,962	負債の部合計	2,207,540
ソフトウェア	2,303	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	658	資 本 金	48,868
繰延税金資産	4,387	資本剰余金	32,575
支払承諾見返	2,051	利益剰余金	22,429
貸倒引当金	△ 15,323	自己株式	△ 4
		株主資本合計	103,868
		その他有価証券評価差額金	5,568
		土地再評価差額金	415
		退職給付に係る調整累計額	△ 306
		その他の包括利益累計額合計	5,677
		純資産の部合計	109,545
資産の部合計	2,317,086	負債及び純資産の部合計	2,317,086

第92期 平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで 連結損益計算書

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	44,730
資金運用収益	31,613
貸出金利息	24,901
有価証券利息配当金	6,608
コールローン利息及び買入手形利息	40
預け金利息	50
その他の受入利息	13
役務取引等収益	7,062
その他の業務収益	994
その他の経常収益	5,059
償却債権取立益	241
その他の経常収益	4,818
経常費用	36,209
資金調達費用	1,613
預金利息	919
コールマネー利息及び売渡手形利息	0
債券貸借取引支払利息	492
借入金利息	0
社債利息	28
その他の支払利息	173
役務取引等費用	3,236
その他の業務費用	785
営業経費用	27,912
その他の経常費用	2,661
貸倒引当金繰入額	1,688
その他の経常費用	972
経常利益	8,521
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	206
固定資産処分損失	111
減損損失	95
税金等調整前当期純利益	8,315
法人税、住民税及び事業税	307
法人税等調整額	1,543
法人税等合計	1,850
当期純利益	6,464
親会社株主に帰属する当期純利益	6,464

第92期 { 平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで } 連結株主資本等変動計算書

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当期首残高	48,868	32,575	16,479	△ 3	97,920
当期変動額					
剰余金の配当			△ 507		△ 507
親会社株主に帰属する当期純利益			6,464		6,464
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩			△ 7		△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	5,949	△ 0	5,948
当期末残高	48,868	32,575	22,429	△ 4	103,868

	その他の包括利益累計額					純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額 合計	
当期首残高	10,679	△ 196	389	1,435	12,308	110,228
当期変動額						
剰余金の配当						△ 507
親会社株主に帰属する当期純利益						6,464
自己株式の取得						△ 0
土地再評価差額金の取崩						△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△ 5,111	196	25	△ 1,742	△ 6,631	△ 6,631
当期変動額合計	△ 5,111	196	25	△ 1,742	△ 6,631	△ 682
当期末残高	5,568	-	415	△ 306	5,677	109,545

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社及び子法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

筑波ビジネスサービス株式会社

筑波信用保証株式会社

筑波総研株式会社

株式会社いばぎんカードは、平成27年4月1日付で、信用保証業務は筑波信用保証株式会社へ吸収分割し、信用保証業務以外のクレジットカード業務等は当行を存続会社として吸収合併しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

会社名

つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

会社名

つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社の事業年度等に関する事項

連結される子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、

時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	13年～50年
その他	5年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,862百万円であります。

連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結される子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上してお

ります。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結される子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(16) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用並びにその他資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

会計方針の変更

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当連結会計年度より適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

なお、（企業結合関係）に記載している平成27年4月1日を企業結合日とする吸収分割及び吸収合併は、共通支配下の取引等であり、当該会計基準等の改正による影響はありません。

未適用の会計基準等

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

- 消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に20,159百万円含まれております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は756百万円、延滞債権額は41,802百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は60百万円あります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 3,841 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 46,460 百万円であります。

なお、上記 2. から 5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,394 百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	52,747 百万円
現金預け金	83 百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,826 百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000 百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券 13,841 百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金 917 百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、412,725 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 359,425 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の

再評価後の帳簿価額の合計額との差額 Δ 1,462 百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 15,482 百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 588 百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 7,645 百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却 376 百万円及び株式等売却損 138 百万円を含んでおります。
2. 当連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 95 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗 5カ所	土地及び建物等	42 百万円
〃	遊休資産 12カ所	土地	46 百万円
茨城県外	遊休資産 1カ所	土地	5 百万円
合 計			95 百万円

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結される子会社については、各社を1つの単位としております。

(回収可能価額)

当連結会計年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	82,553	-	-	82,553	
第二種優先株式	709	-	-	709	
第四種優先株式	70,000	-	-	70,000	
合 計	153,263	-	-	153,263	
自己株式					
普通株式	10	2	-	13	注
合 計	10	2	-	13	

注 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成 27 年 5 月 14 日 取締役会	普通株式	412 百万円	5 円	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 8 日
	第二種 優先株式	42 百万円	60 円	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 8 日
	第四種 優先株式	52 百万円	75 銭	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 8 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成 28 年 5 月 13 日 取締役会	普通株式	412 百万円	利益 剰余金	5 円	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 8 日
	第二種 優先株式	42 百万円	利益 剰余金	60 円	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 8 日
	第四種 優先株式	52 百万円	利益 剰余金	75 銭	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 6 月 8 日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務にかかる貸出金及び預金のほか、コールマネー、コールローン等を有しており、社債等による資金調達を行っております。また、付随業務として、有価証券投資を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理 (ALM) を実施しております。また、お客様との取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的要因事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、連結される子会社が有する与信等も含めてリスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざすとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、信用リスク管理部署が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM (Asset Liability Management) の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

一方、業務管理面では、市場取引部署 (フロントオフィス) と市場事務管理部署 (バックオフィス) を明確に分離し、さらに市場リスク管理部署 (ミドルオフィス) を設置して管理を行うとともに、リスク統括部署がこれを監視する体制とし、相互牽制機能を確保しております。

(i) 金利リスクの管理

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠 (投資額または保有額の上限) を決定しております。各部署は、このリスク・リミットルールにもとづき、機動的かつ効率的に市場取引を行い、毎月の ALM 委員会や都度の常務会等で報告・モニタリングを実施しております。このように市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、自己資本比率規制に基づく、アウトライヤー基準と呼ば

れる金利リスクの限度管理に対処するため、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

経営方針に基づいて、市場関連リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組んでおります。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、常務会で決定しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用している VaR の算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間 60 日（政策投資株式は 120 日、商品有価証券は 1 日）、信頼水準 99%、観測期間 1 年）を採用しております。

平成 28 年 3 月 31 日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で 164 億円であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出する VaR と実際の損失を比較するバックテストを実施しております。

また、VaR は、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づき ALM 委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注 2) 参照）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	83,533	83,533	-
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	64,840	69,151	4,310
その他有価証券	519,386	519,386	-
(3) 貸出金	1,603,546		
貸倒引当金 (*1)	△14,933		
	1,588,613	1,631,546	42,933
資産計	2,256,374	2,303,618	47,244
(1) 預金	2,171,013	2,171,588	574
負債計	2,171,013	2,171,588	574
デリバティブ取引 (*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	577	577	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	577	577	-

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間 1 年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間 1 年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出しております。その割引率は、内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間 (1 年以内) のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約等）、信用関連取引（クレジットデリバティブ等）であり、取引所の価格、割引現在価値等により算定した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (*1) (*2)	1,107
② 組合出資金 (*3)	1,352
③ 私募投資信託 (REIT)	10,527
合計	12,987

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式の減損処理は行っていません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	47,770	-	-	-	-	-
有価証券	82,471	126,101	151,557	93,577	70,739	27,415
満期保有目的の債券	1,226	5,480	2,905	28,958	18,617	6,262
その他有価証券のうち 満期があるもの	81,245	120,621	148,652	64,619	52,121	21,152
貸出金 (*)	277,243	295,444	230,814	156,080	201,533	380,487
合計	407,485	421,545	382,372	249,658	272,273	407,902

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの61,942百万円は含めておりません。

(注4) 預金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	1,910,587	214,641	35,700	1,927	8,156	-
合計	1,910,587	214,641	35,700	1,927	8,156	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「現金預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	2

2. 満期保有目的の債券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	35,938	38,782	2,844
	地方債	23,136	24,387	1,251
	社債	3,772	3,977	205
	その他	1,993	2,002	9
	外国債券	-	-	-
	その他	1,993	2,002	9
	小計	64,840	69,151	4,310
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	5,000	5,000	-
	外国債券	-	-	-
	その他	5,000	5,000	-
	小計	5,000	5,000	-
合計		69,840	74,151	4,310

3. その他有価証券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,675	6,860	1,815
	債券	292,771	286,261	6,510
	国債	104,832	102,670	2,162
	地方債	93,500	90,602	2,897
	社債	94,437	92,987	1,449
	その他	107,106	105,601	1,505
	外国債券	71,314	70,749	565
	その他	35,792	34,852	939
	小計	408,553	398,722	9,831
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,856	7,244	△388
	債券	22,592	22,708	△116
	国債	9,819	9,848	△28
	地方債	2,885	2,902	△16
	社債	9,886	9,957	△70
	その他	81,384	82,914	△1,529
	外国債券	43,552	43,983	△430
	その他	37,832	38,931	△1,099
小計	110,832	112,867	△2,034	
合計		519,386	511,590	7,796

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13,322	3,833	138
債券	47,017	533	4
国債	4,053	85	-
地方債	21,950	348	2
社債	21,013	99	1
その他	13,584	406	308
外国債券	8,190	36	21
その他	5,394	369	286
合計	73,924	4,773	450

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月 1 カ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月 1 カ月平均時価（債券は連結決算期末日時価）が 30%以上 50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成 28 年 3 月 31 日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,000	72

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）は、該当ありません。

（税効果会計関係）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 15 号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成 28 年法律第 13 号）が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.8%から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.6%に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は 204 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 117 百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は 1 百万円減少し、法人税等調整額は 321 百万円増加しております。

なお、再評価に係る繰延税金負債は 18 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

（1 株当たり情報）

1 株当たりの純資産額	876 円 20 銭
1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	77 円 16 銭
潜在株式調整後 1 株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額	37 円 68 銭

(企業結合関係)

共通支配下の取引等

1. 株式会社いばぎんカードを分割会社、筑波信用保証株式会社を承継会社とする吸収分割

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当行の連結子会社である株式会社いばぎんカードの信用保証事業

事業の内容：主として当行向けに個人向け貸出の保証業務を行っております。

② 企業結合日

平成 27 年 4 月 1 日

③ 企業結合の法的形式

株式会社いばぎんカード（当行の連結子会社）を吸収分割会社、筑波信用保証株式会社（当行の連結子会社）を吸収承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

筑波信用保証株式会社（当行の連結子会社）

⑤ その他取引の概要に関する事項

当行グループ内での重複した事業を整理統合することで経営の合理化・効率化を確立し、当行グループ全体の収益基盤・顧客基盤の強化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 当行を存続会社、株式会社いばぎんカードを消滅会社とする吸収合併

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

・ 結合企業

企業の名称：株式会社筑波銀行（当行）

事業の内容：銀行業

・ 被結合企業

企業の名称：株式会社いばぎんカード（当行の連結子会社）

事業の内容：クレジットカード業

② 企業結合日

平成 27 年 4 月 1 日

③ 企業結合の法的形式

当行を吸収合併存続会社、株式会社いばぎんカードを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社筑波銀行（当行）

⑤ その他取引の概要に関する事項

当行グループ内での重複した事業を整理統合することで経営の合理化・効率化を確立し、当行グループ全体の収益基盤・顧客基盤の強化を図ることを目的としております。

(3) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象)

当行は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、当行が発行する第二種優先株式の全部につき、当行定款第 12 条の 6 に基づき、平成 28 年 4 月 1 日をもって取得すること、及び当該取得を条件として会社法第 178 条の規定に基づく消却を行うことを以下のとおり決議いたしました。

上記決議に基づき、当行は平成 28 年 4 月 1 日付で第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却いたしました。

(1) 取得・消却した株式の種類	第二種優先株式
(2) 取得・消却した株式の総数	709,500 株
(3) 株式の取得価額・消却価額	1 株につき 3,000 円
(4) 株式の取得価額・消却価額の総額	2,128,500,000 円
(5) 取得・消却日	平成 28 年 4 月 1 日
(6) 消却の方法	資本剰余金からの減額

基準日	2016	3	31
-----	------	---	----

3. 連結自己資本比率 (2) 総括表 (国内基準)

(単位：百万円、%)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	101,232			
うち、資本金及び資本剰余金の額	79,315			
うち、利益剰余金の額	22,429			
うち、自己株式の額 (△)	4			
うち、社外流出予定額 (△)	507			
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△122			
うち、為替換算調整勘定				
うち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第6条第1項) によりコア資本に含まれる退職給付に係るものの額	△122			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,455			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4,455			
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,128			
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第2項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	278			
非支配株主持分のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第7条第1項又は第2項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	107,972			
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	824	1,237		
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。) の額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	824	1,237		

繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
退職給付に係る資産の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	824			
自己資本				
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	107,147			
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,102,327			
資産（オン・バランス）項目	1,023,388			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△300			
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	1,237			
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によつてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、退職給付に係る資産に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額	△1,414			
うち、上記以外に該当するものの額	△122			
オフ・バランス取引等項目	77,956			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	949			

中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	31			
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	60,261			
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,162,589			
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 (ハ) / (ニ)	9.21 %			

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行が記載するものとする。
2. 本表における項目の内容については、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）」における附則別紙様式第4号（注）に従うものとする。
3. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示（銀行法第14条の2等の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成25年金融庁告示第6号））附則第8条第1項及び第2項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
4. 特定取引勘定非設置行にあっては以下の左表の計数について、特定取引勘定設置行にあっては以下の右表の計数について記載すること。ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
商 品 有 価 証 券	
売 付 商 品 債 券	
計(A)	
総 資 産 (B)	
比 率 (A / B)	%

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
特 定 取 引 資 産	
特 定 取 引 負 債	
計(A)	
総 資 産 (B)	
比 率 (A / B)	%

- | | |
|---|---------|
| 5. 大口与信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：百万円) | 107,147 |
| 6. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3) | 1 |
| 7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3) | 0 |
| 8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3) | 0 |
| 9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。 | |
| 10. オペレーショナル・リスクに関する記載：(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3) | 2 |
| 11. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。 | |

--	--

第92期 計算書類

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

- 第92期末 貸借対照表
- 第92期 損益計算書
- 第92期 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

株式会社 筑波銀行

第92期末（平成28年3月31日現在） 貸借対照表

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	82,283	預 金	2,180,502
現 金	35,762	当 座 預 金	36,890
預 け	46,520	普 通 預 金	1,017,440
買入金銭債権	815	貯蓄預金	12,287
商品有価証券	529	通知預金	3,106
商品国債	153	定期預金	1,074,780
商品地方債	376	定期積金	17,186
金銭の信託	1,000	その他の預金	18,810
有価証券	597,718	債券貸借取引受入担保金	20,000
国外債	149,589	外 国 為 替	32
地方債	119,522	売渡外国為替	23
社債	108,096	未払外国為替	9
株	18,144	そ の 他 負 債	4,629
その他の証券	202,364	未決済為替借	16
貸出金	1,602,818	未払法人税等	317
割引手形	7,394	未払費用	1,691
手形貸付	87,345	前受収	1,029
証書貸付	1,447,278	給付補填備金	62
当座貸越	60,800	金融派生商品	308
外 国 為 替	4,165	資産除去債務	147
外国他店預け	4,149	その他の負債	1,056
買入外国為替	0	賞与引当金	821
取立外国為替	15	退職給付引当金	2,087
そ の 他 資 産	9,405	執行役員退職慰労引当金	28
未決済為替貸	7	睡眠預金払戻損失引当金	263
前払費用	3,925	ポイント引当金	6
未収収益	2,486	利息返還損失引当金	1
金融派生商品	885	偶発損失引当金	292
その他の資産	2,099	再評価に係る繰延税金負債	358
有形固定資産	22,719	支 払 承 諾	2,043
建 物	10,455	負 債 の 部 合 計	2,211,068
土 地	10,310	(純資産の部)	
建設仮勘定	42	資 本 金	48,868
その他の有形固定資産	1,909	資 本 剰 余 金	32,575
無形固定資産	2,951	資 本 準 備 金	9,376
ソフトウェア	2,293	そ の 他 資 本 剰 余 金	23,198
その他の無形固定資産	657	利 益 剰 余 金	19,988
繰延税金資産	4,247	利 益 準 備 金	502
支払承諾見返	2,043	そ の 他 利 益 剰 余 金	19,486
貸倒引当金	△ 12,217	繰越利益剰余金	19,486
		自 己 株 式	△ 4
		株 主 資 本 合 計	101,428
		その他有価証券評価差額金	5,568
		土地再評価差額金	415
		評価・換算差額等合計	5,983
		純 資 産 の 部 合 計	107,412
資 産 の 部 合 計	2,318,480	負債及び純資産の部合計	2,318,480

第92期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		44,119
資金運用収益	31,630	
貸出金利	24,901	
有価証券利息配当	6,626	
コールローン利息	40	
預け金利息	48	
その他の受入利息	13	
役務取引等収益	6,495	
受入為替手数料	1,517	
その他の役務収益	4,978	
その他の業務収益	994	
商品有価証券売買益	1	
国債等債権売却益	939	
その他の業務収益	54	
その他の経常収益	4,998	
償却債権取立益	241	
株式等売却益	3,833	
金銭の信託運用益	76	
その他の経常収益	847	
経常費用		36,232
資金調達費	1,615	
預金金利	921	
コールマネー利息	0	
債券貸借取引支払利息	492	
借入金利息	0	
社債利息	28	
金利スワップ支払利息	173	
役務取引等費用	3,409	
支払為替手数料	357	
その他の役務費用	3,052	
その他の業務費用	785	
外国為替売却損	295	
外国債等債権売却損	312	
金融派生商品費用	177	
営業経常費用	27,728	
その他の経常費用	2,692	
貸倒引当金繰入額	1,739	
貸出金償却	376	
株式等売却損	138	
その他の経常費用	438	
経常利益		7,887
特別利益		12
固定資産処分益	0	
抱合せ株式消滅益	11	
特別損失		206
固定資産処分損失	111	
減損損失	95	
税引前当期純利益		7,693
法人税、住民税及び事業税	189	
法人税等調整額	1,543	
法人税等純利益		1,733
当期純利益		5,959

第92期

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで

株主資本等変動計算書

株式会社 筑波銀行
取締役頭取 藤川 雅海

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	48,868	9,376	23,198	32,575
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
土地再評価差額金の取崩				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	48,868	9,376	23,198	32,575

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	401	14,142	14,543	△ 3	95,984
当期変動額					
剰余金の配当	101	△ 609	△ 507		△ 507
当期純利益		5,959	5,959		5,959
自己株式の取得				△ 0	△ 0
土地再評価差額金の取崩		△ 7	△ 7		△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	101	5,343	5,444	△ 0	5,443
当期末残高	502	19,486	19,988	△ 4	101,428

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	10,679	△ 196	389	10,872	106,857
当期変動額					
剰余金の配当					△ 507
当期純利益					5,959
自己株式の取得					△ 0
土地再評価差額金の取崩					△ 7
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 5,111	196	25	△ 4,888	△ 4,888
当期変動額合計	△ 5,111	196	25	△ 4,888	555
当期末残高	5,568	-	415	5,983	107,412

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	13年～50年
その他	5年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,862百万円であります。
 - (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
 - (4) 執行役員退職慰労引当金
執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

追加情報

(ポイント引当金)

従来、クレジットカード会員に付与したポイントの使用に伴う費用は、支出時に経費処理しておりましたが、平成27年4月1日の株式会社いばぎんカードとの合併に伴い、ポイント付与残高の重要性が増加したことにより、当事業年度からクレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額をポイント引当金として計上しております。

これにより、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ4百万円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 1,512百万円
2. 消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に20,159百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は663百万円、延滞債権額は41,166百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は60百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,841百万円あります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は45,731百万円あります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,394百万円あります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	52,747 百万円
預け金	83 百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,826 百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000 百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券 13,841 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金 917 百万円が含まれております。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、412,725 百万円であります。

このうち原契約期間が 1 年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 359,425 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第 4 号に定める路線価及び同条第 5 号に定める不動産鑑定評価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

△ 1,462 百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 15,446 百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額 588 百万円

13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当行の保証債務の額は 7,645 百万円であります。

14. 関係会社に対する金銭債権総額 一百万円

15. 関係会社に対する金銭債務総額 9,532 百万円

16. 銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第 4 項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に 5 分の 1 を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、101 百万円であります。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 一百万円

役員取引等に係る収益総額 0 百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 28 百万円

その他の取引に係る収益総額 一百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 2 百万円

役員取引等に係る費用総額 173 百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 719 百万円

その他の取引に係る費用総額 一百万円

2. 関連当事者との取引については、以下のとおりであります。

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当ありません。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	当行の議決権割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	筑波信用保証株式会社	100.000%	・当行ローンの保証 ・役員の兼任	被保証残高 保証料支払額 代位弁済受入額 (注1、2)	298,878 173 512	— その他負債 —	12

(注) 1. 当行の子会社である筑波信用保証株式会社より、当行の住宅ローン債権等に対する保証を受けております。なお、当該取引に係る条件については、市場の実勢価格等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

2. 取引金額は、当事業年度末に保証を受けている住宅ローン等の残高を記載しております。

(3) 兄弟会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当ありません。

3. 当事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 95 百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途		種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗	5 ヲ店	土地及び建物他	42 百万円
〃	遊休資産	12 ヲ所	土地	46 百万円
茨城県外	遊休資産	1 ヲ所	土地	5 百万円
合 計				95 百万円

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。

(回収可能価額)

当事業年度において、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	10	2	—	13	注
合 計	10	2	—	13	

注. 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	2

2. 満期保有目的の債券 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	34,937	37,778	2,841
	地方債	23,136	24,387	1,251
	社債	3,772	3,977	205
	その他	1,993	2,002	9
	外国債券	—	—	—
	その他	1,993	2,002	9
	小計	63,839	68,147	4,307
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,000	5,000	—
	外国債券	—	—	—
	その他	5,000	5,000	—
	小計	5,000	5,000	—
合計		68,839	73,147	4,307

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	1,512
関連法人等株式	—
合計	1,512

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成28年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,675	6,860	1,815
	債券	292,771	286,261	6,510
	国債	104,832	102,670	2,162
	地方債	93,500	90,602	2,897
	社債	94,437	92,987	1,449
	その他	107,106	105,601	1,505
	外国債券	71,314	70,749	565
	その他	35,792	34,852	939
	小計	408,553	398,722	9,831
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	6,856	7,244	△ 388
	債券	22,592	22,708	△ 116
	国債	9,819	9,848	△ 28
	地方債	2,885	2,902	△ 16
	社債	9,886	9,957	△ 70
	その他	81,384	82,914	△ 1,529
	外国債券	43,552	43,983	△ 430
	その他	37,832	38,931	△ 1,099
	小計	110,832	112,867	△ 2,034
合計	519,386	511,590	7,796	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,107
組合出資金	1,352
私募投資信託 (REIT)	10,527
合計	12,987

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13,322	3,833	138
債券	47,017	533	4
国債	4,053	85	-
地方債	21,950	348	2
社債	21,013	99	1
その他	13,584	406	308
外国債券	8,190	36	21
その他	5,394	369	286
合計	73,924	4,773	450

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1カ月平均時価（債券は事業年度末日時価）が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1カ月平均時価（債券は事業年度末日時価）が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含ま れた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,000	72

満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) は、該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金	11,057	百万円
繰越欠損金	6,636	
有価証券償却	2,075	
退職給付引当金	1,309	
減価償却超過額	1,152	
その他有価証券評価差額金	618	
土地に係る減損損失	346	
合併による土地評価損	860	
その他	946	
繰延税金資産小計	25,004	
評価性引当額	△16,922	
繰延税金資産合計	8,081	
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△727	
資産除去債務	△38	
退職給付信託設定益	△221	
その他有価証券評価差額金	△2,846	
繰延税金負債合計	△3,834	
繰延税金資産の純額	4,247	百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号) 及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号) が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立し、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 32.8% から、平成 28 年 4 月 1 日に開始する事業年度及び平成 29 年 4 月 1 日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については 30.6% に、平成 30 年 4 月 1 日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 30.4% となります。この税率変更により、繰延税金資産は 203 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 117 百万円増加しております。また、法人税等調整額は 320 百万円増加しております。

なお、再評価に係る繰延税金負債は 18 百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	850 円 35 銭
1 株当たりの当期純利益金額	71 円 5 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	34 円 74 銭

(重要な後発事象)

当行は、平成 27 年 10 月 30 日開催の取締役会において、当行が発行する第二種優先株式の全部につき、当行定款第 12 条の 6 に基づき、平成 28 年 4 月 1 日をもって取得すること、及び当該取得を条件として会社法第 178 条の規定に基づく消却を行うことを以下のとおり決議いたしました。

上記決議に基づき、当行は平成 28 年 4 月 1 日付で第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却いたしました。

(1) 取得・消却した株式の種類	第二種優先株式
(2) 取得・消却した株式の総数	709,500 株
(3) 株式の取得価額・消却価額	1 株につき 3,000 円
(4) 株式の取得価額・消却価額の総額	2,128,500,000 円
(5) 取得・消却日	平成 28 年 4 月 1 日
(6) 消却の方法	資本剰余金からの減額

基準日	2016	3	31
-----	------	---	----

10. 単体自己資本比率
(2) 総括表 (国内基準)

(単位: 百万円、%)

項目	当期末		前期末	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	98,792			
うち、資本金及び資本剰余金の額	79,315			
うち、利益剰余金の額	19,988			
うち、自己株式の額 (△)	4			
うち、社外流出予定額 (△)	507			
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,931			
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,931			
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	2,128			
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第3条第2項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第4条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置 (自己資本比率改正告示附則第5条第1項) によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	278			
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	105,130			
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) の額の合計額	821	1,232		
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	821	1,232		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る十パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額				
特定項目に係る十五パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				

うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	821			
自己資本				
自己資本の額（イ）－（ロ）（ハ）	104,308			
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	1,102,148			
資産（オン・バランス）項目	1,023,217			
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△305			
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	1,232			
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第2項）により、なお従前の例によるものとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第1項又は第2項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△1,414			
うち、上記以外に該当するものの額	△122			
オフ・バランス取引等項目	77,949			
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	949			
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	31			
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	58,874			
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,161,022			
自己資本比率				
自己資本比率（ハ）／（ニ）	8.98%			

- (注) 1. 本表は、国内基準の適用を受ける銀行が記載するものとする。
2. 本表における項目の内容については、「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成26年金融庁告示第7号）」における附則別紙様式第3号（注）に従うものとする。
3. 本表の各項目のうち自己資本比率改正告示（銀行法第14条の2等の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等の一部を改正する件（平成25年金融庁告示第6号））附則第8条第1項及び第2項の規定の適用を受ける項目については、これらの規定により調整項目の額に算入されなかった額を、その「経過措置による不算入額」欄に記載すること。
4. 特定取引勘定非設置行にあっては以下の左表の計数について、特定取引勘定設置行にあっては以下の右表の計数について記載すること。ただし、マーケット・リスク相当額を算入しない金融機関においては、以下の表の記載を要しない。

(単位：百万円)

(単位：百万円)

区 分	当 期 末 残 高
商 品 有 価 証 券	
売 付 商 品 債 券	
計(A)	
総 資 産 (B)	
比 率 (A / B)	%

区 分	当 期 末 残 高
特 定 取 引 資 産	
特 定 取 引 負 債	
計(A)	
総 資 産 (B)	
比 率 (A / B)	%

5. 大口と信の基準となる自己資本の額(自己資本の額から適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除いた額) (単位：百万円)
6. 信用リスクに関する記載：(標準的手法採用行=1、基礎的内部格付手法採用行=2、先進的内部格付手法採用行=3)
7. マーケット・リスクの一般市場リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3)
8. マーケット・リスクの個別リスクに関する記載：(標準的方式のみ使用=1、内部モデル方式のみ使用=2、両方式併用=3)

104,308

1

0

0

9. マーケット・リスク相当額を不算入とする銀行は、上記(注)7. 及び8. についてそれぞれ0を記載すること。

10. オペレーショナル・リスクに関する記載：（基礎的手法を使用＝1、粗利益配分手法を使用＝2、先進的計測手法を使用＝3）

2

11. 前期データのうち、遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により変更が生じた箇所については、変更後の金額を欄外に注記すること。

--

日 計 表

(28 年 5 月 末 在)

(金額単位:円)

借 方	金 額	貸 方	金 額
現 金 預 け 金	83,741,304,000	預 当 座 預 金	2,199,634,021,703
現 金	36,608,291,618	普 通 預 金	31,339,240,782
(うち切手手形)	(1,256,889,587)	貯 蓄 預 金	1,032,373,472,095
外 国 通 貨	21,713,713	通 知 預 金	12,348,970,346
預 金	47,111,298,669	定 期 預 金	1,614,719,090
(日銀当座預け金)	(37,299,464,007)	(うち自由金利定期預金)	(1,081,401,213,335)
(無利息預け金)	(4,223,862,737)	(うち変動金利定期預金)	()
(有利息預け金)	(587,971,925)	定 期 積 立 預 金	16,878,307,610
(譲渡性預け金)	(5,000,000,000)	別 段 預 金	17,318,244,374
コ ー ル ロ ー ン	20,000,000,000	納 税 準 備 預 金	634,557,195
円 建 コ ー ル ロ ー ン	20,000,000,000	非 居 住 者 円 預 金	884
外 貨 建 コ ー ル ロ ー ン	0	外 貨 預 金	5,725,295,992
買 入 金 有 価 値 証 券	847,813,278	(金融機関預金)	()
債 券 買 取 引 支 払 保 証 金	0	譲 渡 性 預 金	0
買 入 手 形	0	コ ー ル マ ネ ー	0
(うち円建銀行引受手形)	()	円 建 コ ー ル マ ネ ー	0
買 入 金 有 価 値 証 券	734,666,851	外 貨 建 コ ー ル マ ネ ー	0
商 品 債 券	734,666,851	外 貨 建 コ ー ル マ ネ ー	0
商 品 債 券	151,497,810	外 貨 建 コ ー ル マ ネ ー	0
商 品 地 方 債 券	583,169,041	売 入 金 有 価 値 証 券	20,000,050,801
商 品 政 府 保 証 債 券	0	債 券 買 取 引 受 入 担 保 金	20,000,050,801
貸 付 商 品 債 券	0	売 入 手 形	0
そ の 他 の 商 品 有 価 値 証 券	0	(うち円建銀行引受手形)	()
金 銭 の 債 権	1,000,000,000	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	0
(うち特定金銭信託)	()	借 用	0
有 価 値 証 券	588,596,509,894	再 割 引 手 形	0
国 債	148,470,581,839	(うち日銀再割引手形)	()
(うち手元現在高)	()	借 入 金	0
地 方 債	107,607,899,780	(うち日銀借入金)	()
短 期 社 債	105,447,612,383	当 座 借 越 金	0
(公社公団債)	(29,308,188,701)	外 国 為 替	59,997,395
(金融債)	(5,600,574,734)	外 国 他 店 預 り	0
(事業債)	(70,538,848,948)	外 国 他 店 借 入	0
株 式	10,980,648,233	売 渡 外 国 為 替	52,912,173
(自行株式)	()	未 払 外 国 為 替	7,085,222
(一般株式)	(10,980,648,233)	短 期 社 債	0
外 国 証 券	115,872,295,816	社 債 予 約 権 付 社 債	0
(外貨建外国証券)	(67,241,155,549)	借 託 勤 定 借 債	0
そ の 他 の 証 券	100,217,471,843	そ の 他 の 債 権	3,964,701,746
貸 付 有 価 値 証 券	0	未 決 済 為 替 借 入	87,362,033
(うち消費貸借型貸付債券)	()	未 払 法 人 税 等	0
貸 出 金	1,599,187,643,403	未 払 払 込 金 用 意	18,597,000
割 引 手 形	6,271,812,267	前 受 収 入 金	0
商 業 手 形	6,271,812,267	従 業 員 預 り 金	0
貸 付 手 形	1,592,915,831,136	給 付 補 填 備 金	61,102,460
(うちインフラローン)	()	先 物 取 引 受 入 証 拠 金	0
証 書 貸 付	1,455,029,570,050	先 物 取 引 差 金 勘 定 金	0
当 座 借 越	58,995,221,158	借 入 商 品 債 券	0
外 国 為 替	6,464,853,989	借 入 有 価 値 証 券	0
外 国 他 店 預 け 貸 付	6,434,786,111	(うち消費貸借型借入債権)	()
外 国 他 店 借 入	0	売 付 商 品 債 券	0
買 入 外 国 為 替	87,784	売 付 付 債 券	0
取 立 外 国 為 替	29,980,094	金 融 派 生 商 品	0
そ の 他 の 資 産	6,832,619,674	リ ー ス 債 務	0
未 決 済 為 替 貸 付	1,734,505	資 産 除 去 債 務	147,465,709
前 払 取 引 差 入 益	3,422,485,440	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	0
先 物 取 引 差 入 証 拠 金	0	代 理 店 借 入	347,128
先 物 取 引 差 金 勘 定 金	0	未 払 配 当 金	22,966,533
保 管 有 価 値 証 券 等	0	未 払 送 金 為 替	0
金 融 派 生 商 品	0	預 金 利 子 税 等 預 り 金	150,872,942
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	0	仮 受 取 金	906,874,585
社 債 発 行 差 金	0	債 権 貸 付 取 引 担 保 金	0
社 債 発 行 費 用	0	そ の 他 の 負 債	2,115,230,650
リ ー ス 投 資 資 産	0	外 為 関 係 そ の 他 の 負 債	437,429,524
代 理 店 貸 付	0	本 支 店 未 達 債	16,453,182
仮 払 金	374,193,686	貸 与 引 当 金	821,552,832
そ の 他 の 資 産	3,034,206,043	役 員 賞 与 引 当 金	0
外 為 関 係 そ の 他 の 資 産	0	退 職 給 付 引 当 金	2,087,777,078
本 支 店 未 達	0	債 権 売 却 損 失 引 当 金	0
有 形 固 定 資 産	22,949,799,761	投 資 損 失 引 当 金	0
建 物	10,472,710,461	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	0
土 地	10,304,818,563	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	263,645,028
リ ー ス 有 形 固 定 資 産	0	偶 発 損 失 引 当 金	292,276,117
建 設 仮 勘 定	213,507,760	そ の 他 の 引 当 金	36,605,696
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,958,762,977	特 別 法 上 の 引 当 金	0
無 形 固 定 資 産	3,001,270,524	(金融商品取引責任準備金)	()
ソ フ ト ウ ェ ア	2,293,671,186	繰 越 税 金 負 債	358,663,175
の れ	0	再 評 価 に 係 る 繰 越 税 金 負 債	9,991,198,308
リ ー ス 無 形 固 定 資 産	0	支 払 債 権 計	2,237,510,489,879
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	707,599,338	純 資 本	93,762,589,319
前 払 年 金 費 用	0	資 本 本 金	48,868,341,819
繰 越 税 金 資 産	6,474,983,784	新 株 式 払 込	0
再 評 価 に 係 る 繰 越 税 金 資 産	0	資 本 剰 余 金	30,447,345,649
支 払 承 諾 返 金	9,991,198,308	資 本 準 備 金	9,376,918,895
△ 貸 倒 引 当 金	▲ 12,207,063,658	そ の 他 資 本 剰 余 金	21,070,426,754
(△個別貸倒引当金)	(▲ 8,328,638,869)	利 益 剰 余 金	14,035,883,938
△ 投 資 損 失 引 当 金	0	利 益 準 備 金	502,626,600
		そ の 他 利 益 剰 余 金	13,533,257,338
		積 立 金	0
		繰 越 利 益 剰 余 金	13,533,257,338
		自 己 株 式	▲ 4,446,364
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	0
		そ の 他 有 価 値 証 券 評 価 差 額	0
		繰 越 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額	415,464,277
		新 株 予 約 権	0
		損 益 勘 定	6,342,520,610
		[資 本 の 部 合 計]	100,105,109,929
合 計	2,337,615,599,808	合 計	2,337,615,599,808

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第 24 条第 1 項に基づく報告書)

事業年度 自 平成 27 年 4 月 1 日
(第 92 期) 至 平成 28 年 3 月 31 日

株式会社筑波銀行

第 92 期（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第 24 条第 1 項に基づく有価証券報告書を、同法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社筑波銀行

目 次

	頁
第92期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	16
3 【対処すべき課題】	16
4 【事業等のリスク】	17
5 【経営上の重要な契約等】	18
6 【研究開発活動】	18
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3 【設備の状況】	21
1 【設備投資等の概要】	21
2 【主要な設備の状況】	22
3 【設備の新設、除却等の計画】	22
第4 【提出会社の状況】	23
1 【株式等の状況】	23
(1) 【株式の総数等】	23
(2) 【新株予約権等の状況】	29
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	30
(4) 【ライツプランの内容】	30
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	30
(6) 【所有者別状況】	31
(7) 【大株主の状況】	32
(8) 【議決権の状況】	34
(9) 【ストックオプション制度の内容】	34
2 【自己株式の取得等の状況】	35
3 【配当政策】	36
4 【株価の推移】	36
5 【役員の状況】	37
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	40
第5 【経理の状況】	49
1 【連結財務諸表等】	50
(1) 【連結財務諸表】	50
① 【連結貸借対照表】	50
② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	52

③ 【連結株主資本等変動計算書】	54
④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	56
⑤ 【連結附属明細表】	90
(2) 【その他】	90
2 【財務諸表等】	91
(1) 【財務諸表】	91
① 【貸借対照表】	91
② 【損益計算書】	94
③ 【株主資本等変動計算書】	96
④ 【附属明細表】	105
(2) 【主な資産及び負債の内容】	106
(3) 【その他】	106
第6 【提出会社の株式事務の概要】	107
第7 【提出会社の参考情報】	108
1 【提出会社の親会社等の情報】	108
2 【その他の参考情報】	108
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	109

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月28日
【事業年度】	第92期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)
【会社名】	株式会社筑波銀行
【英訳名】	Tsukuba Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 藤川雅海
【本店の所在の場所】	茨城県土浦市中央二丁目11番7号
【電話番号】	(029)821局8111(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員総合企画部長 根本和浩
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区台東二丁目9番4号 株式会社筑波銀行東京支店
【電話番号】	(03)3835局6031(代表)
【事務連絡者氏名】	東京支店長 内田善明
【縦覧に供する場所】	株式会社筑波銀行つくば営業部 (茨城県つくば市竹園一丁目7番) 株式会社筑波銀行東京支店 (東京都台東区台東二丁目9番4号) 株式会社筑波銀行松戸支店 (千葉県松戸市北松戸二丁目1番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) つくば営業部は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
		(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)
連結経常収益	百万円	45,560	44,826	45,326	44,166	44,730
連結経常利益	百万円	2,524	3,080	6,151	6,906	8,521
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	2,359	2,471	4,587	5,972	6,464
連結包括利益	百万円	3,729	11,075	4,750	13,095	△173
連結純資産額	百万円	83,143	93,633	98,087	110,228	109,545
連結総資産額	百万円	2,192,208	2,203,578	2,273,252	2,302,093	2,317,086
1株当たり純資産額	円	555.40	683.14	737.12	884.45	876.20
1株当たり当期純利益金額	円	27.53	28.57	54.20	71.20	77.16
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	16.17	12.15	26.00	33.39	37.68
自己資本比率	%	3.78	4.24	4.31	4.78	4.72
連結自己資本利益率	%	3.69	2.79	4.78	5.73	5.88
連結株価収益率	倍	10.53	17.53	7.34	5.46	3.90
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	48,637	△ 15,781	82,443	4,675	△6,237
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△ 36,705	△ 81,528	△ 51,640	△ 40,376	6,907
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	22,540	△ 5,001	△ 6,207	△ 8,167	△1,610
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	197,871	95,562	120,158	76,288	75,347
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,896 [997]	1,829 [1,015]	1,771 [1,031]	1,743 [1,026]	1,690 [1,021]

(注) 1. 当行及び主な国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「連結当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月		平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
経常収益	百万円	44,790	44,148	44,663	43,527	44,119
経常利益	百万円	2,501	3,124	5,697	6,396	7,887
当期純利益	百万円	2,368	2,479	4,170	5,523	5,959
資本金	百万円	48,868	48,868	48,868	48,868	48,868
発行済株式総数	(普通株式)	82,553	82,553	82,553	82,553	82,553
	(第二種優先株式)	千株 709	709	709	709	709
	(第四種優先株式)	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
純資産額	百万円	81,985	92,563	96,371	106,857	107,412
総資産額	百万円	2,193,387	2,204,899	2,274,741	2,304,338	2,318,480
預金残高	百万円	2,009,867	2,060,851	2,135,301	2,162,464	2,180,502
貸出金残高	百万円	1,490,749	1,525,410	1,547,815	1,566,983	1,602,818
有価証券残高	百万円	417,672	501,561	556,571	614,163	597,718
1株当たり純資産額	円	542.35	670.19	716.34	843.60	850.35
1株当たり配当額	(普通株式)	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
	(第二種優先株式)	円 60.00	60.00	60.00	60.00	60.00
	(第四種優先株式)	0.63	1.00	1.00	0.75	0.75
(内1株当たり中間配当額)	(普通株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	(第二種優先株式)	(円) (—)	(—)	(—)	(—)	(—)
	(第四種優先株式)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額	円	27.64	28.66	49.15	65.76	71.05
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	16.24	12.19	23.64	30.88	34.74
自己資本比率	%	3.73	4.19	4.23	4.63	4.63
自己資本利益率	%	3.76	2.84	4.41	5.43	5.56
株価収益率	倍	10.49	17.47	8.09	5.91	4.23
配当性向	%	18.08	17.44	10.17	7.60	7.03
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,812 [840]	1,711 [854]	1,665 [871]	1,667 [972]	1,612 [966]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成25年9月13日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日)を適用しております。
3. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【沿革】

大正10年11月	茨城無尽(株)設立 本店を水戸市に置く
昭和2年4月	下妻無尽(株)設立 本店を下妻市に置く
昭和27年5月	下妻無尽(株) 相互銀行へ転換、商号を(株)東陽相互銀行に変更 茨城無尽(株) 相互銀行へ転換、商号を(株)茨城相互銀行に変更
昭和27年9月	(株)関東銀行設立 本店を土浦市に置く(同年10月開業)
昭和49年4月	(株)関東銀行、株式を東京証券取引所市場第二部に上場(昭和52年3月第一部に指定)
昭和50年4月	(株)関東銀行、外国為替業務開始
昭和52年1月	(株)関東銀行、総合オンライン稼働
昭和58年5月	(株)関東銀行、国債等公共債窓口販売業務開始
昭和58年7月	(株)関東銀行、関銀ビジネスサービス(株)(平成22年3月、筑波ビジネスサービス(株)に商号変更)設立(現・連結子会社)
昭和59年1月	(株)関東銀行、関東信用保証(株)(平成22年3月、筑波信用保証(株)に商号変更)設立(現・連結子会社)
昭和59年9月	(株)茨城相互銀行、(株)茨銀ビジネスサービス設立
昭和62年12月	(株)関東銀行、第3次オンライン稼働
平成元年2月	(株)東陽相互銀行 普通銀行へ転換、商号を(株)つくば銀行に変更 (株)茨城相互銀行 普通銀行へ転換、商号を(株)茨城銀行に変更
平成元年7月	(株)関東銀行、関銀コンピュータサービス(株)(平成25年4月、筑波総研(株)に商号変更)設立(現・連結子会社) (株)茨城銀行、いばぎん信用保証(株)設立
平成3年2月	(株)関東銀行、海外コレレス業務取扱認可
平成3年9月	(株)茨城銀行、(株)いばぎんミリオンカード(平成14年1月、(株)いばぎんカードに商号変更)設立
平成5年8月	(株)関東銀行、かんぎん不動産調査(株)設立
平成5年11月	(株)関東銀行、信託代理店業務取扱開始
平成8年11月	(株)つくば銀行、(株)つくば保証サービス設立
平成10年7月	(株)関東銀行、関銀オフィスサービス(株)設立
平成10年12月	(株)関東銀行、投資信託窓口販売業務取扱開始
平成12年5月	(株)関東銀行、新オンラインシステム稼働
平成13年4月	(株)関東銀行、保険商品窓口販売業務取扱開始
平成13年10月	(株)関東銀行・(株)つくば銀行・(株)茨城銀行 三行による「包括的業務提携」の合意
平成14年10月	(株)関東銀行、生命保険商品窓口販売業務取扱開始
平成15年4月	(株)関東銀行と(株)つくば銀行が合併、商号を(株)関東つくば銀行に変更(資本金200億円) 関東信用保証(株)、(株)つくば保証サービスを吸収合併
平成17年10月	(株)関東つくば銀行、証券仲介業務取扱開始
平成20年1月	(株)関東つくば銀行、じゅうだん会共同版システム稼働
平成21年6月	(株)いばぎんカード、(株)茨銀ビジネスサービスを吸収合併
平成21年8月	(株)関東つくば銀行グループ、(株)茨城銀行グループ並びに(株)あおぞら銀行グループ三行の戦略的業務提携に関する基本合意
平成22年1月	(株)関東つくば銀行、本部機能をつくば市に移転
平成22年2月	関銀ビジネスサービス(株)、関銀オフィスサービス(株)を吸収合併 関東信用保証(株)、かんぎん不動産調査(株)を吸収合併
平成22年3月	(株)関東つくば銀行と(株)茨城銀行が合併、商号を(株)筑波銀行に変更(資本金313億円)
平成22年5月	オンラインシステム統合 (株)あおぞら銀行と戦略的業務提携に基づく預金代理業務の開始
平成22年7月	ブランチ・イン・ブランチ(店舗内店舗)形式による店舗統合開始 (平成22年度実施店舗数計17ヶ店、平成23年度実施店舗数計7ヶ店、平成24年度実施店舗数計4ヶ店、平成25年度実施店舗数計6ヶ店、平成26年度実施店舗数計3ヶ店、平成27年度実施店舗数計2ヶ店、合計39ヶ店)
平成23年9月	金融機能強化法(震災特例)に基づく第四種優先株式350億円発行(資本金488億円)
平成23年10月	筑波信用保証(株)、いばぎん信用保証(株)を吸収合併
平成27年4月	(株)いばぎんカードの信用保証業務を筑波信用保証(株)へ吸収分割、信用保証業務以外のクレジットカード業務等を(株)筑波銀行が吸収合併

平成28年 3月末現在、本支店139、出張所 8（ブランチ・イン・ブランチ形式による店舗統合後の営業箇所数108）、連結対象子会社 3社

3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行と連結子会社 3社で構成され、銀行業務を中心に事務受託業、信用保証業、システム受託業、コンサルティング業などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(1) 銀行業

当行の本店ほか支店、出張所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。地域重視の営業活動を積極的に展開し、お客様への総合的な金融サービスの向上に取り組んでおります。

(2) 信用保証業、与信事務受託業

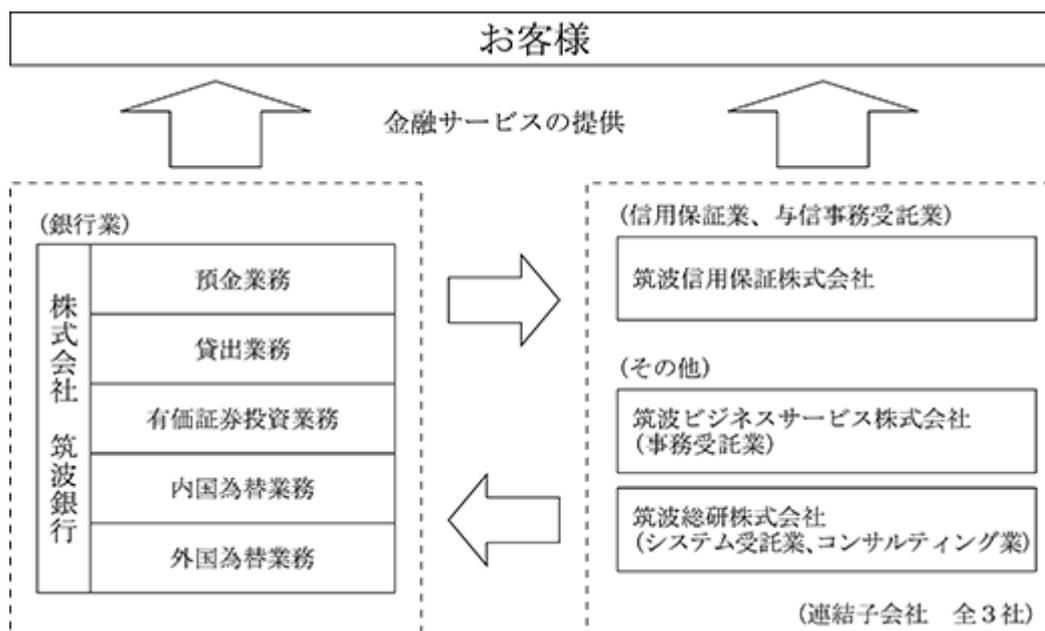
連結子会社において、個人向け貸出の保証業務、担保不動産の調査・評価業務等を行っております。

(3) その他

連結子会社において、現金の整理・精査等の事務受託業、システム受託業及びコンサルティング業を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図



(注) 非連結子会社 1社は上記事業系統図に含めておりません。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 筑波ビジネスサー ビス(株)	茨城県 つくば市	20	その他 (事務受託業)	100.00	3 (1)	—	預金取引 業務委託取引	建物賃借	—
(連結子会社) 筑波信用保証(株)	茨城県 土浦市	91	信用保証業、 与信事務受託業	100.00	3 (1)	—	預金取引 業務委託取引 保証取引	土地建物 賃借	—
(連結子会社) 筑波総研(株)	茨城県 土浦市	50	その他 (システム受託業、 コンサルティング 業)	100.00	3 (2)	—	預金取引 業務委託取引	土地建物 賃借	—

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書又は有価証券届出書を提出している会社はありません。
 3. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	その他	合計
従業員数(人)	1,612 [966]	19 [26]	59 [29]	1,690 [1,021]

- (注) 1. 従業員数は、執行役員12人と嘱託及び臨時従業員1,010人を含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,612 [966]	40.0	17.5	5,761

- (注) 1. 従業員数は、執行役員11人、出向者43人、嘱託及び臨時従業員955人を含んでおりません。
 2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
 3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
 4. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与は、出向者43人分を含めております。
 5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 6. 当行の従業員組合は、筑波銀行従業員組合と称し、組合員数は1,179人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 金融経済環境

平成27年度の国内経済は、年度前半は新興国経済減速の影響から、輸出や企業の生産活動にもたつきがみられたものの、雇用・所得環境の着実な改善もあって、個人消費は総じて底堅く推移したほか、企業収益の改善を背景に設備投資も持ち直しの動きがみられたことなどから、緩やかな回復基調を継続しました。しかし、年度後半は、輸出や生産の鈍い動きが続くなか、中国をはじめとする新興国や資源国経済の先行き不透明感のさらなる強まりとともに、原油価格が一段と下落し、企業心理の悪化ならびに、消費者のデフレマインド転換の遅れがみられ、個人消費にマイナスの影響を及ぼし始めています。

県内経済については、持ち直しの動きに足踏みがみられ、大都市圏と比べ厳しい状況にあります。輸出や企業の生産活動の落ち込みが大きいため、為替円安の持続による内需関連企業の仕入れ価格上昇分の販売価格への転嫁の遅れがみられるとともに、個人消費も盛り上がりには欠け状況が続いています。

金融面では、日本銀行による潤沢な資金提供が続くもとで、長期金利（10年物国債利回り）は、年度初めから0.2～0.4%程度で推移していましたが、1月末の日本銀行による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」政策導入以降、マイナス金利が定着しています。

また、日経平均株価は8月後半に中国経済の先行き懸念を背景に一度は急落したものの、12月初めには20,000円台に回復しましたが、年明け以降、原油価格の低下や海外株価の下落等による投資家のリスク回避姿勢の強まりを受け大きく下落し、年度末は16,000円台後半の水準となりました。

円の対米ドル相場も、上記に加え米国政策金利引上げテンポの鈍化予測も相俟って円高となり、年度末には112円台前半の水準となりました。

(2) 経営方針

①経営の基本方針

当行は、「地域の皆様の信頼をもとに、存在感のある銀行を目指し、豊かな社会づくりに貢献します。」を基本理念に掲げ、永年築き上げてきたノウハウや人材、ポテンシャルの高い営業基盤等を最大限に活用し、質の高い金融サービスをお客さまに提供することにより、これまで以上にお客さまから支持される地域金融機関を目指すとともに、収益力の強化と健全な財務基盤の確立を図ることで、企業価値の拡大につなげ、株主価値の向上を目指してまいります。

また、従業員が持てる力を遺憾なく発揮し、働きがいがあり、公正に処遇される自由闊達な組織を目指すとともに、金融機関としての社会的責任を自覚し、地域経済活性化・地方創生のために惜しみない貢献を行ってまいります。

②中長期的な経営戦略

当行は、平成25年4月から平成28年3月までの第2次中期経営計画において、地域と共に歩み、地域の中で更なる存在感を確立して、筑波銀行が光り輝く源となる『筑波ブランド』を高めるべく、東日本大震災からの復興支援や地域振興など諸施策に取り組んでまいりました。

また、当行は、5年後、10年後を見据えた中長期的な経営戦略として平成27年10月に「将来ビジョン」を策定し、目指す姿をお客さまが最初に相談したい銀行「First Call Bank」と位置付けました。

こうしたなか、今年度は、将来ビジョンの志向に向けたチャレンジ期間（平成28年4月から平成31年3月まで）として新たにスタートした『第3次中期経営計画「Rising Innovation 2019～進化することへの挑戦～」』において、「収益機会の拡大」「地域振興の取組みを通じた持続的成長」「挑戦、考動する人財の育成」をテーマに、更なる進化に挑戦してまいります。

(3) 当行グループの業績

当連結会計年度における当行グループの業績は、以下のとおりとなりました。

業容面では、預金につきましては、一般法人向け預金の増加等により、前連結会計年度末比175億88百万円増加し、2兆1,710億13百万円となりました。

貸出金につきましては、地方公共団体向け貸出及び事業性貸出の増加等により、前連結会計年度末比354億73百万円増加し、1兆6,035億46百万円となりました。

有価証券につきましては、国債を中心とした国内債券の減少等により、前連結会計年度末比168億95百万円減少し、5,972億14百万円となりました。

損益の状況につきましては、当連結会計年度の経常収益は、貸出金利回りの低下に伴い貸出金利息は減少しましたが、有価証券運用に係る収益の増加等により、前連結会計年度比5億63百万円増加し、447億30百万円となりました。経常費用は、資金調達費用や与信関係費用の減少などにより、前連結会計年度比10億50百万円減少し、362億9百万円となりました。

この結果、経常利益は前連結会計年度比16億14百万円増加の85億21百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益も、同4億91百万円増加の64億64百万円となりました。

セグメント別の業績は、以下のとおりとなりました。

「銀行業」における、当連結会計年度の外部顧客に対する経常収益は、前連結会計年度比5億98百万円増加し440億70百万円、セグメント利益は同14億91百万円増加し78億87百万円となりました。資金運用収益は前連結会計年度比12億26百万円減少し316億30百万円、資金調達費用は同3億56百万円減少し16億15百万円となりました。

「信用保証業、与信事務受託業」における、当連結会計年度の外部顧客に対する経常収益は前連結会計年度比31百万円減少し4億94百万円、セグメント利益は同11百万円増加し6億20百万円となりました。

また、「銀行業」のセグメント資産は前連結会計年度末比141億41百万円増加し2兆3,184億80百万円、セグメント負債は同135億86百万円増加し2兆2,110億68百万円となりました。

「信用保証業、与信事務受託業」のセグメント資産は前連結会計年度末比3億49百万円増加し116億58百万円となり、セグメント負債は同1億77百万円減少し82億93百万円となりました。

(4) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況につきましては、「7 [財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析]

(3)キャッシュ・フローの分析」に記載しております。

(5) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は300億円、部門別では国内業務部門が286億81百万円、国際業務部門が13億39百万円となりました。役務取引等収支は38億26百万円、部門別では国内業務部門が44億56百万円、国際業務部門が△13百万円となりました。その他業務収支は2億9百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	29,482	1,422	20	30,884
	当連結会計年度	28,681	1,339	20	30,000
うち資金運用収益	前連結会計年度	31,433	1,577	25	131 32,853
	当連結会計年度	30,245	1,522	22	132 31,613
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,950	154	5	131 1,968
	当連結会計年度	1,563	183	2	132 1,612
役務取引等収支	前連結会計年度	4,821	16	610	4,227
	当連結会計年度	4,456	△13	616	3,826
うち役務取引等収益	前連結会計年度	8,127	31	785	7,373
	当連結会計年度	7,824	28	790	7,062
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,306	15	175	3,146
	当連結会計年度	3,368	42	174	3,236
その他業務収支	前連結会計年度	677	△124	—	553
	当連結会計年度	489	△280	—	209
うちその他業務収益	前連結会計年度	701	0	—	702
	当連結会計年度	957	36	—	994
うちその他業務費用	前連結会計年度	24	124	—	148
	当連結会計年度	468	317	—	785

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券及び円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を控除して表示しております。

4. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の利息であります。

(6) 国内・国際業務部門別資金運用／調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は2兆2,056億10百万円、部門別では国内業務部門が2兆2,120億35百万円、国際業務部門が1,309億63百万円となりました。利回りは1.43%、部門別では国内業務部門が1.36%、国際業務部門が1.16%となりました。一方、資金調達勘定の平均残高は2兆1,921億13百万円、部門別では国内業務部門が2兆1,970億9百万円、国際業務部門が1,309億71百万円となりました。利回りは0.07%、部門別では国内業務部門が0.07%、国際業務部門が0.14%となりました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(114,756) 2,177,455	(131) 31,433	1.44
	当連結会計年度	(126,606) 2,212,035	(132) 30,245	1.36
うち貸出金	前連結会計年度	1,543,183	26,596	1.72
	当連結会計年度	1,560,308	24,854	1.59
うち商品有価証券	前連結会計年度	348	2	0.59
	当連結会計年度	395	2	0.51
うち有価証券	前連結会計年度	463,582	4,570	0.98
	当連結会計年度	483,476	5,170	1.06
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	34,726	54	0.15
	当連結会計年度	22,740	32	0.14
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	20,134	74	0.37
	当連結会計年度	17,608	52	0.29
資金調達勘定	前連結会計年度	2,182,235	1,950	0.08
	当連結会計年度	2,197,009	1,563	0.07
うち預金	前連結会計年度	2,155,897	1,009	0.04
	当連結会計年度	2,176,661	870	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	41	0	0.10
	当連結会計年度	286	0	0.01
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	20,000	491	2.45
	当連結会計年度	20,000	492	2.46
うち借入金	前連結会計年度	147	3	2.14
	当連結会計年度	0	0	0.30

- (注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。
2. 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引であります。
3. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度1,010百万円、当連結会計年度1,000百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
4. ()内は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	120,256	1,577	1.31
	当連結会計年度	130,963	1,522	1.16
うち貸出金	前連結会計年度	7,514	56	0.75
	当連結会計年度	7,114	46	0.65
うち商品有価証券	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち有価証券	前連結会計年度	109,204	1,506	1.37
	当連結会計年度	118,686	1,456	1.22
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	340	7	2.18
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
資金調達勘定	前連結会計年度	(114,756) 119,069	(131) 154	0.12
	当連結会計年度	(126,606) 130,971	(132) 183	0.14
うち預金	前連結会計年度	4,276	23	0.54
	当連結会計年度	4,336	51	1.18
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—

(注) 1. 平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。

2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。

3. ()内は、「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,182,955	10,516	2,172,438	32,878	25	32,853	1.51
	当連結会計年度	2,216,393	10,782	2,205,610	31,635	22	31,613	1.43
うち貸出金	前連結会計年度	1,550,697	146	1,550,550	26,653	3	26,650	1.71
	当連結会計年度	1,567,423	—	1,567,423	24,901	—	24,901	1.58
うち商品有価証券	前連結会計年度	348	—	348	2	—	2	0.59
	当連結会計年度	395	—	395	2	—	2	0.51
うち有価証券	前連結会計年度	572,787	1,555	571,232	6,076	20	6,056	1.06
	当連結会計年度	602,163	1,521	600,642	6,626	20	6,606	1.09
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	34,726	—	34,726	54	—	54	0.15
	当連結会計年度	23,080	—	23,080	40	—	40	0.17
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	20,134	8,814	11,320	74	2	72	0.64
	当連結会計年度	17,608	9,261	8,347	52	2	50	0.60
資金調達勘定	前連結会計年度	2,186,547	8,961	2,177,586	1,974	5	1,968	0.09
	当連結会計年度	2,201,374	9,261	2,192,113	1,614	2	1,612	0.07
うち預金	前連結会計年度	2,160,173	8,814	2,151,359	1,032	2	1,030	0.04
	当連結会計年度	2,180,998	9,261	2,171,737	921	2	919	0.04
うち譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	41	—	41	0	—	0	0.10
	当連結会計年度	286	—	286	0	—	0	0.01
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	20,000	—	20,000	491	—	491	2.45
	当連結会計年度	20,000	—	20,000	492	—	492	2.46
うち借入金	前連結会計年度	147	146	0	3	3	0	0.29
	当連結会計年度	0	—	0	0	—	0	0.30

- (注) 1. 平均残高欄の「相殺消去額」は、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しており、利息欄の「相殺消去額」は連結相殺仕訳として消去した金額であります。
2. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度1,010百万円、当連結会計年度1,000百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）を、それぞれ控除して表示しております。
3. 「国内業務部門」と「国際業務部門」の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(7) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は70億62百万円、部門別では国内業務部門が78億24百万円、国際業務部門が28百万円となりました。

一方、役務取引等費用は32億36百万円、部門別では国内業務部門が33億68百万円、国際業務部門が42百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	8,127	31	785	7,373
	当連結会計年度	7,824	28	790	7,062
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,844	0	0	1,845
	当連結会計年度	1,795	—	0	1,795
うち為替業務	前連結会計年度	1,510	30	0	1,540
	当連結会計年度	1,488	28	0	1,516
うち証券関連業務	前連結会計年度	52	—	—	52
	当連結会計年度	90	—	—	90
うち代理業務	前連結会計年度	769	—	—	769
	当連結会計年度	886	—	—	886
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	146	—	—	146
	当連結会計年度	145	—	—	145
うち保証業務	前連結会計年度	684	0	173	511
	当連結会計年度	674	0	173	501
うちその他業務	前連結会計年度	3,118	—	610	2,508
	当連結会計年度	2,743	—	616	2,126
役務取引等費用	前連結会計年度	3,306	15	175	3,146
	当連結会計年度	3,368	42	174	3,236
うち為替業務	前連結会計年度	318	13	0	331
	当連結会計年度	316	41	0	357

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

(8) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,158,242	4,221	9,039	2,153,425
	当連結会計年度	2,175,275	5,226	9,488	2,171,013
うち流動性預金	前連結会計年度	1,010,761	—	2,799	1,007,962
	当連結会計年度	1,069,725	—	3,248	1,066,476
うち定期性預金	前連結会計年度	1,134,530	—	6,240	1,128,290
	当連結会計年度	1,091,966	—	6,240	1,085,726
うちその他	前連結会計年度	12,950	4,221	—	17,172
	当連結会計年度	13,583	5,226	—	18,810
譲渡性預金	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
総合計	前連結会計年度	2,158,242	4,221	9,039	2,153,425
	当連結会計年度	2,175,275	5,226	9,488	2,171,013

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
4. 「相殺消去額」は、連結相殺仕訳として消去した金額であります。

(9) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	1,560,423	100.00	1,597,404	100.00
製造業	133,490	8.55	138,261	8.66
農業、林業	5,177	0.33	4,704	0.29
漁業	500	0.03	407	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	3,580	0.23	3,331	0.21
建設業	79,382	5.09	80,542	5.04
電気・ガス・熱供給・水道業	5,483	0.35	6,660	0.42
情報通信業	7,234	0.46	9,084	0.57
運輸業、郵便業	51,980	3.33	56,447	3.53
卸売業、小売業	99,893	6.40	99,219	6.21
金融業、保険業	109,438	7.01	107,521	6.73
不動産業、物品賃貸業	220,299	14.12	227,972	14.27
学術研究、専門・技術サービス業	14,078	0.90	12,816	0.80
宿泊業	3,986	0.26	4,199	0.26
飲食業	14,669	0.94	13,237	0.83
生活関連サービス業、娯楽業	18,887	1.21	18,363	1.15
教育、学習支援業	10,731	0.69	10,499	0.66
医療・福祉	64,530	4.14	66,944	4.19
その他のサービス業	28,579	1.83	25,156	1.57
地方公共団体	252,487	16.18	266,141	16.66
その他	436,019	27.95	445,901	27.92
国際業務部門	7,649	100.00	6,141	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	2,800	36.60	2,500	40.70
その他	4,849	63.40	3,641	59.30
合計	1,568,073	—	1,603,546	—

(注) 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の円建対非居住者取引であります。

(10) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	162,334	—	—	162,334
	当連結会計年度	150,590	—	—	150,590
地方債	前連結会計年度	128,304	—	—	128,304
	当連結会計年度	119,522	—	—	119,522
社債	前連結会計年度	114,072	—	—	114,072
	当連結会計年度	108,096	—	—	108,096
株式	前連結会計年度	15,878	—	1,555	14,323
	当連結会計年度	18,144	—	1,504	16,640
その他の証券	前連結会計年度	78,319	116,755	—	195,074
	当連結会計年度	87,497	114,867	—	202,364
合計	前連結会計年度	498,909	116,755	1,555	614,109
	当連結会計年度	483,852	114,867	1,504	597,214

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び国内連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券は「国際業務部門」に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

3. 「相殺消去額」は、連結会社相互間の取引その他連結上の調整であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	平成28年3月31日
1. 連結自己資本比率（2/3）	9.21
2. 連結における自己資本の額	1,071
3. リスク・アセットの額	11,625
4. 連結総所要自己資本額	465

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	平成28年3月31日
1. 単体自己資本比率（2/3）	8.98
2. 単体における自己資本の額	1,043
3. リスク・アセットの額	11,610
4. 単体総所要自己資本額	464

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成27年3月31日	平成28年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	55	51
危険債権	373	372
要管理債権	33	39
正常債権	15,306	15,676

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

筑波銀行が誕生して6年が経ち、今後当行が目指すべき「将来ビジョン」を、お客さまが最初に相談したい銀行「First Call Bank」と策定いたしました。そして、その実現に向けて、「質」・「早さ」・「発展」・「存在感」の4つのキーワードを設定し、お客さまに質の高いサービスや商品をいち早く提供していくことで、当行の存在感をさらに高めてまいります。

具体的には、平成28年4月からスタートした第3次中期経営計画を「将来ビジョン」の実現に向けた「チャレンジ期間」として位置づけるとともに、真のコンサルティング機能を発揮したなかで、「基盤の拡充」「人財戦略」「ICT（情報通信技術）戦略」「経営効率の向上」「リスク管理態勢の強化」「コンプライアンス態勢の強化」の6つの基本戦略のもと、さらなる進化に挑戦してまいります。

お客さまに満足いただける質の高いサービスを提供するために、コンサルティング機能をさらに強化し、自治体や地域社会、グループ企業等との連携、ネットワークのさらなる活用に取り組んでまいります。また、震災以降全行を挙げて展開してきた「地域復興支援プロジェクト『あゆみ』」につきましても、これまで培ってきたノウハウや情報等を活用し「復興」から「振興」へ進化させることで、地域経済の持続的発展に貢献してまいります。

これらに加え、地域金融機関として継続的な社会的信用を築くことの重要性を認識するとともに、経営体力に適応したリスク・マネジメントを行いながら、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、株主の皆様との建設的な対話を実施することなどを通じてコーポレートガバナンス体制のさらなる充実に努めてまいります。

今年度は、第3次中期経営計画の初年度として、当行が地域と共に歩み、真のコンサルティング機能を発揮し、さらなる進化に「挑戦」する第一歩を踏み出すべく、全役職員が各諸施策に邁進してまいります。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上、あるいは当行の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する情報開示を積極的に行っております。当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の回避と発生した場合の対応に努めてまいります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 信用リスク

①不良債権

当行が保有する貸出債権には不良債権も含まれております。

これらの不良債権については、貸出先の経営状態の悪化や担保価値の下落等により、信用コスト（不良債権の引当・償却）が増加する場合があります、その結果、業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

②貸倒引当金

当行は、自己査定を行い、その査定結果に基づいて貸倒引当金を計上しております。実際の貸倒れによる損失が貸倒引当金計上時点の査定結果と乖離し、貸倒引当金の額を超える場合があります、貸倒引当金が不十分となる可能性があります。また、担保価値の下落及びその他予期せぬ理由により、貸倒引当金の積み増しを必要とする場合もあります。

③権利行使

当行は、担保価値の下落や不動産市場における流動性の欠如、有価証券の価格の下落等の事情により、担保権を設定した不動産や有価証券の換金、または貸出先の保有するこれらの資産に対する強制執行ができない場合があります。

(2) 市場リスク

①価格変動リスク

当行は、市場性のある株式、債券等を保有しております。これら有価証券の価格下落により損失が発生し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

②金利リスク

資産と負債の金利または更改期間が異なることから、金利の変動によって利益が減少ないし損失が発生し、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

③為替リスク

外貨建資産・負債について、為替の価格変動により当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

④市場信用リスク

社債、クレジット・デリバティブ等について、信用スプレッドが変動することによって、現在価値および期間損益に影響を与え、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流動性リスク

当行の財務内容の悪化や市場の風評等により必要な資金の確保ができなくなり、資金繰りが悪化する場合や、資金の確保に通常よりも著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされる可能性があります。

(4) オペレーショナル・リスク

①事務リスク

当行の役職員が正確な事務を怠り、または事故を起こし、もしくは不正をはたらくことにより、当行が損失を被る可能性があります。

②システムリスク

当行が利用しているコンピューターシステムの停止または誤作動等、システムの不備等の事態が発生した場合、業務が遂行できない可能性があります。

(5) 財務上のリスク

①繰延税金資産

当行では、繰延税金資産を5年間の長期収益計画に基づいて計上しております。この繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がかかる予測・仮定とは異なる可能性があります。当行が、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産を減額することとなり、その結果、当行の業績に影響を与えるとともに、自己資本比率の低下を招くことがあります。

②退職給付債務

当行の退職給付費用及び債務は、割引率等の数理計算上で設定される前提条件や年金資産の長期期待運用収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響額は累積され、将来にわたって定期的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用及び計上される債務に影響を及ぼします。今後の割引率や運用利回りの変動によっては、当行の業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

③自己資本比率

自己資本比率は、法令等に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。当行は、国内基準を適用しており、自己資本比率を4%以上に維持することを求められております。

当行の自己資本比率が4%を下回った場合には、業務の全部または一部の停止命令を含む早期是正措置等が発動されることとなります。

(6) 格付低下のリスク

当行は外部格付機関より格付を取得しておりますが、外部格付機関が格付を引き下げた場合、当行の資金調達等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法令等の違反に係るリスク

法令等違反により訴訟の提起や行政処分を被った場合、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(8) その他のリスク

①法律や規制の改正

将来における法律、規則、政策、実務慣行、解釈、財政及びその他の政策の変更により、当行の業務遂行や業績等に影響を及ぼす可能性があります。

②自然災害等

当行の主要な事業拠点やシステム拠点がある地域において、大規模な震災等が発生した場合、事業活動に支障が生じ、業績や財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

③風評リスク

当行に関して事実に基づかない風評等により、預金の流出等が発生した場合、資金調達コストの増加により当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

④感染症の流行

新型インフルエンザ等感染症の流行により、事業活動に支障が生じ、当行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

⑤情報漏洩

当行は、業務上、多数の顧客情報を保有しており、法令等に則り内部規程を定め情報管理の徹底を図っております。こうした情報が万一漏洩した場合には、当行の業務運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態

①資産、負債及び純資産の状況

総資産は、貸出金の増加などにより、前連結会計年度末比149億92百万円増加し、2兆3,170億86百万円となりました。

このうち、貸出金は、公共部門向け貸出金を中心に増加し、前連結会計年度末比354億73百万円増加し、1兆6,035億46百万円となりました。

また、有価証券は、国債や地方債等の債券の減少などにより、前連結会計年度末比168億95百万円減少の5,972億14百万円となりました。

一方、負債は、預金の増加などにより、前連結会計年度末比156億75百万円増加し、2兆2,075億40百万円となりました。

このうち、預金につきましては、法人預金の増加などにより、前連結会計年度末比175億88百万円増加の2兆1,710億13百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により利益剰余金は増加しましたが、その他有価証券評価差額金の減少などにより、前連結会計年度末比6億82百万円減少し、1,095億45百万円となりました。

②連結自己資本比率

連結自己資本比率（バーゼルⅢ国内基準）は、9.21%になりました。

③リスク管理債権額

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
破綻先債権額	907	756	△151
延滞債権額	42,670	41,802	△868
3カ月以上延滞債権額	59	60	0
貸出条件緩和債権額	3,211	3,841	629
合計	46,849	46,460	△389

(2) 経営成績

当連結会計年度の損益の状況は、経常収益は、貸出金利回りの低下に伴い貸出金利息が減少しましたが、有価証券の運用収益が増加したことなどにより、前連結会計年度比5億63百万円増加し、447億30百万円となりました。一方、経常費用は、資金調達費用や営業経費の減少などにより、前連結会計年度比10億50百万円減少し、362億9百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比16億14百万円増加の85億21百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益についても、同4億91百万円増加の64億64百万円となりました。

主な科目等の状況は以下のとおりであります。

①連結業務粗利益

資金利益は、貸出金利息の減少等により前連結会計年度比8億83百万円減少し、300億円となりました。

役務取引等利益は、投信販売手数料の減少等により前連結会計年度比4億1百万円減少し、38億26百万円となりました。

その他業務利益は、金融派生商品評価損の計上等により前連結会計年度比3億44百万円減少し、2億9百万円となりました。

この結果、連結業務粗利益は、前連結会計年度比16億29百万円減少し、340億36百万円となりました。

②経常損益

営業経費は、物件費や人件費の減少等により、前連結会計年度比6億51百万円減少し、279億12百万円となりました。

貸倒償却引当費用は、貸出金償却額の減少等により前連結会計年度比1億89百万円減少し、18億94百万円となりました。

株式等関係損益は、株式等売却益の増加等により前連結会計年度比25億56百万円減少し、36億95百万円の利益となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度比16億14百万円増加し、85億21百万円となりました。

③親会社株主に帰属する当期純損益

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損益が固定資産処分損の増加等により前連結会計年度比51百万円減少し、法人税等合計が同10億72百万円増加したものの、経常利益が増加したことにより、同4億91百万円増加の64億64百万円となりました。

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
連結業務粗利益	35,665	34,036	△1,629
資金利益	30,884	30,000	△883
資金運用収益	32,853	31,613	△1,239
資金調達費用	1,968	1,612	△356
役務取引等利益	4,227	3,826	△401
役務取引等収益	7,373	7,062	△311
役務取引等費用	3,146	3,236	90
その他業務利益	553	209	△344
その他業務収益	702	994	292
その他業務費用	148	785	637
営業経費	28,564	27,912	△651
貸倒償却引当費用	2,084	1,894	△189
貸出金償却	1,067	376	△691
個別貸倒引当金繰入額	2,372	2,954	582
一般貸倒引当金繰入額	△530	△1,266	△735
偶発損失引当金繰入額	△61	22	84
保証協会責任共有制度負担金	241	150	△91
債権売却損	△494	△102	392
償却債権取立益	511	241	△270
株式等関係損益	1,138	3,695	2,556
その他	750	596	△154
経常利益	6,906	8,521	1,614
特別損益	△155	△206	△51
税金等調整前当期純利益	6,751	8,315	1,563
法人税、住民税及び事業税	170	307	137
法人税等調整額	608	1,543	934
法人税等合計	778	1,850	1,072
親会社株主に帰属する当期純利益	5,972	6,464	491

(3) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりとなりました。

①営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の増加額の増加等により、前連結会計年度比109億12百万円減少し、62億37百万円の減少となりました。

②投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還及び売却による収入の増加等により、前連結会計年度比472億83百万円増加し、69億7百万円の増加となりました。

③財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還による支出の減少等により、前連結会計年度比65億57百万円増加し、16億10百万円の減少となりました。

④現金及び現金同等物の期末残高

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末比9億41百万円減少し、753億47百万円となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、営業の効率化及び顧客利便の向上をはかるべく、店舗の新設のほか、既存店舗等の改修や事務機器の増設を行ってまいりました。その結果、当連結会計年度における設備投資の額は、銀行業で30億86百万円となりました。

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

当連結会計年度に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業

新築移転

会社名	店舗名	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	資金調達方法	完了年月
当行	藤代支店	茨城県取手市	店舗	1,642 (一)	557	自己資金	平成27年9月
当行	みらい平支店	茨城県 つくばみらい市	店舗	661 (661)	423	自己資金	平成27年10月

(注) 敷地面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

移転

会社名	店舗名	旧所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	移転先		移転年月
						店舗名	所在地	
当行	旭支店	千葉県旭市	店舗	687 (123)	436	波崎支店 銚子支店	茨城県神栖市	平成27年7月
当行	伊奈板橋支店	茨城県 つくばみらい市	店舗	1,300 (537)	469	伊奈支店	茨城県 つくばみらい市	平成27年10月

(注) 1. 上記は、ブランチ・イン・ブランチ(店舗内店舗)形式での移転(店舗統合)であります。

2. 敷地面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であります。

2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成28年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数(人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当行	—	本店 他130店	茨城県	銀行業	店舗	159,273 (60,454)	8,283	9,640	1,192	—	19,116	1,413
	—	宇都宮支店 他6店	栃木県	銀行業	店舗	5,659 (3,336)	250	67	23	—	340	51
	—	松戸支店 他5店	千葉県	銀行業	店舗	4,865 (1,967)	481	16	22	—	520	32
	—	春日部支店	埼玉県	銀行業	店舗	819 (—)	95	—	5	—	100	9
	—	東京支店 他1店	東京都	銀行業	店舗	500 (12)	213	8	12	—	234	18
	—	事務センター (2カ所)	茨城県 土浦市他	銀行業	事務 センター	16,843 (11,678)	340	254	342	—	937	89
	—	寮・社宅 (14カ所)	茨城県 土浦市他	銀行業	厚生施設	31,323 (4,908)	703	427	11	—	1,142	—
	—	運動場	茨城県 那珂市	銀行業	厚生施設	19,101 (6,367)	44	36	0	—	81	—
	—	その他	茨城県 水戸市他	銀行業	その他	7,554 (1,786)	178	5	18	—	202	—
	小計	—	—	—	—	245,940 (90,511)	10,590	10,455	1,629	—	22,676	1,612
連結 子会 社	筑波ビジネス サービス(株)	本社	茨城県 つくば市	その他	事務所	— (—)	—	—	0	0	0	9
	筑波信用保証 (株)	本社	茨城県 土浦市	信用保証業 、与信事務 受託業	事務所	187 (187)	—	—	5	0	5	19
	筑波総研(株)	本社	茨城県 土浦市	その他	事務所	112 (112)	—	—	1	—	1	50
	小計	—	—	—	—	300 (300)	—	—	6	0	7	78
合計	—	—	—	—	246,240 (90,811)	10,590	10,455	1,636	0	22,683	1,690	

- (注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。
 2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め666百万円であります。
 3. 動産は、事務機械723百万円、その他913百万円であります。
 4. 店舗外現金自動設備93カ所は上記に含めて記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

銀行業

新築移転

会社名	店舗名	所在地	設備の 内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	完了予定年月
				総額	既支払額		
当行	下妻営業部	茨城県下妻市	店舗	94	—	自己資金	平成28年5月
当行	つくば副都心支店	茨城県つくば市	店舗	1,153	384	自己資金	平成28年10月

(注) 投資予定額には、消費税等を含んでおりません。

売却

会社名	所在地	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	売却予定時期
当行	茨城県つくば市	店舗用地	306	平成28年7月

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	333,000,000
第二種優先株式	709,500
第三種優先株式	10,000,000
第四種優先株式	100,000,000
計	333,000,000

(注) 1. 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

(注) 2. 平成28年6月28日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、第二種優先株式の発行可能株式総数は同日より709,500株減少しております。なお、発行可能株式総数の合計に変更はありません。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	82,553,721	同左	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 であります。 (注2、6)
第二種優先株式	709,500	—	—	単元株式数は100株 であります。 (注3、6、7)
第四種優先株式 (注) 1	70,000,000	同左	—	単元株式数は100株 であります。 (注4、5、6)
計	153,263,221	152,553,721	—	—

(注) 1. 第四種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

(注) 2. 普通株式は、議決権を有し、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式です。

(注) 3. 第二種優先株式の内容は次のとおりです。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金

利益配当金を支払うときは、毎年3月31日現在の本優先株主または本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という）に先立ち、本優先株式1株につき年60円の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき30円の優先中間配当金を支払う。

2. 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき3,000円を支払う。本優先株主に対しては、このほか残余財産の分配は行わない。

3. 議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、優先配当金の額全部（優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等

- (1) 法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (2) 第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

平成27年10月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、第二種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、かかる第二種優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を第二種優先株主に対して交付するものとする。なお、第二種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

第二種優先株式の取得と引換えに、第二種優先株式1株につき3,000円を交付する。

6. 優先順位

第二種優先株式および第四種優先株式に係る優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

7. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(注) 4. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第四種優先株式の特質については、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数に変動します。また、その修正基準、修正頻度および行使価額の下限等については、以下(注) 5. に記載のとおりです。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項、および株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との取決めはありません。

(注) 5. 第四種優先株式の内容は次のとおりです。

1. 優先期末配当金

当行は、定款第47条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株式を有する株主（以下「第四種優先株主」という。）または第四種優先株式の登録株式質権者（以下「第四種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記2に定める配当年率（以下「第四種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）の期末配当金（以下「第四種優先期末配当金」という。）を支払う。ただし、当該事業年度において第5項に定める第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

2. 優先配当年率

平成24年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係る第四種優先配当年率

第四種優先配当年率＝預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当年率としての資金調達コスト（ただし、預金保険機構が当該事業年度において優先配当年率としての資金調達コストを公表しない場合には、直前事業年度までに公表した優先配当年率としての資金調達コストのうち直近のもの）

上記の算式において「優先配当年率としての資金調達コスト」とは、預金保険機構が、原則、毎年7月頃を目途に公表する直前事業年度に係る震災特例金融機関等の優先配当年率としての資金調達コストをいう。

ただし、優先配当年率としての資金調達コストが日本円TIBOR（12ヶ月物）または8%のうちいずれか低い方（以下「第四種優先株式上限配当率」という。）を超える場合には、第四種優先配当年率は第四種優先株式上限配当率とする。

上記の但書において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（同日が銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるもの（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、4月1日（同日がロンドンの銀行休業日の場合は直後の銀行営業日）において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。

3. 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

4. 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

5. 第四種優先中間配当金

当行は、定款第48条に定める中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先期末配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「第四種優先中間配当金」という。）を支払う。

6. 残余財産

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加事項

第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。）をいう。ただし、上記の第四種優先期末配当金は、分配日の前日時点において公表されている直近の優先配当年率としての資金調達コストを用いて算出する。また、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先登録株式質権者に対して第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

7. 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、(i)各事業年度終了後、当該事業年度に係る定時株主総会の招集のための取締役会決議までに開催される全ての取締役会において、第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を行なう旨の決議がなされず、かつ、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、その定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、その定時株主総会終結の時より、(ii)第四種優先期末配当金の額全部（第四種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の取締役会決議または株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

平成24年7月1日から平成43年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は172円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ. 第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(i) 取得価額調整式に使用する時価（下記ハ.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ. (iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

(vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

ロ. 上記イ. (i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の

調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。

ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額（ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。）を使用する。

(9) 合理的な措置

上記(4)ないし(8)に定める取得価額（第10項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(10) 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(11) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第8項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第6項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得金額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

11. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12. 優先順位

第二種優先株式および第四種優先株式に係る優先期末配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。

13. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

14. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 6. 当行は、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注) 7. 「(重要な後発事象)」に記載のとおり、平成28年4月1日をもって第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却いたしました。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成28年1月1日から 平成28年3月31日まで)	第92期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	—	—
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	—	—
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	—	—
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	—	—
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	—	—

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年9月30日 (注)1	70,000	153,263	17,500	48,868	17,500	26,876
平成24年6月30日 (注)2	—	153,263	—	48,868	△17,500	9,376

(注) 1. 第四種優先株式発行による増加であります。

第三者割当(第四種優先株式)

発行株式数 70,000千株

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先 株式会社整理回収機構

2. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

3. 「(重要な後発事象)」に記載のとおり、平成28年4月1日をもって第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却いたしました。これにより、発行済株式総数残高は709千株減少しております。

(6) 【所有者別状況】

① 普通株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	49	36	1,511	128	13	19,194	20,931	—
所有株式数(単元)	—	193,432	12,033	145,429	120,000	126	351,283	822,303	323,421
所有株式数の割合(%)	—	23.52	1.46	17.68	14.59	0.01	42.71	100.00	—

(注) 1. 自己株式13,725株は「個人その他」に137単元、「単元未満株式の状況」に25株含まれております。なお、自己株式13,725株は株主名簿上の株式数であり、期末日現在の実質的な所有株式数は13,425株であります。
2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、3単元含まれております。

② 第二種優先株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	99	—	—	709	809	—
所有株式数(単元)	—	334	—	1,524	—	—	5,237	7,095	—
所有株式数の割合(%)	—	4.71	—	21.48	—	—	73.81	100.00	—

(注) 自己株式の所有はありません。

③ 第四種優先株式

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	1	—	—	—	—	—	1	—
所有株式数(単元)	—	700,000	—	—	—	—	—	700,000	—
所有株式数の割合(%)	—	100.00	—	—	—	—	—	100.00	—

(注) 自己株式の所有はありません。

(7) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	70,000	45.67
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,266	6.69
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園1丁目7番	3,519	2.29
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO(常任代理人 シティバンク銀 行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	1,570	1.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,563	1.02
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	1,395	0.91
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	900	0.58
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013, USA(東京都新宿区新宿6丁目27番 30号)	860	0.56
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234(常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTY QUINCY, MA 02171, U. S. A (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	802	0.52
JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理 人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	752	0.49
計	—	91,630	59.78

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

② 所有議決権数別

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する所 有議決権数の 割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	102,664	12.48
筑波銀行行員持株会	茨城県つくば市竹園1丁目7番	35,191	4.28
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	15,704	1.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	15,637	1.90
株式会社広沢製作所	茨城県つくば市寺具1331番地の1	13,958	1.69
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	9,000	1.09
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿6丁目27番 30号)	8,601	1.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTY QUINCY, MA 02171, U. S. A (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	8,025	0.97
JP MORGAN CHASE BANK 385151 (常任代理 人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号品川イン ターシティA棟)	7,525	0.91
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	7,316	0.88
計	—	223,621	27.19

(注) 総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 709,500 第四種優先株式 70,000,000	—	優先株式については、前記「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 82,216,900	822,166	—
単元未満株式	普通株式 323,421	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	普通株式 82,553,721 第二種優先株式 709,500 第四種優先株式 70,000,000	—	—
総株主の議決権	—	822,166	—

(注) 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式300株(議決権3個)および株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式300株が含まれております。

また、「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式25株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
当行(自己保有株式)	茨城県土浦市中央二丁目 11番7号	13,400	—	13,400	0.00
計	—	13,400	—	13,400	0.00

(注) 株主名簿上は、当行名義となっておりますが実質的に所有していない株式が300株あります。

なお、当該株式数は、上記①発行済株式の「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄に含まれております。

また、「議決権の数」の欄には、当該完全議決権株式に係る議決権の数3個は含まれておりません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得
会社法第155条第4号による優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第4号による優先株式の取得

区 分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
取締役会 (平成27年10月30日) での決議状況 (取得期間 平成28年4月1日)	709,500	2,128,500,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合 (%)	—	—
当期間における取得自己株式	709,500	2,128,500,000
提出日現在の未行使割合 (%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区 分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	2,514	997,910
当期間における取得自己株式	270	78,756

(注) 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

①普通株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
保有自己株式数	13,425	—	13,695	—

(注) 当期間における保有自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

②第二種優先株式

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	709,500	2,128,500,000
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
保有自己株式数	—	—	—	—

3 【配当政策】

利益配分につきましては、経営の健全性を確保するため、内部留保の充実による財務体質の強化を図るとともに、利益の状況や経営環境等を勘案しつつ、安定的な配当を実施することを基本方針としております。

なお、当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことが出来る旨、ならびに同法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めており、年2回の配当を実施できることとしております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化を図り、地域金融機関として営業力の強化等に活用してまいります。

こうした基本方針に基づき、当期の配当金につきましては、株主の皆様のご支援にお応えするため、1株当たりの配当金を、普通株式5円、第二種優先株式60円、第四種優先株式75銭とさせていただきます。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成28年5月13日 取締役会決議	普通株式	412	5
	第二種優先株式	42	60
	第四種優先株式	52	0.75

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

① 普通株式

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	304	512	519	430	476
最低(円)	224	240	309	325	264

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 第二種優先株式

当株式は金融商品取引所に上場されていません。

③ 第四種優先株式

当株式は金融商品取引所に上場されていません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	441	447	416	398	356	325
最低(円)	418	409	386	351	264	288

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 第二種優先株式

当株式は金融商品取引所に上場されていません。

③ 第四種優先株式

当株式は金融商品取引所に上場されていません。

5 【役員 の 状 況】

男性14名 女性1名 (役員のうち女性の比率 6%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)		植 木 誠	昭和29年3月1日生	昭和52年4月 茨城相互銀行入行 平成10年6月 茨城銀行友部支店長 平成13年4月 同行東京支店長 平成15年1月 同行綾瀬支店長兼総合企画部東京事務所業務担当 平成17年6月 同行取締役審査部長 平成20年4月 同行取締役営業統括部長 平成20年6月 同行常務取締役リスク統括部長 平成20年10月 同行常務取締役審査部長 平成22年3月 当行専務取締役融資本部長 平成23年4月 同行専務取締役営業本部長 平成24年4月 同行専務取締役 平成24年6月 同行取締役副頭取 平成28年4月 同行取締役会長(現職)	(注)3	普通株式 65,580
取締役頭取 (代表取締役)		藤 川 雅 海	昭和27年10月13日生	昭和51年4月 関東銀行入行 平成14年2月 同行ひたちなか支店長 平成15年4月 関東つくば銀行ひたちなか支店長 平成15年9月 同行研究学園都市支店長兼研究学園都市支店つくばアッセ出張所長 平成16年7月 同行総合企画部長 平成18年6月 同行取締役総合企画部長 平成19年6月 同行常務取締役総合企画部長 平成19年7月 同行常務取締役 平成20年4月 同行専務取締役 平成22年3月 当行専務取締役 平成23年4月 同行取締役副頭取 平成24年6月 同行取締役頭取(現職)	(注)3	普通株式 85,800
専務取締役		佐 久 芳 夫	昭和28年8月30日生	昭和53年4月 関東銀行入行 平成13年5月 同行藤代支店長 平成14年8月 同行松戸支店長 平成15年4月 関東つくば銀行松戸支店長 平成16年7月 同行個人ローン部長 平成17年7月 同行人事部長 平成19年7月 同行執行役員人事部長 平成20年6月 同行取締役人事部長 平成20年7月 同行取締役 平成21年6月 同行常務取締役 平成22年3月 当行常務取締役 平成24年4月 同行常務取締役営業本部長 平成24年6月 同行専務取締役営業本部長 平成25年4月 同行専務取締役(現職)	(注)3	普通株式 61,808
専務取締役		高 橋 信 之	昭和31年2月24日生	昭和53年4月 関東銀行入行 平成14年6月 同行荒川沖支店長兼荒川沖支店土浦市公設市場出張所長 平成15年4月 関東つくば銀行荒川沖支店長兼荒川沖支店土浦市公設市場出張所長 平成15年9月 同行千代田支店長 平成19年7月 同行総合企画部長 平成20年6月 同行取締役総合企画部長 平成21年6月 同行常務取締役総合企画部長 平成21年7月 同行常務取締役 平成22年3月 当行常務取締役 平成24年6月 同行専務取締役(現職)	(注)3	普通株式 61,600
常務取締役		越 智 悟	昭和35年11月15日生	昭和59年4月 茨城相互銀行入行 平成18年6月 茨城銀行竜ヶ崎支店長 平成20年6月 同行事務部長 平成22年3月 当行上席執行役員 平成23年4月 同行上席執行役員ブロック長(牛久ブロック担当) 平成23年10月 同行上席執行役員ブロック長(水戸ブロック担当) 平成24年4月 同行上席執行役員事務統括部長 平成25年4月 同行常務執行役員営業本部長 平成27年4月 同行常務執行役員 平成27年6月 同行常務取締役(現職)	(注)3	普通株式 16,800

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役		生田 雅彦	昭和35年10月12日生	昭和59年4月 関東銀行入行 平成18年4月 関東つくば銀行石岡支店長 平成19年7月 同行総合企画部副部長 平成22年3月 当行総合企画部副部長兼共同化推進室長 平成22年8月 同行神栖支店長兼営業本部上席主任調査役 平成24年7月 同行執行役員総合企画部長 平成26年4月 同行上席執行役員総合企画部長 平成27年4月 同行上席執行役員営業本部長 平成27年6月 同行取締役営業本部長 平成28年4月 同行常務取締役(現職)	(注)3	普通株式 15,700
取締役		尾崎 聡	昭和37年3月24日生	昭和59年4月 関東銀行入行 平成22年8月 当行牛久支店長 平成23年10月 同行融資管理部長 平成24年7月 同行融資部長 平成25年4月 同行執行役員融資本部副本部長 平成25年7月 同行執行役員融資本部長 平成26年4月 同行上席執行役員融資本部長 平成27年6月 同行取締役融資本部長 平成28年4月 同行取締役(現職)	(注)3	普通株式 13,300
取締役	営業本部長	篠原 智	昭和36年4月22日生	昭和60年4月 関東銀行入行 平成17年4月 関東つくば銀行谷田部支店長 平成19年10月 同行法人部副部長 平成22年10月 当行筑西支店長 平成24年7月 同行執行役員筑西支店長兼下館支店長 平成24年11月 同行執行役員営業本部副本部長 平成26年4月 同行上席執行役員営業本部副本部長 平成27年4月 同行上席執行役員営業推進部長兼地区本部長 平成27年7月 同行常務執行役員営業推進部長兼地区本部長 平成27年10月 同行常務執行役員営業推進部長 平成28年4月 同行常務執行役員営業本部長 平成28年6月 同行取締役営業本部長(現職)	(注)3	普通株式 13,300
取締役		堤 義雄	昭和21年8月13日生	昭和44年4月 茨城県庁入庁 平成12年4月 知事公室広報課長 平成15年4月 総務部参事兼総務課長 平成16年4月 地方労働委員会事務局長 平成17年4月 茨城県西地方総合事務所長 平成18年3月 茨城県庁退職 平成18年8月 茨城県信用保証協会専務理事 平成22年1月 筑西市役所副市長 平成25年6月 公益社団法人茨城県薬剤師会専務理事 平成25年6月 当行取締役(非常勤)(現職) 平成27年5月 大好きいばらき県民会議専務理事(現職)	(注)3	普通株式 2,600
取締役		横井 のり枝	昭和47年6月27日生	平成10年3月 アンダーセンコンサルティング入社 平成12年6月 同社退社 平成12年7月 株式会社トークス入社 平成15年6月 同社退社 平成15年7月 財団法人流通経済研究所入所 平成23年3月 同法人退所 平成23年4月 流通経済大学流通情報学部流通情報学科専任講師 平成26年4月 流通経済大学流通情報学部流通情報学科准教授(現職) 平成28年6月 当行取締役(非常勤)(現職)	(注)3	普通株式 —
常勤監査役		五島 裕輔	昭和30年3月13日生	昭和52年4月 茨城相互銀行入行 平成6年4月 茨城銀行岩井支店長 平成13年6月 同行江戸崎支店長 平成14年10月 同行土浦支店長 平成15年6月 同行綾瀬支店長兼総合企画部東京事務所業務担当 平成17年6月 同行経営支援部長 平成18年6月 同行経営支援部付部長 平成19年6月 同行事務部長 平成20年6月 同行常勤監査役 平成22年3月 当行常勤監査役(現職)	(注)4	普通株式 29,140

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		野口 稔 夫	昭和31年5月16日生	昭和54年4月 平成18年6月 茨城相互銀行入行 茨城銀行綾瀬支店長兼総合企画部東京事務所業務担当 平成20年1月 平成20年6月 同行リスク統括部長 同行総合企画部長 平成22年3月 平成24年6月 当行取締役経営管理部長 同行常務取締役経営管理部長 平成24年7月 平成27年6月 同行常務取締役 同行常勤監査役(現職)	(注)5	普通株式 44,200
監査役		村上 義 弘	昭和41年4月18日生	平成2年4月 平成4年10月 平成8年4月 平成10年4月 山一証券株式会社入社 同社退社 最高裁判所司法研修所入所 弁護士登録 松尾綜合法律事務所入所 平成15年5月 平成21年11月 東京あおい法律事務所設立パートナー 桜川綜合法律事務所設立 平成26年6月 当行監査役(非常勤)(現職)	(注)4	普通株式 1,500
監査役		篠崎 暁	昭和26年4月23日生	昭和49年4月 平成4年4月 平成9年4月 平成11年7月 平成14年7月 平成16年4月 平成16年7月 平成19年4月 平成20年4月 平成22年6月 平成26年7月 平成26年9月 平成27年3月 平成27年6月 安田火災海上保険株式会社入社 同社茨城支店水戸支社長 同社茨城支店長 同社代理店業務開発部長 株式会社損害保険ジャパン代理店業務推進部長 同社執行役員兼仙台支店長 同社執行役員兼業務監査部長 株式会社損害保険ジャパン・ハートフルライン代表取締役社長 損保ジャパンDC証券株式会社監査役 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社監査役 株式会社損害保険ジャパン顧問 損害保険ジャパン日本興亜株式会社顧問 損害保険ジャパン日本興亜株式会社退職 当行監査役(非常勤)(現職)	(注)4	普通株式 600
監査役		堀内 巧	昭和23年1月16日生	昭和50年1月 昭和55年3月 平成12年6月 平成22年6月 平成22年7月 平成23年11月 平成24年1月 平成26年8月 平成27年3月 平成28年6月 監査法人朝日会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社 公認会計士登録 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)代表社員 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)退社 公認会計士堀内巧事務所設立(現職) 三井不動産プライベートリート投資法人監督役員(現職) 日本公認会計士協会自主規制・業務本部主任研究員 全国農業協同組合中央会監事(現職) 株式会社日本レジストリサービス監査役(現職) 当行監査役(非常勤)(現職)	(注)6	普通株式 —
計						普通株式 411,928

- (注) 1. 取締役堤義雄及び横井のり枝は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役村上義弘、篠崎暁及び堀内巧は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役五島裕輔、村上義弘及び篠崎暁の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役野口稔夫の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成32年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 監査役堀内巧の任期は、平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①企業統治の体制の概要等

当行は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と認識し、取締役会及び監査役会を設置し、取締役の職務について厳正な監視を行う体制としております。また、取締役会の下位機関として常務会を設置し、取締役会に付議すべき事項の審議や常務会に委任された事項についての決定を行うとともに、執行役員制度の導入により経営の意思決定の迅速化と施策の適正な執行を促進する体制を整備しております。

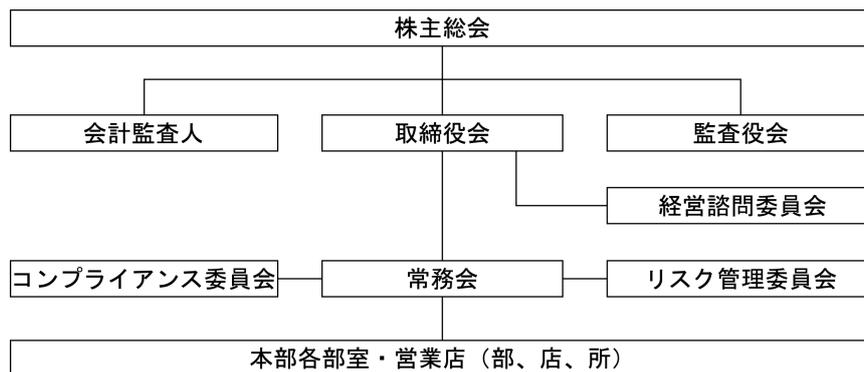
当行の取締役会は、社内取締役8名および社外取締役2名により構成され、毎月1回以上開催し、重要な経営上の意思決定・業務執行の監督を行っております。なお、経営責任をより明確にする観点から取締役の任期を1年としております。

また、取締役会を諮問する任意委員会として、社外役員を主なメンバーとする経営諮問委員会を設置し、経営上重要な事項の決定に際し適切な関与・助言を受けることにより経営管理態勢の強化を図っております。

当行の監査役会は、監査役5名で構成されており、うち3名は社外監査役であります。監査役会は毎月1回以上開催しており、監査役は、取締役会・常務会など重要な会議に出席し適切な提言・助言を行い取締役の職務執行を適正に監査しております。これらの体制により、経営監視機能の客観性および中立性は十分に確保できているものと考えております。

なお、当行は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、適切な人材を招聘できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額としております。

(コーポレート・ガバナンス体制の概要)



イ．内部統制システムの整備の状況

当行は「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制の整備・強化に努めております。
<内部統制システム構築の基本方針>

- a. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当行は、企業倫理の確立と、法令遵守を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、その実現のためコンプライアンス基本方針および具体的な手引書であるコンプライアンス・マニュアルを制定し、コンプライアンス重視の組織風土の醸成に取り組む。
 - ・頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において、法令等遵守に関する重要事項の審議を行う。
 - ・取締役会は、コンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを決定し、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ・当行および子会社の役職員が、法令違反のおそれのある行為等を発見した場合に通報・相談出来るよう、外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口とするコンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設け、違反行為の未然防止等を図る。
 - ・取締役会は、顧客の保護と利便の向上を図るため、顧客保護等管理方針および顧客保護等管理規程等を定め、適切かつ十分な顧客への説明、顧客の相談・苦情等への対処、顧客情報管理、外部委託管理、ならびに利益相反管理を行うための態勢を整備する。
 - ・当行は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の整備および運用のための方針・規程を定め、その適切性を確保する。
また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性を継続的に評価し、必要な改善を行う。
 - ・当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶し、利益を供与しない。

- ・当行は、適切かつ十分な金融仲介機能を発揮するため、金融円滑化に関する方針・規程を定め、その取組みを通じて地域社会・経済の発展に貢献する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報は、法令および行内規程に基づき保存、管理する。
 - ・当行は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集し、法令等に従い適時適切に開示する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を適切に行うため、統合的リスク管理方針および統合的リスク管理規程に基づき、リスク種類毎に所管部を定めて、リスクの特性等に応じた管理・運営に努める。
 - ・リスク管理委員会において、リスク管理の充実・強化および高度化のためのリスク管理態勢に関する事項について審議を行い、リスクの把握と的確な判断に資するため、取締役会等に対する報告を行う。
 - ・各種リスクの顕在化や不測の事態が発生した場合に適切な対応を行うための方針・規程等を定め、損害・損失の発生等を抑制する体制を構築する。
 - ・監査部署は、本部、営業店および子会社の業務を監査し、その結果法令等違反、損失の危険のある業務執行行為が発見された場合は直ちに取締役会等に報告する体制を構築する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・協議・決定の効率化を図るために役付取締役により構成される常務会において、決定を委任された事項についての決議を行う。
 - ・取締役会および常務会の決議に基づく業務執行は、取締役会が選任した執行役員および各部門の責任者が職務権限等に基づきこれを行う。取締役会および各取締役はこれらを監督する権限を有し、その責任を負うものとする。
- e. 次に掲げる体制その他の当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - ・子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1)子会社における業務執行については、子会社管理基準に基づき運営、管理する統括部署を置き、適切な管理・指導を行い、業務の状況について適時報告を受ける。
 - (2)当行の監査部署は、必要に応じて子会社へ立ち入り、監査を行う。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・監査役を補助すべき使用人として、監査役補助者1名以上を配置することとし、監査役による補助使用人に対する指揮命令権を明確化する。また、補助使用人の権限を明確化し、補助使用人の任命、異動等については、監査役の意見を尊重するなど、補助使用人の取締役からの独立性を確保する。
- g. 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・取締役および使用人が監査役に報告するための体制
 - ・子会社の取締役等またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制
 - ・上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1)取締役および使用人並びに子会社の取締役等および使用人またこれらの者から報告を受けた者は、当行および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役(会)に遅滞なく報告するものとする。
 - また、監査役は必要に応じて、取締役および使用人並びに子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者、会計監査人等に対して報告を求めることができるものとする。
 - (2)前号の報告をした者に対し、不利な取扱いを行わないことを確保する。
- h. 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととする。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができる。
- i. その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認、経営課題等のほか監査について意見交換を行う。
 - また、監査役は取締役会、常務会、その他重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、内部監査部署、コンプライアンス・リスク統括部署等との情報交換を行う体制を確保し、監査の実効性を高める。
- ロ. コンプライアンス態勢の整備の状況
 - 当行にとってお客さまとの「信頼」「信用」が最大の財産であるとの認識のもと、コンプライアンスを経営の最重要課題と捉え、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会の設置や、各営業店及び本部各部にコンプ

ライアンス責任者としてチーフコンプライアンス・オフィサー、コンプライアンス担当者であるコンプライアンス・オフィサーを配置しております。

そして、取締役会が策定したコンプライアンスの実践計画であるコンプライアンス・プログラムを実施しております。さらに頭取メッセージ・筑波銀行行動憲章・行員行動規範・コンプライアンス基本方針・コンプライアンス基本規程等を記載したコンプライアンス・ハンドブックをパートタイマーを含む全行員へ配付するなど、コンプライアンスの周知徹底に努めております。

また、公益通報者保護法の施行に伴う行内の内部通報制度として外部の弁護士と行内のコンプライアンス統括部署を通報・相談窓口としたコンプライアンス・ホットラインを設置し、法令等違反行為の未然防止等によるコンプライアンス態勢の強化を図っております。

ハ. リスク管理態勢の整備の状況

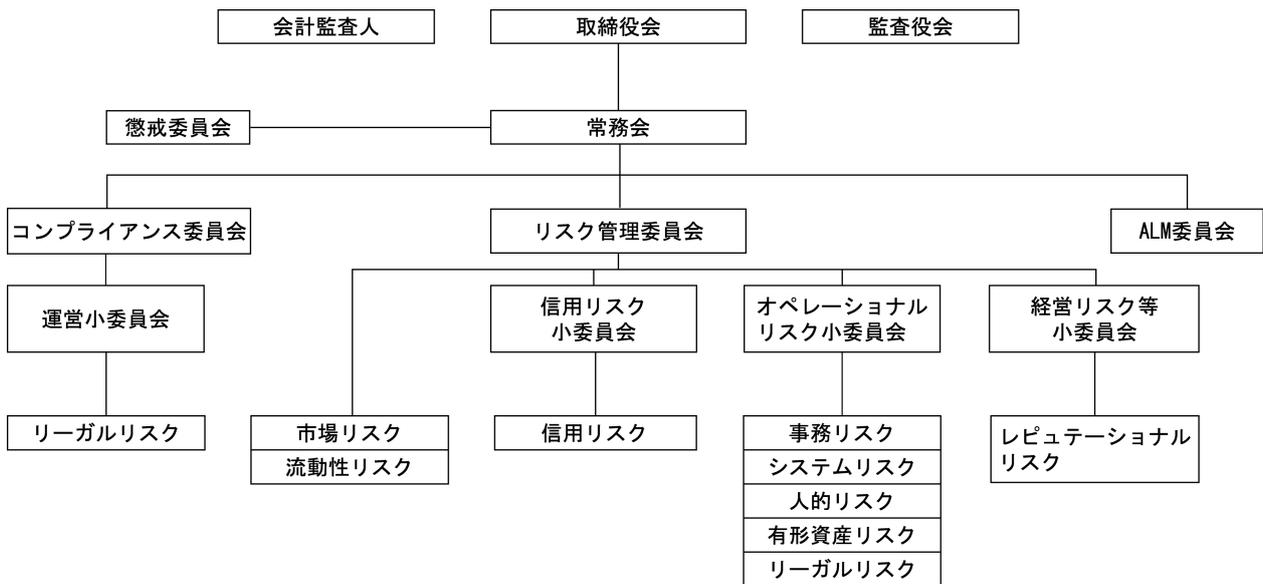
金融、経済の急速な変化とグローバル化の進展を背景に、金融機関の業務内容は急速に変化しており、これに伴って発生するリスクはますます多様化かつ複雑化しております。

当行では、お客さまから信頼される銀行であるためには、経営の健全性の維持と、安定した収益確保の観点からリスク管理を最重要課題の一つと捉え、全行を挙げて取り組んでおります。

このため第2次中期経営計画において「経営管理態勢の強化」を基本戦略の一つに掲げ、リスクマネジメントの強化のために、統合的リスク管理規程、リスク管理委員会の運営を通して、経営陣の積極的な関与のもと、リスク管理態勢の整備と運用に努めてまいりました。また、平成28年4月から新たにスタートした第3次中期経営計画の中でも、「リスク管理態勢の強化」を基本戦略の一つとして掲げており、引き続き態勢整備に取り組んでまいります。

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク、システムリスク等)、レピュテーションリスク等主要なリスク管理については、所管部がリスクの所在と大きさの把握に努め、管理規程の整備、運用を行っております。さらに定期的に開催するリスク管理委員会及び各リスクに対する小委員会において、具体的な各リスクの評価、管理方針等の検討を加え適切なリスク管理に努めております。

(リスク管理体制の概要)



②内部監査及び監査役監査の状況

イ. 内部監査

当行では、内部監査として監査部（事業年度末現在25人）が営業店及び本部、子会社の業務監査を実施しており、監査部長は、毎年度監査の基本方針を立案し、取締役会の承認を得ております。監査部は、その業務遂行に関して、被監査部署から独立し、いかなる影響、干渉も受けておりません。監査の結果については、被監査部署の部店長及び役付者に講評するほか、速やかに取締役会に報告しております。

さらに、監査部では貸出金等の自己査定結果と償却・引当の監査及び開示債権についての監査を実施し、監査結果を取締役に報告しております。

ロ. 監査役監査

当行は、監査役会制度を採用しており、監査役全員をもって監査役会を構成しております。監査役5名のうち、2名は常勤監査役であり、3名は非常勤の社外監査役であります。

当行の監査体制は、内部監査及び監査役監査ならびに会計監査人等の外部監査から成り、相互に連携を密にし、お互い補完することにより健全な業務運営の確保を目的として行っております。

また、監査役は本部及び営業店を往査し業務執行状況を監査しております。会計監査人による本部内監査実施時には随時問題点、課題等について意見交換を行い、子会社及び営業店監査実施時には常勤監査役が必要に応じて立会い監査終了後に意見交換を行うなど連携を強化しております。

③社外取締役及び社外監査役

イ. 社外取締役・社外監査役の機能・役割、選任状況について

当行の社外取締役は、長年にわたり地方行政や経済産業界に係る研究に携わっており、その経歴を通じて培われた幅広い見識から、取締役会に対して有益なアドバイスを行うとともに、職務執行の妥当性や銀行の経営全般に対する的確な助言とチェック機能を果たせるものと考えております。

当行の社外監査役は、弁護士や公認会計士、会社役員としての経験に基づく高い見識により、経営監視機能の客観性及び中立性を確保し、当行の経営執行等の適法性・妥当性について、独立した立場から監査を行い、経営の監督機能の一層の強化が期待できるものと考えております。

また、社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保にあたっての選定基準等を踏まえた当行の社外取締役（監査役）の独立性基準に基づき、幅広い見識を持ち、各専門分野や経営に関する豊富な知識経験からの的確な助言とチェック機能を果たすことが可能で一般株主と利益相反が生じるおそれがない者を選任しております。

ロ. 社外取締役・社外監査役による監督・監査と内部監査・監査役監査・会計監査との相互連携や内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等の重要な会議に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど外部的な視点からの取締役の業務執行に対するアドバイスを行っております。

社外監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、取締役会等の重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務執行を監査しております。また、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見交換を行うことで十分な連携を保っているほか、内部監査部門や内部統制部門からの報告、及び常勤監査役から監査役監査の報告を受け、適切な提言・助言を行うとともに、監査機能の有効性、効率性を高めるため、常勤監査役との連携強化に努めております。

ハ. 当行と当行の社外取締役・社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係の概要

当行は社外取締役2名および社外監査役3名を選任しております。いずれもその他の取締役、監査役と人的関係を有しておらず、当行との間に通常の銀行取引等を除き、一般株主と利益相反が生じるおそれのあるような事情はないものと判断しております。

なお、社外取締役、社外監査役との関係は以下のとおりであります。

a. 社外取締役堤義雄氏は、当行との取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「5 役員の状況」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。

あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。

b. 社外取締役横井のり枝氏は、当行との取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式は保有しておりません。

あわせて同氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届出を行っております。

c. 社外監査役村上義弘氏は、弁護士の資格を有し桜川綜合法律事務所のパートナーであります。当行との間には、特別な利害関係はありません。

また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「5 役員の状況」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。

- d. 社外監査役篠崎曉氏は、当行との取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式を保有しており、その所有株式数は「5 役員の状況」の所有株式数の欄に記載のとおりであります。発行済株式数に占める割合は僅少であり、重要性はないものと判断しております。
- e. 社外監査役堀内巧氏は、公認会計士の資格を有し公認会計士堀内巧事務所を経営しておりますが、当行との取引関係その他利害関係はありません。また、同氏は当行の株式は保有しておりません。

④ 役員の報酬等の内容

イ. 当行の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりであります。

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)			
		基本報酬	賞与	その他	
取締役	10	187	187	—	—
監査役	3	36	36	—	—
社外役員	5	19	19	—	—

重要な使用人兼務役員の使用人給与額は該当ありません。取締役及び社外役員の員数及び報酬等の総額には、第91期定時株主総会で退任した取締役2名、監査役1名及び社外役員1名を含んでおります。

なお、連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在いたしません。

ロ. 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当行の役員報酬は、株主総会で定められた報酬月額限度内の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により決定しております。また役員賞与については、業績に連動した報酬としての性格を明確にするため、上記の報酬とは別に年間限度額を定めております。

⑤株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 100銘柄
 貸借対照表計上額の合計額 4,296百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	184	688	取引関係の維持
株式会社栃木銀行	781	482	取引関係の維持
株式会社京葉銀行	608	423	取引関係の維持
サイバーデザイン株式会社	120	376	取引関係の維持
株式会社東京TYフィナンシャルグループ	103	332	取引関係の維持
株式会社常陽銀行	523	323	取引関係の維持
株式会社千葉銀行	254	224	取引関係の維持
野村ホールディングス株式会社	316	223	取引関係の維持
足利ホールディングス株式会社	400	202	取引関係の維持
株式会社東京精密	50	137	取引関係の維持
株式会社高知銀行	736	127	取引関係の維持
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	35	118	取引関係の維持
株式会社タカラレーベン	162	104	取引関係の維持
株式会社東日本銀行	246	92	取引関係の維持
株式会社千葉興業銀行	103	83	取引関係の維持
株式会社トマト銀行	368	73	取引関係の維持
総合警備保障株式会社	17	69	取引関係の維持
株式会社南日本銀行	318	53	取引関係の維持
株式会社豊和銀行	567	51	取引関係の維持
株式会社武蔵野銀行	11	46	取引関係の維持
水戸証券株式会社	96	42	取引関係の維持
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	40	42	取引関係の維持
ホリイフードサービス株式会社	60	36	取引関係の維持

(みなし保有株式)

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産株式会社	249	1,076	指図権限を有する株式
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	325	346	指図権限を有する株式
株式会社宮崎銀行	663	302	指図権限を有する株式
東京海上ホールディングス株式会社	65	295	指図権限を有する株式
株式会社琉球銀行	119	206	指図権限を有する株式
株式会社千葉興業銀行	192	153	指図権限を有する株式
高木証券株式会社	188	50	指図権限を有する株式

(注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

2. みなし保有株式については、オフバランスとなっておりますが、事業年度末の時価に議決権行使権限の対象となる株式の数を乗じた額を貸借対照表計上額としております。

3. 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社及び住友不動産株式会社以外は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。特定投資株式とみなし保有株式を合わせて上位30銘柄について記載しております。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	184	587	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
サイバーダイン株式会社	240	516	地域の成長・活性化に重要な役割を持つ地場有力企業との関係維持・強化
株式会社栃木銀行	781	334	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
株式会社東京TYフィナンシャルグループ	103	269	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
株式会社京葉銀行	608	247	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
株式会社常陽銀行	523	201	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
野村ホールディングス株式会社	316	159	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
株式会社千葉銀行	254	142	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
足利ホールディングス株式会社	400	128	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社	35	110	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
株式会社東京精密	50	110	地域経済の発展に貢献する業界内の有力企業との関係維持・強化
株式会社タカラレーベン	162	107	地域経済の発展に貢献する業界内の有力企業との関係維持・強化
総合警備保障株式会社	17	103	地域経済の発展に貢献する業界内の有力企業との関係維持・強化
株式会社東日本銀行	246	67	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
株式会社千葉興業銀行	103	52	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
株式会社アルデプロ	403	52	DESによる企業再生支援を目的とした保有
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	40	42	地域の成長・活性化に重要な役割を持つ地場有力企業との関係維持・強化
ホリイフードサービス株式会社	60	34	地域の成長・活性化に重要な役割を持つ地場有力企業との関係維持・強化
株式会社武蔵野銀行	11	32	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
水戸証券株式会社	96	29	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
株式会社ジャックス	37	17	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化
高木証券株式会社	64	8	金融関連業務における連携を通じた協力関係の維持・強化

(みなし保有株式)

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
住友不動産株式会社	249	820	指図権限を有する株式
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社	325	347	指図権限を有する株式
東京海上ホールディングス株式会社	65	247	指図権限を有する株式
株式会社宮崎銀行	663	181	指図権限を有する株式
株式会社琉球銀行	119	151	指図権限を有する株式
株式会社千葉興業銀行	192	97	指図権限を有する株式
高木証券株式会社	188	26	指図権限を有する株式
株式会社みずほフィナンシャルグループ	104	17	指図権限を有する株式

(注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

2. みなし保有株式については、オフバランスとなっておりますが、事業年度末の時価に議決権行使権限の対象となる株式の数を乗じた額を貸借対照表計上額としております。

3. 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社、サイバーダイナミクス株式会社及び住友不動産株式会社以外は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。特定投資株式とみなし保有株式を合わせて上位30銘柄について記載しております。

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	8,975	184	578	3,067
非上場株式	—	—	—	—

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	12,163	126	2,459	318
非上場株式	180	—	—	—

ニ. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものが該当ありません。

ホ. 当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)
株式会社南日本銀行	286	44
株式会社豊和銀行	567	46

⑥会計監査の状況

当行は、会計監査人として有限責任 あずさ監査法人を選任しており、当期において当行の会計監査業務を執行した公認会計士は、業務執行社員の小澤 陽一氏及び森本 洋平氏であります。また、会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士6名、その他11名で構成されておりました。

会計監査人等の外部監査の結果等については、担当部が必要に応じて、リスク管理委員会、取締役会等に報告するものとしております。

⑦取締役の定数

当行の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。

⑧取締役の選任の決議要件

当行は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑨取締役会で決議できる株主総会決議事項

・自己株式の取得

当行は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

・剰余金の配当等

当行は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の決議で定められることにより、株主への機動的かつ柔軟な利益還元を行うことを目的としたものであります。

⑩株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪種類株式

当行は、自己資本の充実を図り、財務基盤を強化するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	68	7	67	3
連結子会社	—	—	—	—
計	68	7	67	3

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

FATCA対応支援事業等に係るアドバイザー業務であります。

当連結会計年度

FATCA対応支援事業等に係るアドバイザー業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同財団等の主催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	※8 88,999	※8 83,533
買入金銭債権	624	815
商品有価証券	222	529
金銭の信託	1,000	1,000
有価証券	※2, ※8, ※14 614,109	※1, ※2, ※8, ※14 597,214
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,568,073	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,603,546
外国為替	2,691	※7 4,165
その他資産	※8 10,451	※8 9,477
有形固定資産	※11, ※12 22,476	※11, ※12 22,726
建物	10,260	10,455
土地	※10 9,867	※10 10,310
リース資産	1	0
建設仮勘定	288	42
その他の有形固定資産	※10 2,058	※10 1,916
無形固定資産	3,494	2,962
ソフトウェア	2,162	2,303
その他の無形固定資産	1,331	658
繰延税金資産	2,872	4,387
支払承諾見返	2,801	2,051
貸倒引当金	△15,724	△15,323
資産の部合計	2,302,093	2,317,086
負債の部		
預金	※8 2,153,425	※8 2,171,013
債券貸借取引受入担保金	※8 20,000	※8 20,000
外国為替	57	32
社債	※13 1,100	-
その他負債	11,510	10,043
賞与引当金	855	850
退職給付に係る負債	1,166	2,583
役員退職慰労引当金	14	13
執行役員退職慰労引当金	40	29
睡眠預金払戻損失引当金	241	263
ポイント引当金	2	6
利息返還損失引当金	0	1
偶発損失引当金	269	292
再評価に係る繰延税金負債	※10 377	※10 358
支払承諾	2,801	2,051
負債の部合計	2,191,865	2,207,540

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	32,575	32,575
利益剰余金	16,479	22,429
自己株式	△3	△4
株主資本合計	97,920	103,868
その他有価証券評価差額金	10,679	5,568
繰延ヘッジ損益	※8 △196	-
土地再評価差額金	※10 389	※10 415
退職給付に係る調整累計額	1,435	△306
その他の包括利益累計額合計	12,308	5,677
純資産の部合計	110,228	109,545
負債及び純資産の部合計	2,302,093	2,317,086

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
経常収益	44,166	44,730
資金運用収益	32,853	31,613
貸出金利息	26,650	24,901
有価証券利息配当金	6,059	6,608
コールローン利息及び買入手形利息	54	40
預け金利息	72	50
その他の受入利息	16	13
役務取引等収益	7,373	7,062
その他業務収益	702	994
その他経常収益	3,237	5,059
償却債権取立益	511	241
その他の経常収益	2,725	4,818
経常費用	37,259	36,209
資金調達費用	1,969	1,613
預金利息	1,030	919
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
債券貸借取引支払利息	491	492
借入金利息	0	0
社債利息	67	28
新株予約権付社債利息	211	-
その他の支払利息	167	173
役務取引等費用	3,146	3,236
その他業務費用	148	785
営業経費	※1 28,564	※1 27,912
その他経常費用	3,431	2,661
貸倒引当金繰入額	1,842	1,688
その他の経常費用	※2 1,588	※2 972
経常利益	6,906	8,521
特別利益	117	0
固定資産処分益	2	0
収用補償金	114	-
特別損失	272	206
固定資産処分損	31	111
減損損失	※3 240	※3 95
税金等調整前当期純利益	6,751	8,315
法人税、住民税及び事業税	170	307
法人税等調整額	608	1,543
法人税等合計	778	1,850
当期純利益	5,972	6,464
親会社株主に帰属する当期純利益	5,972	6,464

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	5,972	6,464
その他の包括利益	※1 7,122	※1 △6,638
その他有価証券評価差額金	5,789	△5,111
繰延ヘッジ損益	88	196
土地再評価差額金	38	18
退職給付に係る調整額	1,205	△1,742
包括利益	13,095	△173
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	13,095	△173

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	32,575	11,686	△2	93,127
会計方針の変更による 累積的影響額			△427		△427
会計方針の変更を反映した 当期首残高	48,868	32,575	11,258	△2	92,699
当期変動額					
剰余金の配当			△525		△525
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,972		5,972
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△226		△226
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	5,221	△0	5,220
当期末残高	48,868	32,575	16,479	△3	97,920

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	4,890	△285	124	229	4,959	98,087
会計方針の変更による 累積的影響額						△427
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,890	△285	124	229	4,959	97,659
当期変動額						
剰余金の配当						△525
親会社株主に帰属する 当期純利益						5,972
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						△226
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	5,789	88	265	1,205	7,348	7,348
当期変動額合計	5,789	88	265	1,205	7,348	12,568
当期末残高	10,679	△196	389	1,435	12,308	110,228

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	48,868	32,575	16,479	△3	97,920
当期変動額					
剰余金の配当			△507		△507
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,464		6,464
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△7		△7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	5,949	△0	5,948
当期末残高	48,868	32,575	22,429	△4	103,868

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	10,679	△196	389	1,435	12,308	110,228
当期変動額						
剰余金の配当						△507
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,464
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						△7
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,111	196	25	△1,742	△6,631	△6,631
当期変動額合計	△5,111	196	25	△1,742	△6,631	△682
当期末残高	5,568	-	415	△306	5,677	109,545

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,751	8,315
減価償却費	2,310	2,228
減損損失	240	95
貸倒引当金の増減(△)	△3,745	△400
賞与引当金の増減額(△は減少)	30	△5
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△2,480	1,416
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△1	△1
執行役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	10	△10
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	45	22
ポイント引当金の増減額(△は減少)	△1	4
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	△0	0
偶発損失引当金の増減(△)	△61	22
資金運用収益	△32,853	△31,613
資金調達費用	1,969	1,613
有価証券関係損益(△)	△1,084	△3,899
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△113	△76
為替差損益(△は益)	△8,773	4,305
固定資産処分損益(△は益)	28	111
貸出金の純増(△)減	△18,555	△35,473
預金の純増減(△)	26,656	17,588
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	780	4,524
コールローン等の純増(△)減	△47	△190
外国為替(資産)の純増(△)減	428	△1,473
外国為替(負債)の純増減(△)	4	△24
商品有価証券の純増(△)減	25	△307
資金運用による収入	32,877	31,749
資金調達による支出	△2,266	△2,055
その他	2,718	△2,480
小計	4,894	△6,015
法人税等の支払額	△218	△221
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,675	△6,237
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△132,450	△158,827
有価証券の売却による収入	32,546	73,909
有価証券の償還による収入	60,256	93,964
金銭の信託の減少による収入	1,874	-
有形固定資産の取得による支出	△1,317	△1,764
無形固定資産の取得による支出	△1,350	△417
有形固定資産の除却による支出	△12	△102
資産除去債務の履行による支出	△15	△2
有形固定資産の売却による収入	91	147
無形固定資産の売却による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△40,376	6,907

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の償還による支出	△2,640	△1,100
新株予約権付社債の償還による支出	△5,000	-
配当金の支払額	△525	△507
リース債務の返済による支出	△1	△1
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△8,167	△1,610
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△43,869	△941
現金及び現金同等物の期首残高	120,158	76,288
現金及び現金同等物の期末残高	※1 76,288	※1 75,347

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

株式会社いばぎんカードは、平成27年4月1日付で、信用保証業務は筑波信用保証株式会社へ吸収分割し、信用保証業務以外のクレジットカード業務等は当行を存続会社として吸収合併しております。

(2) 非連結子会社 1社

会社名

つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

会社名

つくば地域活性化ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 3社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：13年～50年

その他：5年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,862百万円（前連結会計年度末は32,118百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 執行役員退職慰労引当金の計上基準

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(11) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(12) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(15) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段

によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

(16) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金、日本銀行への預け金、当座預け金及び普通預け金であります。

(17) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用並びにその他資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

(会計方針の変更)

（「企業結合に関する会計基準」等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

なお、（企業結合等関係）に記載している平成27年4月1日を企業結合日とする吸収分割及び吸収合併は、共通支配下の取引等であり、当該会計基準等の改正による影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）

(1) 概要

本適用指針は、主に日本公認会計士協会 監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について基本的にその内容を引き継いだ上で、一部見直しが行われたものです。

(2) 適用予定日

当行は、当該適用指針を平成28年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
出資金	一百万円	8百万円

※2. 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	20,469百万円	20,159百万円

※3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	907百万円	756百万円
延滞債権額	42,670百万円	41,802百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	59百万円	60百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	3,211百万円	3,841百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
合計額	46,849百万円	46,460百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	7,859百万円	7,394百万円

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	53,941百万円	52,747百万円
現金預け金	86百万円	83百万円
計	54,028百万円	52,830百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,451百万円	2,826百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000百万円	20,000百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
有価証券	17,325百万円	13,841百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
保証金	955百万円	917百万円

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	423,430百万円	412,725百万円
うち原契約期間が1年以内のもの の(又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの)	376,051百万円	359,425百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定評価に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	△1,454百万円	△1,462百万円

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
減価償却累計額	15,077百万円	15,482百万円

※12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額	617百万円	588百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※13. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
劣後特約付社債	1,100百万円	一百万円

※14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	5,415百万円	7,645百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
給料・手当	14,613百万円	14,524百万円
外注委託料	3,148百万円	3,278百万円

※2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
貸出金償却	1,066百万円	376百万円
株式等売却損	55百万円	138百万円

※3. 減損損失

営業活動によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落により投資額の回収が見込めなくなった以下の資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		種類	減損損失額	種類	減損損失額
茨城県内	営業店舗	土地及び建物等 (9ヵ店)	126百万円	土地及び建物等 (5ヵ店)	42百万円
〃	遊休資産	土地及び建物 (11ヵ所)	54百万円	土地 (12ヵ所)	46百万円
茨城県外	営業店舗	土地及び建物 (2ヵ店)	60百万円	—	一百万円
〃	遊休資産	—	一百万円	土地 (1ヵ所)	5百万円
合計			240百万円		95百万円

(グルーピングの方法)

当行の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、出張所は母店にグルーピング）としており、遊休資産については、各資産を各々独立した単位としております。また、連結子会社については、各社を1つの単位としております。

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	10,323	△2,388
組替調整額	△2,238	△5,055
税効果調整前	8,084	△7,443
税効果額	△2,295	2,332
その他有価証券評価差額金	5,789	△5,111
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△17	117
組替調整額	167	173
税効果調整前	149	290
税効果額	△61	△93
繰延ヘッジ損益	88	196
土地再評価差額金：		
当期発生額	—	—
組替調整額	—	—
税効果調整前	—	—
税効果額	38	18
土地再評価差額金	38	18
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	1,691	△2,406
組替調整額	73	△156
税効果調整前	1,765	△2,562
税効果額	△559	820
退職給付に係る調整額	1,205	△1,742
その他の包括利益合計	7,122	△6,638

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553	—	—	82,553	
第二種優先株式	709	—	—	709	
第四種優先株式	70,000	—	—	70,000	
合計	153,263	—	—	153,263	
自己株式					
普通株式	8	2	—	10	(注)
合計	8	2	—	10	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度		当連結会計 年度末		
				増加	減少			
当行	第1回新株予約権 付永久劣後社債	第三種優先 株式	5,000,000	—	5,000,000	—	(注)	

(注) 第1回新株予約権付永久劣後社債における、新株予約権の目的となる株式の数の減少は、新株予約権付社債の償還によるものであります。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年5月15日 取締役会	普通株式	412	5	平成26年3月31日	平成26年6月9日
	第二種優先株式	42	60	平成26年3月31日	平成26年6月9日
	第四種優先株式	70	1	平成26年3月31日	平成26年6月9日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月14日 取締役会	普通株式	412	利益剰余金	5	平成27年3月31日	平成27年6月8日
	第二種 優先株式	42	利益剰余金	60	平成27年3月31日	平成27年6月8日
	第四種 優先株式	52	利益剰余金	0.75	平成27年3月31日	平成27年6月8日

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	82,553	—	—	82,553	
第二種優先株式	709	—	—	709	
第四種優先株式	70,000	—	—	70,000	
合計	153,263	—	—	153,263	
自己株式					
普通株式	10	2	—	13	(注)
合計	10	2	—	13	

(注) 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月14日 取締役会	普通株式	412	5	平成27年3月31日	平成27年6月8日
	第二種優先株式	42	60	平成27年3月31日	平成27年6月8日
	第四種優先株式	52	0.75	平成27年3月31日	平成27年6月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	412	利益剰余金	5	平成28年3月31日	平成28年6月8日
	第二種優先株式	42	利益剰余金	60	平成28年3月31日	平成28年6月8日
	第四種優先株式	52	利益剰余金	0.75	平成28年3月31日	平成28年6月8日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金預け金勘定	88,999百万円	83,533百万円
通知預け金	△17 "	△17 "
定期預け金	△5,759 "	△1,259 "
その他の預け金	△6,934 "	△6,909 "
現金及び現金同等物	76,288 "	75,347 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産

連結子会社の動産（機械設備及び車両）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当ありません。

2. オペレーティング・リース取引

該当ありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務にかかる貸出金及び預金のほか、コールマネー、コールローン等を有しており、社債等による資金調達を行っております。また、付随業務として、有価証券投資を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。また、お客様との取引や資産・負債に係る市場リスク等をヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として貸出金、預金、有価証券等であり、把握するリスクは、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクがあります。

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、銀行が損失を被るリスクをいいます。

市場リスクとは、市場のさまざまなリスク要因の変動によって損失が発生するリスクをいいます。市場の変動によって生じるリスクには、金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等があります。

流動性リスクとは、資金の運用と調達の期間ミスマッチや予期しない資金の流出等により資金不足になるリスクをいいます。

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的要因事象に起因して、当行が損失を被るリスクをいいます。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理規程」を制定し、連結子会社が有する与信等も含めてリスクの分散・軽減とリスク・リターン管理を実施することを通じ、資産の健全性を維持し効率的な配分・運用を図っております。また、最適な与信ポートフォリオの構築をめざすとともに、「信用格付」、「自己査定」を通じた信用供与にかかるリスクを客観的かつ計量的に把握する「信用リスク計量化」に取り組んでおります。なお、計測した信用リスク量については、信用リスク管理部署が取りまとめ、信用リスク小委員会での協議を経て、リスク管理委員会並びに常務会への報告を行っております。

② 市場リスクの管理

当行では、「市場リスク管理規程」を制定し、経営方針に基づいて、市場リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを統合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組むことを基本方針としています。具体的には、ALM（Asset Liability Management）の手法を取り入れており、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等のコントロールを実施しております。

一方、業務管理面では、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署（バックオフィス）を明確に分離し、さらに市場リスク管理部署（ミドルオフィス）を設置して管理を行うとともに、リスク統括部署がこれを監視する体制とし、相互牽制機能を確保しております。

(i) 金利リスクの管理

市場リスクを適切にコントロールするため、半期ごとに常務会で、信用リスク及びオペレーショナル・リスクを含めた銀行全体のリスク許容限度内で配分された配賦資本の範囲内で、各業務別のポジション枠（投資額または保有額の上限）を決定しております。各部署は、このリスク・リミットルールにもとづき、機動的かつ効率的に市場取引を行い、毎月のALM委員会や都度の常務会等で報告・モニタリングを実施しております。このように市場取引の多様化・複雑化に適切に対応するとともに、自己資本比率規制に基づく、アウトライヤー基準と呼ばれる金利リスクの限度管理に対処するため、将来の金利変動に対する厳格なリスク管理を行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当行は、為替相場の変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

経営方針に基づいて、市場関連リスク管理の重要性を十分認識し、リスクを総合的に把握し適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営に取り組んでおります。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく期待収益率と、相場変動リスク及び運用対象間の相関関係を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、常務会で決定しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引を行うにあたっては、当行で定めた取引目的・取引種類・取引量・損失限度額・報告などの適用基準があり、これに基づいて取り組んでおります。

実務的には、取引実施部署と事務管理部署とを明確に分離し、相互牽制を行っております。また、取引状況は、日次あるいは月次で報告する体制としております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量として使用しているVaRの算定にあたっては、分散共分散法（原則として、保有期間60日（政策投資株式は120日、商品有価証券は1日）、信頼水準99%、観測期間1年）を採用しております。

平成28年3月31日（連結決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推定値）は、全体で164億円（前連結会計年度は105億円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するVaRと実際の損失を比較するバックテストを実施しております。

また、VaRは、過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測したものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、「流動性リスク管理規程」に基づきALM委員会、リスク管理委員会をはじめとした諸会議を通じて、当行全体の資金繰り状況及び見通しの把握に努め、不測の事態を想定した対策を講じております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	88,999	88,997	△1
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	66,234	69,235	3,001
その他有価証券	539,601	539,601	—
(3) 貸出金	1,568,073		
貸倒引当金（*1）	△15,315		
	1,552,757	1,573,876	21,118
資産計	2,247,593	2,271,711	24,118
(1) 預金	2,153,425	2,153,844	419
負債計	2,153,425	2,153,844	419
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(355)	(355)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(290)	(290)	—
デリバティブ取引計	(646)	(646)	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	83,533	83,533	—
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	64,840	69,151	4,310
その他有価証券	519,386	519,386	—
(3) 貸出金	1,603,546		
貸倒引当金（*1）	△14,933		
	1,588,613	1,631,546	42,933
資産計	2,256,374	2,303,618	47,244
(1) 預金	2,171,013	2,171,588	574
負債計	2,171,013	2,171,588	574
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	577	577	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	577	577	—

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び満期のある預け金のうち預入期間1年以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金のうち預入期間1年を超えるものについては、預入期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、譲渡性預け金は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、ディスカウント・キャッシュ・フロー法により現在価値を算出しております。その割引率は、内部格付、期間ごとに、同様の新規取扱いを行った場合に想定される利率に基づいて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
①非上場株式(*1) (*2)	920	1,107
②組合出資金(*3)	371	1,352
③私募投資信託(REIT)	6,981	10,527
合計	8,273	12,987

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

当連結会計年度において、非上場株式の減損処理は行っておりません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	52,993	—	—	—	—	—
有価証券	48,740	150,902	150,617	108,035	86,310	18,536
満期保有目的の債券	1,229	4,514	4,391	19,831	27,744	6,968
うち国債	500	1,000	2,000	9,000	21,000	2,000
地方債	729	1,514	2,391	8,031	5,767	4,968
社債	—	—	—	2,800	977	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	47,511	146,388	146,225	88,203	58,566	11,567
うち国債	10,000	48,800	20,500	31,500	11,000	1,000
地方債	2,285	9,655	18,892	42,442	19,990	6,954
社債	10,769	28,416	53,321	7,872	5,401	3,106
貸出金(*)	312,258	286,748	202,952	153,545	178,436	370,947
合計	413,992	437,651	353,569	261,581	264,747	389,484

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの63,183百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	47,770	—	—	—	—	—
有価証券	82,471	126,101	151,557	93,577	70,739	27,415
満期保有目的の債券	1,226	5,480	2,905	28,958	18,617	6,262
うち国債	500	1,500	1,000	13,500	16,500	2,000
地方債	726	1,980	1,905	11,681	2,117	4,262
社債	—	—	—	3,777	—	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	81,245	120,621	148,652	64,619	52,121	21,152
うち国債	37,000	20,300	40,500	12,500	—	1,000
地方債	4,667	11,733	14,241	39,201	10,561	11,727
社債	10,870	46,522	31,106	4,382	4,723	4,870
貸出金(*)	277,243	295,444	230,814	156,080	201,533	380,487
合計	407,485	421,545	382,372	249,658	272,273	407,902

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの及び、期間の定めのないもの61,942百万円は含めておりません。

(注 4) 預金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,913,600	191,069	42,840	1,844	4,070	—
合計	1,913,600	191,069	42,840	1,844	4,070	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,910,587	214,641	35,700	1,927	8,156	—
合計	1,910,587	214,641	35,700	1,927	8,156	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

※連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」及び「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	2

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	36,543	38,451	1,908
	地方債	23,410	24,323	912
	社債	3,771	3,958	186
	その他	1,988	1,993	4
	外国債券	—	—	—
	その他	1,988	1,993	4
	小計	65,714	68,726	3,011
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	519	509	△10
	社債	—	—	—
	その他	5,000	5,000	—
	外国債券	—	—	—
	その他	5,000	5,000	—
	小計	5,519	5,509	△10
合計		71,234	74,235	3,001

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	35,938	38,782	2,844
	地方債	23,136	24,387	1,251
	社債	3,772	3,977	205
	その他	1,993	2,002	9
	外国債券	—	—	—
	その他	1,993	2,002	9
	小計	64,840	69,151	4,310
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	5,000	5,000	—
	外国債券	—	—	—
	その他	5,000	5,000	—
	小計	5,000	5,000	—
合計		69,840	74,151	4,310

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	13,112	8,107	5,005
	債券	303,846	299,310	4,535
	国債	109,980	108,445	1,535
	地方債	98,221	96,155	2,066
	社債	95,643	94,709	933
	その他	144,322	138,151	6,170
	外国債券	83,302	82,707	595
	その他	61,019	55,444	5,575
	小計	461,280	445,569	15,711
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	290	302	△12
	債券	36,619	36,838	△219
	国債	15,810	15,888	△78
	地方債	6,152	6,190	△38
	社債	14,656	14,759	△102
	その他	41,410	41,650	△239
	外国債券	33,453	33,639	△186
	その他	7,957	8,011	△53
	小計	78,320	78,792	△471
合計		539,601	524,361	15,240

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	8,675	6,860	1,815
	債券	292,771	286,261	6,510
	国債	104,832	102,670	2,162
	地方債	93,500	90,602	2,897
	社債	94,437	92,987	1,449
	その他	107,106	105,601	1,505
	外国債券	71,314	70,749	565
	その他	35,792	34,852	939
	小計	408,553	398,722	9,831
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	6,856	7,244	△388
	債券	22,592	22,708	△116
	国債	9,819	9,848	△28
	地方債	2,885	2,902	△16
	社債	9,886	9,957	△70
	その他	81,384	82,914	△1,529
	外国債券	43,552	43,983	△430
	その他	37,832	38,931	△1,099
	小計	110,832	112,867	△2,034
合計		519,386	511,590	7,796

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	7,476	1,194	55
債券	22,818	458	0
国債	1,068	12	—
地方債	14,381	350	—
社債	7,368	96	0
その他	2,254	135	16
外国債券	1,046	0	0
その他	1,208	135	16
合計	32,549	1,788	72

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	13,322	3,833	138
債券	47,017	533	4
国債	4,053	85	—
地方債	21,950	348	2
社債	21,013	99	1
その他	13,584	406	308
外国債券	8,190	36	21
その他	5,394	369	286
合計	73,924	4,773	450

5. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度及び当連結会計年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末月1ヶ月平均時価(債券は連結決算期末日時価)が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については一律減損処理を行い、また、期末月1ヶ月平均時価(債券は連結決算期末日時価)が30%以上50%未満下落した銘柄においては、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等により時価の回復可能性を判断のうえ、時価と取得原価の差額を償却するものとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,000	111

当連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1,000	72

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成27年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	15,240
その他有価証券	15,240
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	4,560
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	10,679
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	10,679

当連結会計年度 (平成28年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	7,796
その他有価証券	7,796
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,227
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	5,568
(△)非支配株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	5,568

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	4,686	4,686	△150	△150
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△150	△150

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ 為替予約				
	売建	69,689	—	△357	△357
	買建	336	—	2	2
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△355	△355

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
店頭	通貨スワップ 為替予約				
	売建	66,784	—	755	755
	買建	322	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	754	754

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

(5) 商品関連取引
該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
前連結会計年度(平成27年3月31日)
該当ありません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	1,000	1,000	△27	△27
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	△27	△27

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計 の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	11,317	4,686	△290
	合 計	—	—	—	△290

- (注) 1. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。
2. 時価の算定
取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引
該当ありません。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付制度としてキャッシュバランスプランを基本とした確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を採用するほか、確定拠出年金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、退職一時金制度の一部には退職給付信託を設定しており、積立型制度となっております。

確定拠出年金制度では、給与に基づいた掛金を拠出しております。

連結子会社は、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度（簡便法を適用した制度を除く。）

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付債務の期首残高	15,371	15,839
会計方針の変更に伴う累積的影響額	661	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,033	—
勤務費用	429	425
利息費用	187	134
数理計算上の差異の発生額	372	1,180
退職給付の支払額	△1,183	△1,206
退職給付債務の期末残高	15,839	16,373

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
年金資産の期首残高	12,430	14,745
期待運用収益	206	243
数理計算上の差異の発生額	2,064	△1,225
事業主からの拠出額	850	835
退職給付の支払額	△807	△729
年金資産の期末残高	14,745	13,868

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	15,839	16,373
年金資産	△14,745	△13,868
	1,094	2,504
非積立型制度の退職給付債務	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,094	2,504

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債	1,094	2,504
退職給付に係る資産	—	—
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,094	2,504

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
勤務費用	429	425
利息費用	187	134
期待運用収益	△206	△243
数理計算上の差異の費用処理額	73	△156
その他	1	0
確定給付制度に係る退職給付費用	485	160

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
数理計算上の差異	1,765	△2,562
合計	1,765	△2,562

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
未認識数理計算上の差異	2,120	△442
合計	2,120	△442

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
株式	66%	56%
債券	22%	25%
一般勘定	9%	12%
その他	3%	7%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度17%、当連結会計年度15%含まれております。

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率は、年金資産を構成する有価証券等の過去の運用実績や、運用方針及び市場の動向等を考慮したうえで、それぞれの資産から長期的に期待される収益に基づき設定しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
割引率	0.85%	0.25%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%

(注) 当行は、退職給付債務の計算の基礎に「予想昇給率」を組み入れておりません。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	44	72
退職給付費用	40	14
退職給付の支払額	△12	△8
退職給付に係る負債の期末残高	72	78

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	72	78
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72	78

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
退職給付に係る負債	72	78
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72	78

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前連結会計年度 40百万円 当連結会計年度 14百万円

4. 確定拠出制度

当行及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度108百万円、当連結会計年度108百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	14,500 百万円	11,965 百万円
繰越欠損金	7,216	6,636
有価証券償却	2,207	2,075
退職給付に係る負債	1,759	1,326
減価償却超過額	1,223	1,152
その他有価証券評価差額金	150	618
土地に係る減損損失	393	346
合併による土地評価損	925	860
退職給付に係る調整累計額	—	135
その他	1,138	960
繰延税金資産小計	29,515	26,078
評価性引当額	△20,137	△17,856
繰延税金資産合計	9,377	8,221
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△837	△727
資産除去債務	△38	△38
退職給付信託設定益	△233	△221
その他有価証券評価差額金	△4,710	△2,846
退職給付に係る調整累計額	△684	—
繰延税金負債合計	△6,505	△3,834
繰延税金資産の純額	2,872 百万円	4,387 百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.3 %	32.8 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.0	△0.3
住民税均等割等	1.0	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	10.0	3.9
評価性引当額の増減によるもの	△35.7	△16.3
その他	1.4	1.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.5 %	22.3 %

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から、平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.6%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は204百万円減少し、その他有価証券評価差額金は117百万円増加し、退職給付に係る調整累計額は1百万円減少し、法人税等調整額は321百万円増加しております。

なお、再評価に係る繰延税金負債は18百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

4. 当行の繰延税金資産については、当連結会計年度末において5年間の長期収益計画に基づいて計上しております。

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 株式会社いばぎんカードを分割会社、筑波信用保証株式会社を承継会社とする吸収分割

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当行の連結子会社である株式会社いばぎんカードの信用保証事業

事業の内容：主として当行向けに個人向け貸出の保証業務を行っております。

②企業結合日

平成27年4月1日

③企業結合の法的形式

株式会社いばぎんカード（当行の連結子会社）を吸収分割会社、筑波信用保証株式会社（当行の連結子会社）を吸収承継会社とする吸収分割

④結合後企業の名称

筑波信用保証株式会社（当行の連結子会社）

⑤その他取引の概要に関する事項

当行グループ内での重複した事業を整理統合することで経営の合理化・効率化を確立し、当行グループ全体の収益基盤・顧客基盤の強化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 当行を存続会社、株式会社いばぎんカードを消滅会社とする吸収合併

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

・結合企業

企業の名称：株式会社筑波銀行（当行）

事業の内容：銀行業

・被結合企業

企業の名称：株式会社いばぎんカード（当行の連結子会社）

事業の内容：クレジットカード業

②企業結合日

平成27年4月1日

③企業結合の法的形式

当行を吸収合併存続会社、株式会社いばぎんカードを吸収合併消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称

株式会社筑波銀行（当行）

⑤その他取引の概要に関する事項

当行グループ内での重複した事業を整理統合することで経営の合理化・効率化を確立し、当行グループ全体の収益基盤・顧客基盤の強化を図ることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、常務会等において経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に事務受託業務、信用保証業務、与信事務受託業務、クレジットカード業務、システム受託業務、コンサルティング業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループは、当行が営む「銀行業」及び連結子会社の筑波信用保証(株)が営む「信用保証業、与信事務受託業」を報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務などを行っております。

「信用保証業、与信事務受託業」は、個人向け貸出の保証業務、担保不動産の調査・評価業務等を行っております。

なお、平成27年4月1日付で当行と株式会社いばぎんカードが合併したため、前連結会計年度に「その他」に区分していたクレジットカード業務については、当連結会計年度より「銀行業」に含めて記載しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一の方法により算定しております。

なお、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	信用保証業、与信事務受託業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	43,471	525	43,997	169	44,166	—	44,166
セグメント間の内部経常収益	56	598	654	520	1,175	△1,175	—
計	43,527	1,124	44,652	690	45,342	△1,175	44,166
セグメント利益	6,396	608	7,004	9	7,014	△107	6,906
セグメント資産	2,304,338	11,308	2,315,647	594	2,316,242	△14,148	2,302,093
セグメント負債	2,197,481	8,471	2,205,953	218	2,206,172	△14,306	2,191,865
その他の項目							
減価償却費	2,298	4	2,303	6	2,310	—	2,310
資金運用収益	32,856	5	32,862	16	32,878	△25	32,853
資金調達費用	1,971	0	1,971	3	1,975	△5	1,969
特別利益	117	—	117	—	117	—	117
(固定資産処分益)	2	—	2	—	2	—	2
(収用補償金)	114	—	114	—	114	—	114
特別損失	272	—	272	—	272	—	272
(固定資産処分損)	31	—	31	—	31	—	31
(減損損失)	240	—	240	—	240	—	240
税金費用	717	45	762	15	778	—	778
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,667	0	2,667	0	2,668	—	2,668

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、クレジットカード業、システム受託業、コンサルティング業を含んでおります。

3. 調整額は次のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△107百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額△14,148百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(3)セグメント負債の調整額△14,306百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(4)資金運用収益の調整額△25百万円は、セグメント間取引消去であります。

(5)資金調達費用の調整額△5百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託 業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	44,070	494	44,565	165	44,730	—	44,730
セグメント間の内部経常収益	49	562	611	522	1,134	△1,134	—
計	44,119	1,057	45,177	688	45,865	△1,134	44,730
セグメント利益	7,887	620	8,507	63	8,571	△49	8,521
セグメント資産	2,318,480	11,658	2,330,138	453	2,330,592	△13,505	2,317,086
セグメント負債	2,211,068	8,293	2,219,362	120	2,219,483	△11,942	2,207,540
その他の項目							
減価償却費	2,220	2	2,222	5	2,228	—	2,228
資金運用収益	31,630	5	31,635	0	31,635	△22	31,613
資金調達費用	1,615	0	1,615	0	1,615	△2	1,613
特別利益	12	—	12	—	12	△11	0
(固定資産処分益)	0	—	0	—	0	—	0
(抱合せ株式消滅差益)	11	—	11	—	11	△11	—
特別損失	206	—	206	—	206	—	206
(固定資産処分損)	111	—	111	—	111	—	111
(減損損失)	95	—	95	—	95	—	95
税金費用	1,733	94	1,827	23	1,850	—	1,850
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,172	7	2,180	1	2,181	—	2,181

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、事務受託業、システム受託業、コンサルティング業を含んでおります。

3. 調整額は次のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額△49百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2)セグメント資産の調整額△13,505百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(3)セグメント負債の調整額△11,942百万円は、主にセグメント間取引消去であります。

(4)資金運用収益の調整額△22百万円は、セグメント間取引消去であります。

(5)資金調達費用の調整額△2百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6)特別利益の調整額△11百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	27,772	7,959	7,373	1,060	44,166

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	25,244	11,455	7,062	967	44,730

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	計		
減損損失	240	—	240	—	240

当連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	信用保証業、 与信事務受託業	計		
減損損失	95	—	95	—	95

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
1株当たり純資産額	884円45銭	876円20銭
1株当たり当期純利益金額	71円20銭	77円16銭
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	33円39銭	37円68銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (平成28年 3月 31日)
純資産の部の合計額	百万円	110,228	109,545
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	37,223	37,223
(うち優先株式の払込金額)	百万円	37,128	37,128
(うち優先配当額)	百万円	95	95
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	73,005	72,322
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	82,542	82,540

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	5,972	6,464
普通株主に帰属しない金額	百万円	95	95
うち優先配当額	百万円	95	95
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	5,877	6,369
普通株式の期中平均株式数	千株	82,543	82,541
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額	百万円	95	95
うち優先配当額	百万円	95	95
普通株式増加数	千株	96,311	89,009
うち優先株式	千株	96,311	89,009

(重要な後発事象)

当行は、平成27年10月30日開催の取締役会において、当行が発行する第二種優先株式の全部につき、当行定款第12条の6に基づき、平成28年4月1日をもって取得すること、及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを以下のとおり決議いたしました。

上記決議に基づき、当行は平成28年4月1日付で第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却いたしました。

(1) 取得・消却した株式の種類	第二種優先株式
(2) 取得・消却した株式の総数	709,500株
(3) 株式の取得価額・消却価額	1株につき3,000円
(4) 株式の取得価額・消却価額の総額	2,128,500,000円
(5) 取得・消却日	平成28年4月1日
(6) 消却の方法	資本剰余金からの減額

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	株式会社筑波銀行第6回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限付少人数私募)	平成23年 3月22日	1,100	—	2.64	なし	平成33年 3月22日
合計	—	—	1,100	—	—	—	—

(注) 利率欄において、変動金利債券は、平成28年3月末現在の適用金利にて記載しております。

株式会社筑波銀行第6回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付及び分割制限付少人数私募)の利率は、平成23年3月22日の翌日から平成28年3月22日まで、6ヵ月ユーロ円Libor+2.50%、平成28年3月22日の翌日以降6ヵ月ユーロ円Libor+4.00%。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1	0	4.80	—
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	0	—	—	—

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
リース債務 (百万円)	0	—	—	—	—

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	13,796	24,098	34,524	44,730
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	5,243	5,519	7,114	8,315
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(百万円)	4,291	4,957	6,095	6,464
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	51.99	60.06	73.84	77.16

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	51.99	8.07	13.78	3.31

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
現金預け金	88,249	82,283
現金	36,006	35,762
預け金	※8 52,243	※8 46,520
買入金銭債権	624	815
商品有価証券	222	529
商品国債	108	153
商品地方債	114	376
金銭の信託	1,000	1,000
有価証券	※1, ※8, ※12 614,163	※1, ※8, ※12 597,718
国債	※2 160,833	※2 149,589
地方債	128,304	119,522
社債	114,072	108,096
株式	15,878	18,144
その他の証券	195,074	202,364
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,566,983	※3, ※4, ※5, ※6, ※9 1,602,818
割引手形	※7 7,859	※7 7,394
手形貸付	93,626	87,345
証書貸付	1,404,485	1,447,278
当座貸越	61,012	60,800
外国為替	2,691	4,165
外国他店預け	2,661	4,149
買入外国為替	-	※7 0
取立外国為替	29	15
その他資産	10,256	9,405
未決済為替貸	4	7
前払費用	4,895	3,925
未収収益	2,577	2,486
金融派生商品	359	885
その他の資産	※8 2,420	※8 2,099
有形固定資産	※10 22,469	※10 22,719
建物	10,260	10,455
土地	9,867	10,310
建設仮勘定	288	42
その他の有形固定資産	2,052	1,909
無形固定資産	3,482	2,951
ソフトウェア	2,152	2,293
その他の無形固定資産	1,330	657
繰延税金資産	3,552	4,247
支払承諾見返	2,793	2,043
貸倒引当金	△12,151	△12,217
資産の部合計	2,304,338	2,318,480

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
預金	※8 2,162,464	※8 2,180,502
当座預金	34,243	36,890
普通預金	960,399	1,017,440
貯蓄預金	12,422	12,287
通知預金	3,695	3,106
定期預金	1,116,693	1,074,780
定期積金	17,836	17,186
その他の預金	17,172	18,810
債券貸借取引受入担保金	※8 20,000	※8 20,000
外国為替	57	32
売渡外国為替	17	23
未払外国為替	39	9
社債	※11 1,100	-
その他負債	6,067	4,629
未決済為替借	13	16
未払法人税等	178	317
未払費用	2,223	1,691
前受収益	1,026	1,029
給付補填備金	61	62
金融派生商品	1,005	308
資産除去債務	139	147
その他の負債	1,420	1,056
賞与引当金	829	821
退職給付引当金	3,241	2,087
執行役員退職慰労引当金	39	28
睡眠預金払戻損失引当金	241	263
ポイント引当金	-	6
利息返還損失引当金	-	1
偶発損失引当金	269	292
再評価に係る繰延税金負債	377	358
支払承諾	2,793	2,043
負債の部合計	2,197,481	2,211,068

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
純資産の部		
資本金	48,868	48,868
資本剰余金	32,575	32,575
資本準備金	9,376	9,376
その他資本剰余金	23,198	23,198
利益剰余金	14,543	19,988
利益準備金	401	502
その他利益剰余金	14,142	19,486
繰越利益剰余金	14,142	19,486
自己株式	△3	△4
株主資本合計	95,984	101,428
その他有価証券評価差額金	10,679	5,568
繰延ヘッジ損益	※8 △196	-
土地再評価差額金	389	415
評価・換算差額等合計	10,872	5,983
純資産の部合計	106,857	107,412
負債及び純資産の部合計	2,304,338	2,318,480

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
経常収益	43,527	44,119
資金運用収益	32,856	31,630
貸出金利息	26,637	24,901
有価証券利息配当金	6,076	6,626
コールローン利息	54	40
預け金利息	71	48
その他の受入利息	16	13
役務取引等収益	6,790	6,495
受入為替手数料	1,541	1,517
その他の役務収益	5,249	4,978
その他業務収益	702	994
商品有価証券売買益	-	1
国債等債券売却益	594	939
その他の業務収益	107	54
その他経常収益	3,178	4,998
償却債権取立益	511	241
株式等売却益	1,194	3,833
金銭の信託運用益	113	76
その他の経常収益	1,358	847
経常費用	37,131	36,232
資金調達費用	1,971	1,615
預金利息	1,032	921
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	491	492
借入金利息	0	0
社債利息	67	28
新株予約権付社債利息	211	-
金利スワップ支払利息	167	173
役務取引等費用	3,318	3,409
支払為替手数料	331	357
その他の役務費用	2,987	3,052
その他業務費用	148	785
外国為替売買損	124	295
商品有価証券売買損	7	-
国債等債券売却損	16	312
金融派生商品費用	-	177
営業経費	28,323	27,728
その他経常費用	3,368	2,692
貸倒引当金繰入額	1,846	1,739
貸出金償却	1,066	376
株式等売却損	55	138
株式等償却	0	-
その他の経常費用	400	438
経常利益	6,396	7,887

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	当事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)
特別利益	117	12
固定資産処分益	2	0
収用補償金	114	-
抱合せ株式消滅差益	-	11
特別損失	272	206
固定資産処分損	31	111
減損損失	240	95
税引前当期純利益	6,240	7,693
法人税、住民税及び事業税	113	189
法人税等調整額	603	1,543
法人税等合計	717	1,733
当期純利益	5,523	5,959

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	48,868	9,376	23,198	32,575	296	9,903	10,199	△2	91,641	
会計方針の変更による累積的影響額						△427	△427		△427	
会計方針の変更を反映した当期首残高	48,868	9,376	23,198	32,575	296	9,475	9,771	△2	91,213	
当期変動額										
剰余金の配当					105	△630	△525		△525	
当期純利益						5,523	5,523		5,523	
自己株式の取得								△0	△0	
土地再評価差額金の取崩						△226	△226		△226	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	-	-	-	-	105	4,666	4,771	△0	4,770	
当期末残高	48,868	9,376	23,198	32,575	401	14,142	14,543	△3	95,984	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	4,890	△285	124	4,729	96,371
会計方針の変更による累積的影響額					△427
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,890	△285	124	4,729	95,943
当期変動額					
剰余金の配当					△525
当期純利益					5,523
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					△226
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,789	88	265	6,142	6,142
当期変動額合計	5,789	88	265	6,142	10,913
当期末残高	10,679	△196	389	10,872	106,857

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	48,868	9,376	23,198	32,575	401	14,142	14,543	△3	95,984	
当期変動額										
剰余金の配当					101	△609	△507		△507	
当期純利益						5,959	5,959		5,959	
自己株式の取得								△0	△0	
土地再評価差額金の取崩						△7	△7		△7	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	101	5,343	5,444	△0	5,443	
当期末残高	48,868	9,376	23,198	32,575	502	19,486	19,988	△4	101,428	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	10,679	△196	389	10,872	106,857
当期変動額					
剰余金の配当					△507
当期純利益					5,959
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					△7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,111	196	25	△4,888	△4,888
当期変動額合計	△5,111	196	25	△4,888	555
当期末残高	5,568	-	415	5,983	107,412

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：13年～50年

その他：5年～20年

- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は

24,862百万円（前事業年度末は32,118百万円）であります。

- (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員退職慰労引当金は、執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、クレジットカード会員に付与したポイントの使用により発生する費用に備えるため、ポイント使用実績等に基づく将来の使用見込額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付融資の負担金支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象である貸出金等の金融資産・負債から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として各取引毎に個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。当行のリスク管理方針に則り、ヘッジ指定を行い、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体管理するとともに、ヘッジ手段によってヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することで、ヘッジの有効性を評価しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用並びにその他の資産（繰延消費税等）に計上し、繰延消費税等については法人税法に定める期間により償却しております。

(追加情報)

(ポイント引当金)

従来、クレジットカード会員に付与したポイントの使用に伴う費用は、支出時に経費処理しておりましたが、平成27年4月1日の株式会社いばぎんカードとの合併に伴い、ポイント付与残高の重要性が増加したことにより、当事業年度からクレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額をポイント引当金として計上しております。

これにより、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ4百万円減少しております。

(貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
株式	1,555百万円	1,504百万円
出資金	一百万円	7百万円

※2. 消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	20,469百万円	20,159百万円

※3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
破綻先債権額	691百万円	663百万円
延滞債権額	41,786百万円	41,166百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	59百万円	60百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
貸出条件緩和債権額	3,208百万円	3,841百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
合計額	45,746百万円	45,731百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	7,859百万円	7,394百万円

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	53,941百万円	52,747百万円
預け金	86百万円	83百万円
計	54,028百万円	52,830百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,451百万円	2,826百万円
債券貸借取引受入担保金	20,000百万円	20,000百万円

上記のほか、為替決済、コールマネー、デリバティブ等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有価証券	17,325百万円	13,841百万円

また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
保証金	955百万円	917百万円

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
融資未実行残高	422,775百万円	412,725百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で 取消可能なもの)	375,396百万円	359,425百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
圧縮記帳額	617百万円	588百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※11. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
劣後特約付社債	1,100百万円	一百万円

※12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	5,415百万円	7,645百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式
前事業年度（平成27年3月31日）
該当ありません。

当事業年度（平成28年3月31日）
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
子会社株式	1,555	1,512
関連会社株式	—	—
合計	1,555	1,512

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	13,419 百万円	11,057 百万円
繰越欠損金	7,160	6,636
有価証券償却	2,207	2,075
退職給付引当金	1,744	1,309
減価償却超過額	1,223	1,152
その他有価証券評価差額金	150	618
土地に係る減損損失	393	346
合併による土地評価損	925	860
その他	1,123	946
繰延税金資産小計	28,348	25,004
評価性引当額	△18,974	△16,922
繰延税金資産合計	9,373	8,081
繰延税金負債		
合併による貸出金等評価益	△837	△727
資産除去債務	△38	△38
退職給付信託設定益	△233	△221
その他有価証券評価差額金	△4,710	△2,846
繰延税金負債合計	△5,821	△3,834
繰延税金資産の純額	3,552 百万円	4,247 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.3 %	32.8 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.1	△0.3
住民税均等割等	1.0	0.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	10.8	4.2
評価性引当額の増減によるもの	△35.5	△16.1
その他	0.4	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.5 %	22.5 %

3. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.8%から、平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.6%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.4%となります。この税率変更により、繰延税金資産は203百万円減少し、その他有価証券評価差額金は117百万円増加しております。また、法人税等調整額は320百万円増加しております。

なお、再評価に係る繰延税金負債は18百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

4. 当行の繰延税金資産については、当事業年度末において5年間の長期収益計画に基づいて計上しております。

(重要な後発事象)

当行は、平成27年10月30日開催の取締役会において、当行が発行する第二種優先株式の全部につき、当行定款第12条の6に基づき、平成28年4月1日をもって取得すること、及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを以下のとおり決議いたしました。

上記決議に基づき、当行は平成28年4月1日付で第二種優先株式の全部を取得し、これをすべて消却いたしました。

(1) 取得・消却した株式の種類	第二種優先株式
(2) 取得・消却した株式の総数	709,500株
(3) 株式の取得価額・消却価額	1株につき3,000円
(4) 株式の取得価額・消却価額の総額	2,128,500,000円
(5) 取得・消却日	平成28年4月1日
(6) 消却の方法	資本剰余金からの減額

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	19,150	916	258 (6)	19,808	9,352	708	10,455
土地	9,867	590	146 (27)	10,310	—	—	10,310
建設仮勘定	[759] 288	[7] 569	815	[767] 42	—	—	42
その他の有形固定資産	8,199 [7]	604	800 (51) [0]	8,003 [6]	6,093	579	1,909
有形固定資産計	37,505 [767]	2,681 [7]	2,020 (86) [0]	38,166 [774]	15,446	1,288	22,719
無形固定資産							
ソフトウェア	5,069	1,071	113	6,026	3,733	930	2,293
その他の無形固定資産	1,375	399	1,071 (9)	703	45	0	657
無形固定資産計	6,444	1,471	1,185 (9)	6,730	3,779	931	2,951

(注) 1. 当期減少額欄における () 内は減損損失の計上額 (内書き) であります。

2. 当期首残高欄及び当期末残高欄における [] 内は、土地再評価差額 (繰延税金負債控除前) の残高であります。当期増加額欄における [] 内は、土地再評価差額 (繰延税金負債控除前) の増加であり、減損損失の計上等によるものであります。また、当期減少額欄における [] 内は、土地再評価差額 (繰延税金負債控除前) の減少であり、減損損失の計上等によるものであります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	5,014	3,878	—	5,014	3,878
個別貸倒引当金	7,136	8,338	1,697	5,438	8,338
賞与引当金	829	821	829	—	821
執行役員退職慰労引当金	39	11	22	—	28
睡眠預金払戻損失引当金	241	48	26	—	263
ポイント引当金	—	6	—	—	6
利息返還損失引当金	—	1	—	—	1
偶発損失引当金	269	292	—	269	292
計	13,531	13,399	2,576	10,722	13,631

(注) 当期減少額 (その他) 欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

- 一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額
- 個別貸倒引当金・・・回収及び洗替による取崩額
- 偶発損失引当金・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	178	573	432	1	317
未払法人税等	65	166	159	0	72
未払事業税	113	406	273	1	245

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	<p>当行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、水戸市において発行する茨城新聞および東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>なお、電子公告は当行ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。</p> <p>http://www.tsukubabank.co.jp/</p>
株主に対する特典	ありません

(注) 1. 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

(注) 2. 特別口座に記載されている単元未満株式の買取りにつきましては、日本証券代行株式会社にて取扱います。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第91期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第92期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

平成27年8月10日関東財務局長に提出。

第92期第2四半期（自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日）

平成27年11月27日関東財務局長に提出。

第92期第3四半期（自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日）

平成28年2月10日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

平成27年6月29日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月24日

株式会社筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 本 洋 平 ㊞

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社筑波銀行の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社筑波銀行が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月24日

株式会社筑波銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 澤 陽 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 本 洋 平 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社筑波銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑波銀行の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管している。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていない。